令和3年版

連結確定申告書 地方法人税確定申告書 個別帰属額等の届出書 等の記載の手引



令和3年9月 国 税 庁

法人番号 7000012050002

社会保障・税番号制度〈マイナンバー制度〉について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が導入されました。法人税及び地方法人税についても、税務署に申告書や申請書等を提出する際には、原則として、その申告書等に法人番号の記載が必要です。

国税のマイナンバー制度に関する情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度 〈マイナンバー〉」をご覧ください。

国税庁 マイナンバー



法人番号の検索・閲覧について

法人番号は、国税庁法人番号公表サイトで公表しています。

法人番号公表サイト



目 次

連約	吉確定申告書及び地方法人税確定申告書の提出について	1
1 追	車結確定申告書及び地方法人税確定申告書の提出先及び提出期限 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 展	寺価評価法人等の申告書等用紙について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 }	肖費税及び地方消費税について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4 追	車結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5 追	車結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した	
킡	昬類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 追	車結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類の編てつ順について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
7 ♯	申告に当たっての留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2 個	固別帰属額等の届出書の添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4 個	固別帰属額等の届出書の編てつ順について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
各表		
•	別表一の二「各連結事業年度の連結所得に係る申告書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
•		20
•		
	- 1	22
•	別表三の二付表二「連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算	
		23
•		
•		
•		
•		36
•		
	· · · · · ·	37
•		
	法人に係る部分の金額の計算に関する明細書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
•	別表五の二(二)「連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細書」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
	別表五の二(二)「連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細書」 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	47 48
	別表五の二(二)「連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細書」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47 48 53
	1234567 但 234 多。。。。。。。	2 時価評価法人等の申告書等用紙について 3 消費税及び地方消費税について 4 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類 5 連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類 ・

	•	別表七の二付表一「連結欠損金当期控除額及び連結欠損金個別帰属額の計算に関する明
		細書」 62
	•	別表七の二付表二「連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する
		明細書」 65
	•	別表八の二「連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書」 ・・・・・・ 67
	•	別表八の二付表「連結事業年度における受取配当等の益金不算入の個別帰属額の計算に
		関する明細書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
	•	別表十四の二「連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書」 ・・・・・・・ 73
	•	別表十五の二「交際費等の損金算入に関する明細書」・・・・・・・・・・・・・ 76
	•	別表十八の二「法人税法第八十一条の十九第一項の規定による連結予定申告書・地方法
		人税法第十六条第一項の規定による予定申告書」・・・・・・・・・・・・・・・ 78
IV	「沒	去人税申告書・地方法人税申告書の記載の手引」に準じて記載するもの 79
	•	別表二「同族会社等の判定に関する明細書」・・・・・・・・・・ 79
	•	別表五(一)付表「種類資本金額の計算に関する明細書」・・・・・・・・・ 79
	•	別表十一(一)「個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」・・・・・ 79
	•	別表十一(一の二)「一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」・・・ 80
	•	別表十六(一)「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」・・80
	•	別表十六(二)「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」・・81
	•	別表十六(六)「繰延資産の償却額の計算に関する明細書」
	•	別表十六(八)「一括償却資産の損金算入に関する明細書」
	•	別表十六(九)「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」
V		リ帰属額の届出書等の記載の仕方······ 84
v	凹刀	「加属領の加口音等の記載の正力 84 個別帰属額等の一覧表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		64 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	•	各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書 · · · · · 91
		行连相事業十及の连相地の仏外代の個別市橋領の可昇に関する別和音 31
VI	参	考93
VII	中月	連結法人の判定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103

略 語

法 … 法人税法 (昭40法律第34号)

地方法 · · · · · · · 地方法人税法 (平26法律第11号)

地方規則 · · · · · · · · · · · 地方法人税法施行規則 (平26財務省令第22号)

措置法 · · · · · · · · · 租税特別措置法 (昭32法律第26号)

措置法令 · · · · · · · · · · · 租税特別措置法施行令(昭32政令第43号)

措置法規則 · · · · · · · · · · · · 租税特別措置法施行規則(昭32大蔵省令第15号)

法律(平23法律第29号)

源の確保に関する特別措置法(平23法律第117号)

復興特別所得税令・・・・・・・・・・・・・・・復興特別所得税に関する政令(平24政令第16号)

新型コロナ税特法・・・・・・・・・・・新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法

律の臨時特例に関する法律(令2法律第25号)

新信託法 · · · · · · · · · · · · · · 信託法 (平18法律第108号)

(注) 1 この手引は、令和3年4月1日以後に終了する連結事業年度等分の法人税及び地方法人税の申告書 別表等に対応しています。

2 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例(措置法68の8)をはじめとする法人税関係の租税 特別措置の適用を受けようとする場合には「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付する必要 があります。

適用額明細書の記載方法については、国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp) に「租特透明化法に基づく『適用額明細書の記載の手引(連結法人用)』」を掲載していますので参照してください。

[連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の提出について

1 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の提出先及び提出期限

連結親法人は、各連結事業年度等終了の日の翌日から2月以内に、納税地の所轄税務署長に対し連結確定申告書及び地方法人税確定申告書を提出しなければならないこととされています(法81の22、地方法19①)。ただし、連結親法人が定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの(以下「定款等」といいます。)の定めにより、若しくは連結法人に特別の事情があることにより、その連結事業年度等以後の各連結事業年度等終了の日の翌日から2月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合又は連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度等の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないためにその連結事業年度等以後の各連結事業年度等の連結確定申告書及び地方法人税確定申告書をそれぞれの提出期限までに提出することができない常況にあると認められる場合には、その連結親法人の提出期限の延長の特例の申請に基づき、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の提出期限を2月間(次の①及び②に該当する場合にはそれぞれに掲げる期間)延長することができます(法81の24、地方法19⑤)。

① 会計監査人を置いている場合で、かつ、その定款等の定めにより各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合(②に該当する場合を除きます。)(法81の24①一)

その定めの内容を勘案して4月を超えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間

② その特別の事情があることにより各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあること、連結法人に特別の事情があることにより各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内にその各連結事業年度の連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合(法81の24①二)

税務署長が指定する月数の期間

- (注) 1 提出期限の延長の特例を受けるためには、最初に適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から45日以内に納税地の所轄税務署長へ申請書を提出する必要があります(法81の24②)。
 - 2 上記1の申請書は、法第75条の2 ((確定申告書の提出期限の延長の特例))の規定による確定申告書の提出期限の延長が認められていた法人であっても、改めて提出する必要があることに御注意ください。

2 時価評価法人等の申告書等用紙について

設立事業年度等の承認申請特例(法4の3⑥)による申請に基づく場合における連結親法人の最初連結事業年度において、連結子法人が時価評価法人等に該当することにより、その連結子法人の承認を受けた日を含む事業年度を連結申告ではなく単体申告を行うこととなるときは、その連結子法人の所轄税務署に単体申告用の申告書等用紙の交付を申し出てください。

3 消費税及び地方消費税について

消費税及び地方消費税については、連結納税制度は適用されませんが、課税期間は法人税法上の事業年度とされているため(消費税法19①二、地方税法72の78③)、連結事業年度に合わせて課税期間が変わる可能性があります。特に、連結納税を適用する前において親法人と課税期間が異なる期間となっていた子法人についてはその課税期間が変更され、その変更後の課税期間に係る消費税及び地方消費税の確定申告が必要となりますので御注意ください。

(選) 法人税について上記1の連結確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が、「消費税申告期限延長届出書」をそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出した場合には、その提出をした日が含まれる連結事業年度(その提出をした日が連結事業年度終了の日の翌日から45日以内である場合のその連結事業年度を含みます。)以後の各連結事業年度終了の日が含まれる課税期間に係る消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限が1月延長されます(消費税法45の2②)。

4 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類

連結確定申告書及び地方法人税確定申告書には、連結親法人及び連結子法人の次に掲げる書類を 添付します(規則37の12)。

- ① 貸借対照表及び損益計算書
- ② 株主(社員)資本等変動計算書又は損益金の処分表
- ③ 勘定科目内訳明細書
- ④ 連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類
- ⑤ 連結親法人の事業概況書(連結親法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した 図を含みます。)
- ⑥ 組織再編成に係る契約書等の写し
- ⑦ 組織再編成に係る主要な事項の明細書
- (注) 組織再編成を行っていない場合には、⑥及び⑦の添付は不要です。
- ⑧ 特別償却の適用を受ける場合の明細書(特別償却限度額の計算に関する付表)及び圧縮記帳の適用を 受ける場合の収用証明書など連結確定申告書に添付することが適用の要件とされている書類(以下「明 細書・証明書等」といいます。)
- ⑨ 適用額明細書(税額又は所得の金額を減少させる租税特別措置法の規定その他一定の規定の適用を受けない法人は提出の必要はありません。)

5 連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を 記載した書類

連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類は、連結法人ごとに作成し、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書に添付することとなります。この連結確定申告書及び地方法人税確定申告書への添付に際しては、連結法人ごとに作成した連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類を取りまとめ、その表紙として個別帰属額等の一覧表を付してください(「6 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類の編てつ順について」を参照してください。)。

(1) 連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額を記載した書類は、個別帰属額の届出書を使用して作成し、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書に添付します。

なお、連結子法人分の作成は、連結子法人が本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に 届け出る個別帰属額の届出書の写しを使用することとして差し支えありません。

(2) 連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成は、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の別表の写しを使用することとして差し支えありません。

なお、連結子法人分については、添付を省略することができます(添付書類としてではなく、 個別帰属額の届出書として提出する場合は省略できません。)。

また、連結親法人分の作成及び添付は、次の点に御注意ください。

① 個別帰属額に係る明細書(各別表の付表)だけでなく、その個別帰属額を算出するために必要な別表も添付する必要があります。

例えば、外国税額控除を適用する連結親法人にあっては、「別表六の二〇付表 各連結法人の外国税額の控除に関する明細書」の「連結控除限度個別帰属額13」の金額の計算において「別表六の二〇 連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書」の「連結控除限度額15」の金額が必要となるため、「別表六の二〇付表」だけでなく「別表六の二〇」も併せて添付することとなります。

② 別表の一部に個別帰属額に係る記載欄が設けられている別表については、その個別帰属額に係る記載欄だけでなく、それ以外の欄についても記載します。

例えば、「別表十四の二 連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書」にあっては、連結グループ全体の損金不算入額等が個別帰属額の計算に必要となるため、「個別帰属額の計算」以外の各記載欄につき、その連結所得の金額の計算において記載した金額を転記します。

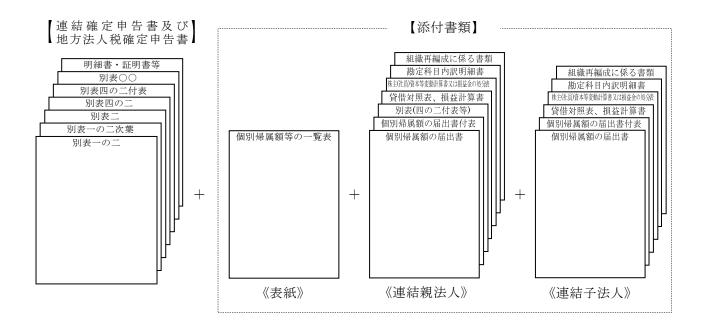
このことは、「別表六の二(一) 連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書」などについても同様です。

③ 連結親法人と連結子法人の全てが記載される別表については、連結親法人以外の記載欄を消さずに添付してください。

例えば、連結グループで損金算入限度額が設けられている「別表十五の二 交際費等の損金 算入に関する明細書」にあっては、「個別帰属損金不算入額」の「同上以外の場合23」の計算 の基礎となる「損金不算入額5」の算出に各連結法人の支出交際費等の額の合計額及び支出交 際費等の額のうち接待飲食費の額の合計額が必要であるため、連結法人の全てにつき「交際費 6」から「同上のうち接待飲食費の額21」までの各欄を記載します。

6 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類の編てつ順について

連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類については、「個別帰属額等の一覧表」を 表紙として、連結親法人及び連結子法人ごとに次の区分に応じた順に並べた上で、連結確定申告書 及び地方法人税確定申告書に添付して提出してください。



- (注) 1 添付書類の連結子法人分については、連結子法人ごとに、以降同じ順で並べてください。
 - 2 上図では、連結子法人分の連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類(申告書別表)の添付を省略しています(5/2)を参照してください。)。

7 申告に当たっての留意事項

(1) 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2イからハまでに規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申告書等を提出する場合には、申告書等には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(注) 平成19年度税制改正における新信託法の制定に伴う法の改正後の規定は、原則として、新信託法の施行の日(平成19年9月30日)以後に効力が生ずる信託(遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、新法信託を含みます。)について適用し、同日前に効力が生じた信託(遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除きます。)については、従前どおりとされています(平成19年改正法附則34①、平成19年改正令附則8)。

(新法信託とは、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項(新法の適用等)の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託をいいます。)

(2) e-Taxによる連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の提出について 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書は、電子申告(e-Tax)も可能です。 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の提出を電子申告(e-Tax)で行う場合には、e-Taxホーム ページ(https://www.e-tax.nta.go.jp)を参照してください。

Ⅱ 個別帰属額等の届出書の提出について

1 個別帰属額等の届出書の提出先及び提出期限

連結子法人は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、その連結子法人の本店又は 主たる事務所の所在地の所轄税務署長に個別帰属額等の届出書(①個別帰属額の届出書、②連結法 人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類)及び添付書類(下 記2参照)を提出しなければならないこととされています(法81の25、規則37の17)。

(注) 連結法人に係る個別帰属額等の届出書の提出先の一元化について

連結親法人が連結確定申告書又は地方法人税確定申告書をe-Taxを使用する方法により提出した場合において、その連結親法人が連結子法人の個別帰属額等の届出書(個別帰属額の計算の基礎を記載した書類(申告書別表)並びに貸借対照表、損益計算書及び事業概況書などの添付書類を含みます。)を、e-Taxを使用する方法又は光ディスク等を提出する方法によりその連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出したときは、その連結子法人がその個別帰属額等の届出書をその連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出したものとみなされます(法81の25②)。

2 個別帰属額等の届出書の添付書類

個別帰属額等の届出書には、次に掲げる書類を添付します(規則37の17)。

- ① 貸借対照表及び損益計算書
- ② 株主(社員)資本等変動計算書又は損益金の処分表
- ③ 勘定科目内訳明細書
- ④ 事業概況書
- ⑤ 組織再編成に係る契約書等の写し
- ⑥ 組織再編成に係る主要な事項の明細書
- (注) 組織再編成を行っていない場合には、⑤及び⑥の添付は不要です。

I 4に掲げる連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類のうち⑧の明細書・証明書等については、その明細書・証明書等が連結子法人に係るものである場合には、個別帰属額等の届出書にその写しを添付してください。 なお、規則第37条の6第1項第8号(外国税額控除を受けるための書類等))の書類のうち連結子法人に係るものは、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書に添付することに代えて、その連結子法人の個別帰属額等の届出書に添付することもできます。その際には、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の別表六の二〇の下部余白にその旨を記載してください。

3 連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した 書類

連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成は、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の別表の写しを使用することとして差し支えありませんが、添付を省略することはできません。この点、I5(2)と異なりますので御注意ください。また、作成及び添付は、次の点に御注意ください。

① 個別帰属額に係る明細書(各別表の付表)だけでなく、その個別帰属額を算出するために必要な別表も添付する必要があります。

例えば、外国税額控除を適用する連結子法人にあっては、「別表六の二〇付表 各連結法人の外国税額の控除に関する明細書」の「連結控除限度個別帰属額13」の金額の計算において「別表六の二〇 連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書」の「連結控除限度額15」の金額が必要となるため、「別表六の二〇付表」だけでなく「別表六の二〇」も併せて添付することとなります。

② 別表の一部に個別帰属額に係る記載欄が設けられている別表については、その個別帰属額に係る記載欄だけでなく、それ以外の欄についても記載します。

例えば、「別表十四の二 連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書」にあっては、連結グループ全体の損金不算入額等が個別帰属額の計算に必要となるため、「個別帰属額の計算」以外の各記載欄につき、その連結所得の金額の計算において記載した金額を転記します。

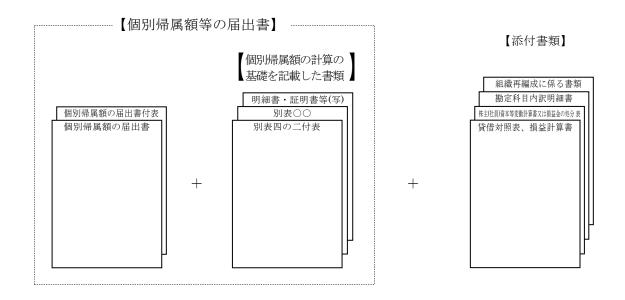
このことは、「別表六の二(一) 連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書」などについても同様です。

③ 連結親法人と連結子法人の全てが記載される別表については、他の連結法人の記載欄を消さずに添付してください。

例えば、連結グループで損金算入限度額が設けられている「別表十五の二 交際費等の損金算入に関する明細書」にあっては、「個別帰属損金不算入額」の「同上以外の場合23」の計算の基礎となる「損金不算入額5」の算出に各連結法人の支出交際費等の額の合計額及び支出交際費等の額のうち接待飲食費の額の合計額が必要であるため、連結法人の全てにつき「交際費6」から「同上のうち接待飲食費の額21」までの各欄を記載します。

4 個別帰属額等の届出書の編てつ順について

個別帰属額等の届出書については、個別帰属額の届出書を表紙として、連結法人税の個別帰属額 及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類及び添付書類を次の区分に応じた順 に並べた上で提出してください。



Ⅲ 各表の記載の仕方

別表一の二

「各連結事業年度の連結所得に係る申告書」

1 この表の用途

この表は、連結親法人が連結確定申告(法第81条の22第1項((連結確定申告))の規定による申告書(その申告書に係る期限後申告書を含みます。)の提出をいいます。以下同じです。)若しくは仮決算による連結中間申告(法第81条の20第1項((仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等))に規定する申告書の提出をいいます。以下同じです。)又はこれらの申告に係る修正申告(修正申告書の提出をいいます。以下同じです。)をする場合及び地方法第6条第3号に掲げる法人が確定申告(地方法第19条第1項((確定申告))の規定による申告書(その申告書に係る期限後申告書を含みます。)の提出をいいます。以下同じです。)若しくは仮決算による中間申告(地方法第17条第1項((仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合の記載事項等))の規定による申告書の提出をいいます。以下同じです。)又はこれらの申告に係る修正申告をする場合に使用します。

2 各欄の記載要領

(1) 連結確定申告又は仮決算による連結中間申告及び地方法人税についての確定申告又は仮決算による中間申告の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結親法人名」及び「代表	法人名及び代表者名を記載してください。	必ずフリガナを付けてく
者」		ださい。
「法人番号」	国税庁から通知を受けた13桁の連結親法人の	法人番号は国税庁法人
	法人番号を記載します。	番号公表サイト (https://
		www.houjin-bangou.nta.g
		o. jp) から検索することが
		できます。
「法人区分」		19ページの「(参考)税率
		区分」の親法人区分欄を参
		照してください。
「同上が1億円以下の普通法	当期末における資本金の額若しくは出資金の	非中小法人の判定につい
人のうち中小法人に該当しな	額が1億円以下である又は資本若しくは出資を	ては、103ページを参照して
いもの」	有しない連結親法人が、次のいずれかの法人に	ください。
	該当する場合には、「非中小法人」を○で囲んで	
	表示します。	
	(1) 相互会社	
	(2) 次のいずれかの法人(以下「大法人」とい	
	います。)との間にその大法人による完全支配	
	関係がある法人	
	① 資本金の額又は出資金の額が5億円以上	
	である法人	
	② 相互会社(外国相互会社を含みます。)	
	③ 法第4条の7(受託法人等に関するこの	
	法律の適用》に規定する受託法人(以下「受	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「同非区分」	託法人」といいます。) (3) その連結親法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれか一の大法人が有するものとみなしたときにそのいずれか一の大法人による完全支配関係があることとなる法人 (4) 受託法人 別表二の「判定結果18」で判定した区分を○で囲んで表示します。	
「旧納税地及び旧法人名等」	当期中に連結親法人の納税地若しくは法人名に異動があった場合又は合併法人が被合併法人(連結親法人であった法人)の最後連結事業年度の申告をする場合には旧納税地又は旧法人名(被合併法人名)を、本店又は主たる事務所の所在地と納税地とが異なる場合には本店又は主たる事務所の所在地を記載するなど参考となる事項を記載します。	
「※税務署処理欄」	原則として記載する必要はありませんが、「売 上金額」については、個別帰属額等の一覧表の 「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等の 合計額」における「売上金額」の金額を移記し てください。	税務署における事務の効率化につながることから、 売上金額の記載をお願いしています。
翌年以降 (香)	税務署から送付する用紙以外の用紙を使用しているため、翌期以降、申告書用紙(別表一の二、別表一の二次葉、別表セット、勘定科目内訳明細書及び適用額明細書並びに法人事業概況説明書又は会社事業概況書をいいます。)の送付が不要な場合は、「否」を〇で囲んで表示します。なお、税理士関与のある連結法人の場合は、申告書用紙の送付に代えて、連結確定申告に必要な情報を記載した「申告のお知らせ」を送付することとしておりますので、この欄への記載は不要です。	「送付不要」としている 連結親法人が、翌期以降、 「要」に〇をしても、申告 書用紙のうち別表セット 及び勘定科目内訳明細書 は送付されませんが、送付 が必要な場合には、所轄の 税務署へ御連絡ください。 また、申告書用紙などの 各種様式は、国税庁ホーム ページ (https://www.nta. go.jp)に掲載していますの でこれを印刷して御使用く ださい。
適用額明細書提出の有無有無無	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する 法律第3条第1項((適用額明細書の提出義務)) に規定する適用額明細書を申告書に添付する場合には、「有」を○で囲んで表示します。 また、当期において、税額又は所得の金額を 減少させる法人税関係の租税特別措置の適用を 受けないため、適用額明細書を提出しない場合 には、「無」を○で囲んで表示します。	適用額明細書の添付が なかった場合又は添付が あっても虚偽の記載があっ た場合には、法人税関係の 租税特別措置の適用が受 けられないこととされてい ます。これらの場合におい ても、その後誤りのない適 用額明細書の提出があっ たときは、故意に、添付が なかった場合又は虚偽の

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		記載があった場合を除いて、法人税関係の租税特別措置の適用を受けることができますので、できるだけ速やかに、誤りのない適用額明細書の提出をお願いします。
税理士法第30条の書面提出有の2の書面提出有	税理士法第30条((税務代理の権限の明示))又は第33条の2((計算事項、審査事項等を記載した書面の添付))に規定する書面を申告書に添付する場合には、該当する欄を○で囲んで表示します。	
「連結事業年度分の法人税 申告書」	空欄には、連結確定申告書と連結中間申告書 との区分に応じてそれぞれ「連結確定」又は「連 結中間」と記載します。 なお、期限後申告書である場合には、「期限後 連結確定」と記載します。	この申告が連結中間申告である場合には、更に、 (連結中間申告の令和年月日) 場合の計算期間令和年月日 にその計算期間を記載します。
「課税事業年度分の地方法人 税 申告書」	空欄には、確定申告書と中間申告書との区分に応じてそれぞれ「確定」又は「中間」と記載します。 なお、期限後申告書である場合には、「期限後確定」と記載します。	
法 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算	次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次により記載します((1)及び(2)のいずれにも該当する場合には、これらの金額の合計額を記載します。)。	この場合、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
人 額5」	(1) 別表六年玉「31」に金額の記載がある場合、 その金額を記載します。 (2) 法第4条の5第1項(連結納税の承認の取 消し等))の規定により法第4条の2(連結納	
税	税義務者))の承認を取り消された日の前日の 属する連結事業年度で、次に掲げる規定の適 用がある場合、これらの規定により当期の法 人税額に加算される金額を記載します。	
額	① 措置法第68条の11第5項((中小連結法人 が機械等を取得した場合の特別償却又は法 人税額の特別控除)	
0	② 措置法第68条の13第4項((沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除))③ 措置法第68条の15の5第5項((中小連結	
計	法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》 ④ 令和3年改正前の措置法第68条の15の4 第5項((特定中小連結法人が経営改善設備	
算	を取得した場合の特別償却又は法人税額の	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
法		特別控除》 ⑤ 平成30年改正前の措置法第68条の10第5 項((エネルギー環境負荷低減推進設備等を 取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)	
人	「法人税額計10」	措置法第68条の67第1項((連結法人に使途秘 匿金の支出がある場合の課税の特例))に規定す る使途秘匿金の支出がある場合には、その使途 秘匿金の支出の額の40%相当額をこの欄の上段 に外書として記載します。	この場合、「控除税額13」 及び「差引連結所得に対す る法人税額14」には、この 外書として記載した金額 を「10」に含めて計算しま す。
税	「仮装経理に基づく過 大申告の更正に伴う控 除法人税額12」	当期が仮装経理に基づく過大申告の更正があった日の属する連結親法人事業年度(法第15条の2第1項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度をいいます。)開始の日から5年以内に開始した連結事業年度であり、かつ、その更正の通知書に記載された繰越控除される法人税額のうち前期以前の法人税額からまだ控除されていない金額がある場合に、その金額を記載します。	
額	「差引連結所得に対す る法人税額14」	この金額が100円未満となる場合又はマイナス となる場合は記載しないでください。	
	「連結中間申告分の法 人税額15」	この申告が連結確定申告である場合に連結中間申告により納付すべき法人税額を記載します。	その税額の納付の有無に かかわらず記載します。
0	「差引確定 連結中間申 法人税額 告の場合は その税額と (14)ー(15) し、マイナス の場合は、 (26)へ記入	この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。この場合のマイナスの金額は「連結中間納付額26」に記載します。	
計	「所得税の額17」	別表六の二(一)「6の③」に内書きした金額がある場合には、その金額を別表六の二(一)「6の ③」の金額から控除した金額を記載します。	
算	「所得税額等の還付金 額25」	この申告が仮決算による連結中間申告である場合に、法第81条の29(所得税額等の還付)の規定による還付を受けようとするときは、「所得税の額17」の金額、「控除しきれなかった金額21」の金額又は別表七の二付表三「1」の金額のうち、いずれか少ない金額を記載します。	

	欄	記 載 要 領	注 意 事 項
法	「所得税額等の還付金 額25」から「計28」まで の各欄	この申告が連結確定申告であり、かつ、所得税額等の還付金額、法人税の連結中間納付額の還付金額又は連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額がある場合に、それぞれの金額を記載します。	
人	「連結欠損金の繰戻し による還付請求税額27」	この申告が連結確定申告である場合には、連 結欠損金の繰戻しによる還付請求書の「還付金 額15」をこの欄の外書に移記します。	次の連結事業年度の区 分に応じ、それぞれ次の法 人に該当する連結親法人 の各連結事業年度におい て生じた連結欠損金額に
税			ついては、法第81条の31 (連結欠損金の繰戻しによ る還付)の規定の適用を 受けることができませんの で御注意ください。ただし、 同条第4項の規定に該当
額			市条第4項の規定に該当 する場合の同項に規定す る連結事業年度において 生じた連結欠損金額又は 同条第5項に規定する災 害損失欠損金額があると
0			きは、同条の規定の適用を 受けることができます。 (1) 平成14年4月1日か ら令和4年3月31日ま での間に終了する各連 結事業年度((2)の連結
計			事業年度を除きます。) 措置法第68条の97 各号《中小連結法人 の欠損金等以外の欠 損金の繰戻しによる還
算			付の不適用》に掲げる 法人以外の法人

欄	記 載 要	領	注 意 事 項
>/4-			(2) 令和2年2月1日か
法			ら令和4年1月31日ま
			での間に終了する各連
			結事業年度(以下「特例
			連結事業年度」といいま
			す。)新型コロナ税特
			法第7条第1号から第
人			3号まで《大規模法人
			等以外の法人の欠損金
			の繰戻しによる還付》
			に掲げる法人
			なお、普通法人である連
			結親法人のうち、資本金の
			額若しくは出資金の額が
			1億円(特例連結事業年度
			にあっては、10億円)以下
			であるもの又は資本若しく
			は出資を有しないもの(相
			互会社を除きます。)(当期
			末において資本金の額又
			は出資金の額が5億円以
額			上(特例連結事業年度にあ
			っては、10億円超)である
			法人等による完全支配関
			係がある法人など法第66
			条第6項第2号又は第3
			号《各事業年度の所得に
			対する法人税の税率》に
0			掲げる法人(特例連結事業
			年度にあっては、新型コロ
			ナ税特法第7条第2号又
			は第3号に掲げる法人)に
			該当するものを除きます。)
			など、措置法第68条の97各
			号に掲げる連結親法人(特
計			例連結事業年度にあって
			は、新型コロナ税特法第7
			条第1号から第3号まで
			に掲げる法人以外の連結
			親法人)の各連結事業年度
			において生じた連結欠損
			金額については、法第81条
算			の31の規定の適用を受け
			ることができます。

	欄	記載要領	注意事項
法	「(1)のうち中小法人等 の年800万円相当額以下 の金額 ((1)と800万円× ₁₂ のう ち少ない金額)50」	「50」は、次のいずれかに該当する法人が記載します。 (1) 普通法人である連結親法人で法第81条の12 第2項((各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率))の規定の適用を受けるもの (2) 協同組合等である連結親法人及び措置法第68条の100((特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例))の規定の適用を受ける医療法人である連結親法人のうち、措置法第68条の8((中小企業者等である連結法人の法人税率の特例))の規定の適用を受けるものなお、分子の空欄には、当期の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。	ては、103ページを参照してください。
税		未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「1」の連結所得金額の1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。	
額	「(1)のうち特例税率の 適用がある協同組合等 の年10億円相当額を超 える金額51」	特定の協同組合等である連結親法人(措置法 第68条の108((特定の協同組合等である連結親 法人の法人税率の特例))の規定の適用を受ける 協同組合等である連結親法人)が記載します。	
0	「(50)の15%、16%又は 19%相当額53」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 普通法人である連結親法人が措置法第68条の8の規定の適用を受ける場合「(50)の15%、16%又は19%相当額」 (2) 協同組合等である連結親法人及び措置法第68条の100の規定の適用を受ける医療法人である連結親法人及び措置法第	法人のうち適用除外事業者に該当する法人には、軽減税率の特例措置(左記(1)及び(2))は適用されませんので御注意ください。 (注)適用除外事業者とは、そ
		る連結親法人が措置法第68条の8の規定の適用を受ける場合 「(50)の 15%、 16% 又は19% 相当額」 (3) 普通法人である連結親法人が措置法第68条の8の規定の適用を受けない場合 「(50)の 15%、16%又は 19%相当額」	の連結事業年度開始の日前3年以内に終了した各連結事業年度の連結所得の金額の平均が15億円を超える法人などをいいます(110ページを参照してください。)。
計 算	「(52)の20%又は23.2%相当額55」	「55」は、次に掲げる法人の区分に応じ、それ ぞれ次により記載します。 (1) 協同組合等である連結親法人及び措置法第 68条の100の規定の適用を受ける医療法人で ある連結親法人 「(52)の20% 又は23.2% 相当額」 (2) (1)以外の連結親法人	

	欄	記 載 要 領	注 意 事 項
地	「仮装経理に基づく過 大申告の更正に伴う控 除地方法人税額41」	当期が仮装経理に基づく過大申告の更正があった日の属する課税事業年度開始の日から5年以内に開始した課税事業年度であり、かつ、その更正の通知書に記載された繰越控除される地方法人税額のうち前期以前の地方法人税額からまだ控除されていない金額がある場合に、その金額を記載します。	
	「差引地方法人税額42」 「中間申告分の地方法人	この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。 この申告が確定申告である場合に中間申告に	その税額の納付の有無に
法	税額43」 「差引確定 中間申告の場 合はその税額 とし、マイナスの場合は、(42) ー(43) (45) へ記入	より納付すべき地方法人税額を記載します。 この金額が100円未満となる場合又はマイナス となる場合は記載しないでください。この場合の マイナスの金額は「この申告による還付金額45」 に記載します。	かかわらず記載します。
人	44」 「この申告による還付金 額45」	この申告が確定申告であり、かつ、地方法人税の中間納付額の還付金額がある場合に、その	
税		金額を記載します。 また、この欄の外書には、「27」の外書に記載した金額がある場合において、地方法第23条第1項((欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付))に規定する確定地方法人税額があるときに、次の還付所得連結事業年度に該当する課税事業年度の区分に応じ、それぞれ次	
額		の金額を記載します。 なお、この金額が法第81条の31第1項に規定 する還付所得連結事業年度に該当する課税事業 年度の別表一の二の「40」+「41」+「42」によ り計算した金額を超える場合には、その計算し た金額を記載します。	この計算に当たって、次 に掲げる場合には、それぞ れ次に掲げる金額を控除 します。 (1) 左記の「課税事業年
0		 (1) 令和元年10月1日前に開始した課税事業年度 度 「27」の外書の金額に4.4%を乗じた金額 (2) 令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度 「27」の外書の金額に10.3%を乗じた金額 	度」に係る連結事業年度 の別表一の二の「5」、 「7」又は「10の外書」 に金額の記載がある場 合…これらの金額にそ れぞれ4.4%又は10.3%
計			を乗じた金額の合計額 (2) 左記の「課税事業年度」に係る地方法人税のうち既に地方法第23条第1項の規定により還付された金額がある場合…その還付をされた金額

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結所得の金額に対す る法人税額56」及び「課 税連結留保金額に対する 法人税額57」	「連結所得の金額に対する法人税額33」及び「課税連結留保金額に対する法人税額34」の金額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額を記載します。	
機関等」	「計28」及び「この申告による還付金額45」の 還付金額の受取については、希望する振込先預貯 金口座等を次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 銀行等の預金口座の場合((2)の場合を除きます。) 金融機関名、本支店名、預金種類及び口座 番号を記載してください。 (2) ゆうちよ銀行の貯金口座の場合 「ゆうちよ銀行の貯金記号番号」に貯金総 合通帳の記号番号のみを記載してください。 (注) ゆうちよ銀行の各店舗又は郵便局窓口で の受取を希望する場合には、「郵便局名等」 に受取を希望する郵便局名等のみを記載し てください。	(1) 連結欠損金の繰戻 しによる還付請求別による還付請求別による過程 があるときは、別にあるときは、別に 要です。 (2) 口を報したは、申名表に 口座をご利義に合い。 の所名などである場での があります。 (2) ない。 (2) は、中名表に があります。 (2) に記載をご利義に含号で い。 の方の名称であるであるであるである。 は、とがあります。

(2) 修正申告の場合

(1)によるほか、次により記載します。

	欄	記載要領	注 意 事 項
「連結事業年度分の法人税 申告書」 「課税事業年度分の地方法 人税 申告書」		空欄には、連結確定申告書と連結中間申告書との区分に応じてそれぞれ「修正連結確定」又は「修正連結中間」と記載します。 空欄には、確定申告書と中間申告書との区分に応じてそれぞれ「修正確定」又は「修正中間」と記載します。	法人税のみ修正申告を 行う場合には、「課税事業 年度分の地方法人税 申告書」を二重線で消去 し、地方法人税のみ修正申 告を行う場合には、「連結 事業年度分の法人税 申告書」を二重線で消去 します。
法	「連結中間申告分の法 人税額15」	この申告前の連結確定申告等において法人税 の連結中間納付額の還付金額がある場合にも、 その還付金額を控除する前の連結中間申告分の 法人税額を記載します。	
人	「所得税額等の還付金 額25」又は「連結中間納 付額26」		既に還付を受けているか どうかにかかわらず記載し ます。
税	「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額 27」	法第81条の31の規定により還付請求をした法人税の額について、既に還付を受けている場合には、この修正申告により確定した連結欠損金額を基礎として計算される還付を受けるべき金額を本書に記載します。この場合において、既に還付	(例) 既に還付を受けた金額 500,000円 同上の還付加算金 30,000円
額		を受けた金額のほか、その還付に際し還付加算金の支払を受けているときは、この申告による還付金額に対応する還付加算金の額を含めて記載します。	修正申告による還付金額 300,000円 還付を受けるべき金額に 対応する還付加算金 30,000円×300,000円 500,000円
0			=18,000円 =18,000円 この欄に記載する金額 300,000円+18,000円 =318,000円
計	「法人税額63」	この申告前の申告書の「16」の金額を記載します。この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引連結所得に対する法人税額」の金額から連結中間申告分の法人税額を控	
算		除した金額を記載します。	

	欄	記載要領	注 意 事 項
法人	「還付金額64」	この申告前の申告書の「25」及び「26」の金額に、既に還付された連結欠損金の繰戻しによる法人税の還付金額を加算した金額を記載します。この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「還付所得税額等」の金額及び「還付金額」の金額並びに連結中間申告分の法人税額から法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引連結所得に対する法人税額」の金額を控除した金額の合計額を記載します。	よる還付金額につき還付 加算金の支払を受けている 場合には、その還付加算金
税	「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((16) - (61)) 若しくは((16) + (64)) 又は((64) - (28)) 65」	「16」、「28」、「63」及び「64」の各欄のうち記載金額のある欄に応じ、次の金額を記載します。この場合、その金額が100円未満となるときは記載しないでください。 (1) 「16」と「63」とがある場合には、「16」の	
額		金額から「63」の金額を控除した金額 (2) 「16」と「64」の本書とがある場合には、「16」 の金額と「64」の本書の金額との合計額 (3) 「28」の本書と「64」の本書とがある場合に は、「64」の本書の金額から「28」の本書の金額を控除した金額	
か計	「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額」、「計28」、「この申告により納付すべき還付請求税額30」、「還付金額64」及び「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請	各欄の外書は、この申告が連結欠損金の繰戻しによる還付金額が過大であったことによる修正申告であり、かつ、その繰戻しによる還付が行われていない場合に限り、次により記載します。 (1) 「27」及び「28」には、この申告による減少後の還付請求税額を外書きします。 (2) 「64」には、この申告前の還付請求税額を外書きします。 (3) 「30」及び「65」には、「64」の外書の金額	
算	求税額65」の外書	から「28」の外書の金額を控除した金額を外書 きします。	
地	「中間申告分の地方法 人税額43」	この申告前の確定申告等において地方法人税の中間納付額の還付金額がある場合にも、その還	
方		付金額を控除する前の中間申告分の地方法人税 額を記載します。	
法人	「この申告による還付 金額45」		既に還付を受けているか どうかにかかわらず記載し ます。
税	「この申告による還付 金額45」の外書	法第81条の31の規定により還付請求をした法 人税の額に係る地方法第23条第1項に規定する	(例) 既に還付を受けた金額
額		確定地方法人税額について、この修正申告により 確定した連結欠損金額を基礎として計算される	50,000円 同上の還付加算金
の		還付を受けるべき金額を記載します。この場合、	3,000円
計		既に同項の規定により還付を受けた金額に係る 還付加算金の支払を受けているときは、この申告	修正申告による還付金額 30,000円
算		による還付金額に対応する還付加算金の額を含めて記載します。	還付を受けるべき金額に対 応する還付加算金

	欄	記 載 要 領	注 意 事 項
地			3,000円× $\frac{30,000円}{50,000円}$ =1,800円 この欄に記載する金額 30,000円+1,800円 =31,800円
	「確定地方法人税額 71」	この申告前の申告書の「44」の金額を記載します。この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、地方法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引地方法人税額」の金	
法		額から中間申告分の地方法人税額を控除した金 額を記載します。	
人	「中間還付額72」	この申告前の申告書の「45」の金額を記載します。この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、中間申告分の地方法人税額から地方法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引地方法人税額」の金額を控除した金額を記載します。	
税	「欠損金の繰戻しによる還付金額73」	地方法第23条第1項の規定により既に還付された金額がある場合に、その金額を記載します。 なお、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、地方法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「還付金額」の金額を記載します。	地方法第23条第1項の 規定により還付を受けた金 額につき還付加算金の支 払を受けている場合には、 その還付加算金の額を含 めて記載します。
額	「この申告により納付 すべき地方法人税額 (¼)-(川))若しくは(¼) +(汎)+(汎))又は((汎)- (払))+(汎)-(45の外書))) 74」	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次により記載します。ただし、この金額が100円未満となるときは記載しないでください。 (1) 「44」に記載がある場合で、次のイ又はロの場合 ① 「71」に記載がある場合	
0	74]	(個 - 四) 若しくは (個 + 個 + 個) 又は ((個 - 個) + (個 - (45の外書))) ② 「72」と「73」のいずれか又は両方に記載がある場合 (個 - 個) 若しくは (倒 + 四 + 四) 又は ((個	
計		- (5) + (73) (45の外書)))- (2) 「45」の本書と外書のいずれか又は両方に記載がある場合で、「72」と「73」のいずれか又は両方に記載がある場合 ((⊕ (71)) 若しくは (⊕ + (73)) 又は ((72) - (45)) + ((73) - (45の外書)))	「73」に金額の記載がない場合は、「73」 - 「45の外書」の金額を0として計算した金額を記載します。

(参考) 税 率 区 分

連結親法人区分	税率	適用額明細	事 の提出あり
		軽減税率の特例	適用除外事業者
(1) 普通法人((2)(4)を除きます。)	23.2%	-	-
(2) 普通法人(法81の12②の適用を受けるものに限り、(4)を除きます。)	800万円以下:19% 800万円超:23.2%	800万円以下:15% 800万円超:23.2%	800万円以下:19% 800万円超:23.2%
(3) 協同組合等((5)を除きます。)・・・・農業協同組合、漁業協同組合など法別表第 三(協同組合等の表)に掲げる法人	20%	800万円以下:16% 800万円超:20%	-
(4) 特定の医療法人…措置法68の100①の規定の適用を受ける医療法人	800万円以下:19% 800万円超:23.2%	800万円以下:16% 800万円超:20%	20%
(5) 特定の協同組合等…措置法68の108①の規定の適用を受ける協同組合等	10億円以下: 20% 10億円超: 22%	800万円以下:16% 800万円超:20% 10億円超:22%	-

⁽注)1 適用額明細書の提出がない場合には、軽減税率の特例の適用はありませんので御注意ください。(2)~(5)の法人の「税率」欄については、適用額明細書の提出がない場合に適用される税率を表示しています。2 (2)(4)の連結親法人については、適用除外事業者の判定が必要となります。3 普通法人とは、協同組合等以外の法人をいいます(例:株式会社、医療法人など)。

別表三の二

「連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途等

この明細書は、別表二の「判定結果18」において「特定同族会社」に該当する連結親法人が法第81条の13(連結特定同族会社の特別税率))の規定の適用を受ける場合に使用します。

- (注) 当期の連結所得の金額の計算上、次に掲げるような益金不算入額又は損金算入額がある場合には、当期の連結所得の金額が0であっても、当期の連結留保金額について同条の規定による連結特定同族会社の特別税率が適用されることがありますので御注意ください。
- ① 非適格合併による移転資産等の譲渡に係る譲渡損失額(法81の13②)
- ② 受取配当等の益金不算入額(令第155条の24((連結事業年度において他の連結法人から受ける配当等の額))に規定する配当等の額に係る金額を除きます。)(法81の13②)
- ③ 外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(法81の13②)
- ④ 受贈益の益金不算入額(法81の13②)
- ⑤ 法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除きます。)の益金不算入額及び 益金不算入附帯税(利子税を除きます。)の受取額(法81の13②)
- ⑥ 繰越連結欠損金の損金算入額(法81の13②)
- ⑦ 被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(法81の13②)
- ⑧ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入額(法81の13②)
- ⑨ 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(措置法68の62⑤)
- ⑩ 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の損金算入額(措置法68 の62の2⑥)
- ① 沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額(措置法68の63⑦)
- ② 国家戦略特別区域における指定法人の連結所得の特別控除額(措置法68の63の2⑥)
- ③ 収用換地等の場合の連結所得の特別控除額(措置法68の73⑨)
- 4 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除額(措置法68の74⑥、68の75⑤、68の764 、68の76の2⑤)
- ⑤ 連結超過利子額の損金算入額(措置法令39の113の3億)
- ⑰ 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額(措置法68の98⑬)
- (8) 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額(措置法68の101⑥)
- ⑪ 租税条約に基づく合意があった場合の更正の特例により減額される連結所得の金額のうち、相手国の居住者等に支払われない金額(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律7③)

2 記載の手順

この明細書は、まず、「課税連結留保金額の計算」(「9」から「21」まで)、別表三の二付表一(「連結特定同族会社の連結留保金額から控除する連結留保控除額の計算に関する明細書」)、別表三の二付表二(「連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書」)(「11」から「34」まで)及び別表三の二付表三(「連結特定同族会社の留保金個別帰属額から控除する留保控除個別帰属額の計算に関する明細書」)を記載し、次に「連結留保金額に対する税額の計算」(「1」から「8」まで)を記載します。

3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「課税連結留保金額」の「1」 及び「2」	「 $\frac{1}{12}$ 」の分子には、当期の月数(暦に従って計算し、 1 月未満の端数は切り上げます。)を記	
「年3,000万円相当額を超え 年1億円相当額以下の金額 (((②)-(1))又は(1億円× 12 -(1))のいずれか少ない金 額)2」	載します。 「21」の金額が年3,000万円相当額を超える場合に、年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額を記載します。この場合、その金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「21」で切り捨てた1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。	
「連結留保所得金額(別表四の二「55の②」)9」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)(法第62条の5第4項(現物分配による資産の譲渡)の規定により法第81条の3第1項に規定する個別益金額を計算する場合に限ります。)の規定の適用がある場合別表四の二「10」の金額をこの欄の上段に内書として記載します。 (2) 措置法第68条の98第8項(特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例)の規定の適用がある場合別表十の二(三)「18」の金額の合計額をこの欄に含めて記載します。	内書きした金額を「9」の

3 根拠条文

法81の13、令155の23~155の25の2

別表三の二付表一

「連結特定同族会社の連結留保金額から控除する連結留保控除額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途等

この明細書は、別表二の「判定結果18」において「特定同族会社」に該当する連結親法人が法第 81条の13((連結特定同族会社の特別税率))の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注 意 事 項
「適格合併等により増加した連結利益積立金額4」	適格合併若しくは適格分割型分割により被合併法人若しくは分割法人から引継ぎを受けた連結利益積立金額、連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により増加した連結利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により増加した連結利益積立金額を記載します。	
「適格分割型分割等により 減少した連結利益積立金額 5」	適格分割型分割により分割承継法人に引き継いだ連結利益積立金額、連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により減少した連結利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により減少した連結利益積立金額を記載します。	
「積立金基準額7」	この金額がマイナスとなる場合は、0と記載します。 なお、「期末連結利益積立金額6」の金額がマイナスである場合には、「同上の25%相当額2」の金額にそのマイナスの金額の正数金額を加算した金額を記載します。	例えば、「2」の金額が 25,000,000円、「6」の金額 が△5,000,000円である場 合には、25,000,000円と 5,000,000円との合計額 30,000,000円を「7」に記 載します。
「定額基準額2,000万円× 	「 $\frac{1}{12}$ 」の分子には、当期の月数(暦に従って計算し、 1 月未満の端数は切り上げます。)を記載します。	
「他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額18」	別表三の二付表三「21」に内書きした金額がある場合には、その金額を「別表三の二付表三「21」」の金額から控除した金額の合計額を記載します。	

3 根拠条文

法81の13、令155の23~155の25の2

別表三の二付表二

「連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、別表二の「判定結果18」において「特定同族会社」に該当する連結親法人が法第81条の13((連結特定同族会社の特別税率))の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、連結留保金額に対する税額のうち各連結法人の個別帰属額を計算するために使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載し、括弧の中には 連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算 を行う連結法人の法人名を記載します。	
「連結個別留保税額の計算」の「5」及び「6」	「 $\frac{1}{12}$ 」の分子には、連結親法人事業年度の 月数(暦に従って計算し、 1 月未満の端数は 切り上げます。)を記載します。	
「個別留保所得金額11」	別表十の二 (三)「18」に金額の記載がある場合には、その金額を含めて記載します。	
「当期末配当等の額(連結 法人間配当等の額を除 く。)13」	剰余金の配当又は利益の配当(その支払に係る基準日が当期に属するものでその支払に係る決議の日が当期末の翌日から当期に係る決算の確定の日までの期間にあるものに限り、その基準日にその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に支払うものを除きます。)により減少する連結個別利益積立金額を記載します。	
「連結留保税額及び分配時調整外国税相当額の個別帰属額並びに(ボ)がないものとした場合の法人税及び地方法人税の減少額として帰せられる金額14」	次の(1)及び(2)の金額の合計額を記載します。 (1) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額額の届出書」の「差引連結法人税個別帰属額4」+「連結納税の承認を取り消され税額の指導額の加算額の個別帰属額5」+「連結法人税額の加算額の個別帰属額5」+「連結大人税額の別別帰属額31」+「連結大人稅額の間別帰属額34」により計算した金額の個別帰属額34」により計算した金額の個別帰属額34」により計算した金額の指導である額の個別帰属額34」により計算した金額の正されるのでである。 (2) 「各連結事業年度の連結法人稅の個別帰属額に係る連結地方法人稅額の用別帰属額に係る連結地方法人稅額の申別帰属額に控除された連結法人稅額の特別完額の加算額の個別帰属額に係る連結地方法人稅額の加算額の個別帰属額に係る連結地方法人稅額の加算額の個別帰属額に係る連結地方法人稅額の加算額の個別帰属額に係る連結地方法人稅額の加算額の個別帰属額に係る連結地方法人稅額の加算額の個別帰属額に係る連結地方法人稅額の抽方法人稅額の加算額の個別帰属額に係る連結地方法人稅額の加算額の個別帰属額に係る連結法人稅額の加算額の個別帰属額に確認する。	

欄	記 載 要 領	注	意	事	項
	税個別帰属額6」+「土地譲渡税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額7」+「加算調整額8」の外書-「外国税額の控除額の個別帰属額9」-「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額12」-「連結法人税額の特別控除額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額13」により計算した金額がマイナスになる場合のその金額				
「連結留保税額及び分配時間整外国税相当額の個別がないの法人税との法人税とした。」 (川) が成としての法人税としての法との負担のの人では、自然の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人	次の(1)及び(2)の金額の合計額から次の(3)の金額を控除した金額を記載します。 (1) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額4」+「連結時級の承認を連結法人税の個別帰属額4」+「連結時額の最初では一個別別保証をでは、10」の外書とは、10」の外書とは、10」の外書とは、10」の外書とは、10」の外書とは、10」の外書とは、10」の外書とは、10」のの個別別のの個別の場所の個別の場所の個別の場所の個別の場所の個別の場所の個別の場所の個別のの金額のの金額のの金額のの金額のでは、10。第二十一、10。10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、1				
「連結法人間配当等の当期 支払額19」	額26」により計算した金額 配当等の支払に係る基準日(その定めがない 場合には、その支払に係る効力が生ずる日。以 下同じです。)にその連結法人との間に連結完 全支配関係がある他の内国法人に当期に支払う 令第155条の23第1項《連結留保金額から控除 する金額等》に規定する配当等の額(適格現物 分配に係るものを含みます。)を記載します。				

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結法人間配当等の当期 受取額20」	配当等の支払に係る基準日にその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人から当期に受け取る令第155条の23第1項に規定する配当等の額を記載します。	
「個別所得金額に係る連結 法人税個別帰属額26」	「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額又は個別欠損金額1」の金額がプラスである場合の「算出連結法人税個別帰属額2」の金額を記載します。	「個別所得金額又は個別欠損金額1」の金額がない場合又はマイナスである場合は、この欄への記載は要しません。
「連結親法人が中小連結親 法人以外の場合27」、「連結 親法人が中小連結親法人の 場合28」	令第155条の25第1号((連結留保金額の計算上 控除する道府県民税及び市町村民税の額))に規 定する個別所得金額がない場合には、記載は要 しません。	
「住民税額 ((25) 又は((27) 又は(28)) のいずれか多い金額)× 10.4%29」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 令第155条の25第1号に規定する個別所得金額がない場合 (您)又は(網又は(網)のいずれか多い金額) ×10.4% (2) (1)以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次により計算した金額を記載します。 ① 連結親法人が措置法第68条の9第4項 ((試験研究を行った場合の法人税額の特別控除))に規定する中小連結親法人に該当する場合 ((您)又は(網又は(網))のいずれか多い金額)×10.4% ② 連結親法人が中小連結親法人に該当しない場合 ((您)又は(網又は(網))のいずれか多い金額)×10.4%	
「調整個別帰属地方税額に 係る控除額 ((酒)又は(剤)のいず れか多い金額)× 10.4% 32」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 令第155条の25第1号に規定する個別所得金額がない場合 (②) 又は知のいずれか多い金額) ×10.4% (2) (1)以外の場合 (②) 又は③)のいずれか多い金額) × (16.3%又は 10.4%)	

3 根拠条文

法81の18①一、令155の23、155の25、155の43

別表三の二付表三

「連結特定同族会社の留保金個別帰属額から控除する留保控除個別帰属額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、別表二の「判定結果18」において「特定同族会社」に該当する連結親法人が法第81条の13(連結特定同族会社の特別税率)の規定の適用を受ける場合(同条第4項各号に掲げる金額のうち同項第2号に掲げる金額が最も多い金額である場合を除きます。)に各連結法人ごとに記載し、連結留保金額に対する税額のうち各連結法人の個別帰属額を計算するために使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載し、括弧の中には	
	連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算	
	を行う連結法人の法人名を記載します。	
「適格合併等により増加し	適格合併若しくは適格分割型分割により被合	
た連結個別利益積立金額	併法人若しくは分割法人から引継ぎを受けた連	
4 」	結個別利益積立金額、連結完全支配関係がある	
	他の連結法人の株式の譲渡等により増加した連	
	結個別利益積立金額又は完全支配関係がある法	
	人の寄附修正事由により増加した連結個別利益	
	積立金額を記載します。	
「適格分割型分割等により	適格分割型分割により分割承継法人に引き継	
減少した連結個別利益積立	いだ連結個別利益積立金額、連結完全支配関係	
金額5」	がある他の連結法人の株式の譲渡等により減少	
	した連結個別利益積立金額又は完全支配関係が	
	ある法人の寄附修正事由により減少した連結個	
	別利益積立金額を記載します。	
「個別帰属利益積立金差額	この金額がマイナスとなる場合には、0と記	例えば、「2」の金額が
7」	載します。	25,000,000円、「6」の金
	なお、「期末連結個別利益積立金額6」の金	額が△5,000,000円である
	額がマイナスである場合には、「同上の25%相	場合には、25,000,000円
	当額2」の金額にそのマイナスの金額の正数金	と5,000,000円との合計額
	額を加算した金額を記載します。	30,000,000円を「7」に
		記載します。
「他の法人の株式又は出資	別表八(三)「13」の金額のうちに法第81条	
の基準時の直前における帳	の3第1項(個別益金額又は個別損金額)(法	
簿価額から減算される金額	第62条の5第4項(現物分配による資産の譲渡	
21」	》の規定により法第81条の3第1項に規定する	
	個別益金額を計算する場合に限ります。)の規定により益金の額に算入されない金額に対応す	
	たにより	
	る部分の金額がある場合には、その対応する部分の金額の合計額を上段に内書として記載しま	
	力の金額の自用額を上校に附着として記載します。	
	7 0	

3 根拠条文

法81の18①一、令155の25、155の43

別表四の二

「連結所得の金額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の損益計算書の当期利益の額又は当期欠損の額を基として、いわゆる 申告調整により税務計算上の連結所得金額若しくは連結欠損金額又は連結留保金額を計算するため に使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当期利益又は当期欠損の 額の合計額1」	各連結法人の別表四の二付表の「1」の「総額①」から「社外流出③」までの各欄の金額をこの明細書の「1」の「総額①」から「社外流出③」までの各欄にそれぞれ合計して記載します。	
「加算」の「減価償却の償却超過額2」から「減算」の「所得税額等及び連結欠損金の繰戻しによる還付金額等25」までの各欄	原則として、「当期利益又は当期欠損の額の合計額1」の「総額①」から「社外流出③」までの各欄の記載に準じます。	「加算」の「4」、「5」 及び「減算」の「11」の空 欄に記載すべき事項が多 い場合には、連結法人ごと に集計した金額を記載す ることとしても差し支えあ りません。
「仮計42」	次の場合に応じ、それぞれ次により計算します。 (1) 別表四の二付表の「41」に別表十四の「20」の記載がある場合 (33)+(34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39)+(40)-(41) (2) 別表四の二付表の「41」に別表十四の「21」 又は「23」の記載がある場合 (33)+(34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39)+(40)+(41)	
「連結所得金額又は連結欠損金額55」		(1) 「55」の「総額①」から「社外流出③」までの各欄の金額は、各連結法人の別表四の二付表の「55」の「総額①」から「社外流出③」までの各欄の金額をそれぞれ合計した金額と符合することになります。 (2) 「総額①」の金額に「社外流出③」の金額に「社外流出③」の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減りした額と符合することになります。

別表四の二付表

「個別所得の金額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の損益計算書の当期利益の額又は当期欠損の額を基として、いわゆる 申告調整により税務計算上の各連結法人の個別所得金額若しくは個別欠損金額又は個別留保金額を 計算するために使用します。

なお、各欄の記載に当たり、その各欄の算定を示す他の別表がある場合には、まず、当該他の別表を記載して、その結果を移記してください。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、括 弧の中に個別所得金額若しくは個別欠損金額又 は個別留保所得金額の計算を行う連結法人の法 人名を記載します。	
「当期利益又は当期欠損の 額1」の「総額①」	各連結法人の損益計算書の当期利益の額又は 当期欠損の額を記載します。この場合、当期利 益の額又は当期欠損の額のうちに前期から繰り 越された利益又は欠損の額を含むときは、前期 から繰り越された利益又は欠損の額を控除した 金額を記載します。	
「当期利益又は当期欠損の額1」の「留保②」及び「社外流出③」の「配当」	(1) 「留保②」には、「総額①」に記載した金額から「社外流出③」に記載した金額の合計額を減算した金額を記載します。 (2) 「配当」には、当期にその支払に係る効力が生ずる令第9条の2第1項第6号((連結利益積立金額))に規定する合計額並びに当期の同項第7号の規定により令第9条第1項第12号及び第14号((利益積立金額))の規定に準じて計算される金額の合計額を記載します。	②」に△印を付して記載し
「役員給与の損金不算入額 3」	役員に対して支給する給与のうち、法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)(法第34条の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。)の規定により損金の額に算入されない金額を記載します。	
「加算」の「4」及び「5」	(1) 各連結法人が費用又は損失として経理した 金額で当期の連結所得の金額の計算上損金の 額に算入されないもの及び各連結法人が収益 として経理しなかった金額で当期の連結所得 の金額の計算上益金の額に算入されるもの等 についてその名称及び金額を記載します。こ の場合において、留保されている金額は「留 保②」に、社外に流出している金額は「社外	(1) 税効果会計を採用している場合において、損益計算書上、税引前当期純利益から減算した「法人税等調整額」があるときは、「加算」の空欄に「法人税等調整額損金不算入」等と記載の上、

(2) 次に掲げる場合には、それぞれ次により記載します。 (2) 次に掲げる場合には、それぞれ次により記載します。 ① 措置法第68条の57第1項(関西国際空港用地整備準備金)の規定の適用を受ける場合には、損金経理(法第81条の20第1項第1号(仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等)に掲げる金額を計算する場合にあっては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいいます。以下同じです。)の方法により関西国際空港用地整備準備金として積み立てた金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 (2) 措置法第68条の57の2第1項((中部国際空港整備準備金)の規定の適用を受ける場合には、損金経理の方法により中部国際空港整備準備金として積み立てた金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 (3) 措置法第68条の6第1項(農業経営基盤強化準備金として積み立てた金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 (4) 指置法第68条の6第1項(農用地等を取得した場合の課税の特例)の規定の適用を受ける場合には、損金経理の方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てた金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 (4) 指置法第68条の8第1項(農用地等を取得した場合の課税の特例)の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する農用地等の帳簿価額を損金経理の方法により減額した金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 (5) 推置法第68条の98第1項(特別)新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課別の特別の報告のと思いない。
た場合の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、損金経理の方法により同項の特別勘定として経理した金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 ⑥ 震災特例法第26条の3第1項(連結法人の再投資等準備金)の規定の適用を受ける場合には、損金経理の方法により再投資等準備金として積み立てた金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 (注) 「令和3年版法人税申告書・地方法人税申告書の記載の手引」の24ページに、「農業経営基盤強化準備金の適用を受ける場合の申告書の記載例」として、単体法人の場合の記載例を掲載していま

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	ある連結法人に係る特定外国関係法人等の個別課税対象金額等の益金算入》の規定による益金算入額(別表十七(EのE)「28」、別表十七(EのE)「9」又は別表十七(EのE)「11」)は、措置法令第39条の120第4項((外国関係会社の判定等))等の規定により連結利益積立金額に含まれないものとされますので、「加算」の空欄に「特定外国子会社等に係る課税対象金額」等と記載の上、その額を「総額①」及び「社外流出③」(※印を付けます。)に記載します。	
「受贈益の益金不算入額9」	法人による完全支配関係がある他の内国法人から受けた受贈益の額で、法第81条の3第1項(法第25条の2第1項(受贈益))に係る部分に限ります。)の規定により益金の額に算入されない金額を記載します。	
「適格現物分配に係る益金 不算入額10」	適格現物分配により資産の移転を受けたことによって生ずる収益の額で、法第81条の3第1項(法第62条の5第4項に係る部分に限ります。)の規定により益金の額に算入されない金額を記載します。	
「減算」の「11」	(1) 各連結法人が費用又は損失として経理しなかった金額で当期の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの及び収益として経理した金額で当期の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されないもの等についてその名称及び金額を記載します。(2) から(4)ままの。この場合を除きます。)。この場合、法人計算外で経費とするもの(経費の認定損)のように税務計算上留保した金額を減少させるものは、「留保②」に記載します。(2) 措置法第68条の73(収用換地等の場合の連結所得の特別控除)、措置法第68条の74から第68条の76まで((特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除))、措置法第68条の76の2((特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除))又は措置法第68条の101(農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例)の規定による損金算入額(別表十の二二、「22」、「35」、「38」、「41」若しくは「44」又は別表十(七「22」)は、措置法令第39条の101第6項(収用換地等の場合の連結利益積立金額に対別表十(七「22」)は、措置法令第39条の101第6項(収用換地等の場合の連結利益積立金額に対別表十(七、12、13、14、14、14、14、15、15、15、15、15、15、15、15、15、15、15、15、15、	税効果会計を採用している場合において、損益計算書上、税引前当期純利益に加算した「法人税等調整額」があるときは、「減算」の空欄に「法人税等調整額益金不算入」等と記載の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「損金経理をした法人税及 び地方法人税 (附帯税を除 く。) 14」	規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する特別勘定の金額を取り崩した金額で各連結法人が収益として記載します。 (4) 当期の決算の確定の日までに剰余金の処分によりでをできれるものは、「減算」の空欄に「利金を処分による準備金額での金額で開いるときでは、「減算」の空欄に見入される準備金額の全額(税効果会計をといる場合には、その積立額との合計額)をいる場合には、その積立をで、で、ときないでは、のの空間に「総額で、で、でのでは、といる場合には、があるときは、「加算」の空間に「企業のでのでは、なび、でのでで、で、は、このような加算をしている。といる。といるので、は、このような加算をしていて、このは、このような加算をしていて、このは、このが、の金額をには、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、この	農業経営基盤強化準備金(措置法68の64①)、農用地等を取得した場合の課税の特例の適用による積立金(措置法68の65①)、関連の機能を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を
「損金経理をした連結法人 税個別帰属額及び連結地方 法人税個別帰属額15」	による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額((1)の金額を除きます。)なお、(1)及び(2)のいずれの金額をも有する場合には、それらの金額の合計額を記載します。 各連結法人が費用又は損失として経理した連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額について、その金額を記載します。	「総額①」及び「留保②」 に併せて記載します。 油 この仮払税金をその 後の連結事業年度で消 却した場合、その消却を した連結事業年度にお いて、次の区分に応じ処 理します。
「損金経理をした附帯税(利子税を除く。)の負担額16」	各連結法人が費用又は損失として経理した連結法人税及び連結地方法人税に係る附帯税(利子税を除きます。)の負担額を記載します。	イ 損金経理により消 却した場合 その税 金が損金不算入のも
「損金経理をした道府県民税及び市町村民税17」	別表五の二〇付表の「計10」及び「計15」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額を記載します。	のであると否とを問 わず、この明細書の 「加算」の空欄に「仮
「損金経理をした納税充当金18」 「損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。) 及び過怠税19」	別表五の二〇付表の「損金経理をした納税充 当金31」の金額を記載します。 別表五の二〇付表の「加算税及び加算金24」 から「過怠税27」までの「当期中の納付税額③ ~⑤」の各欄の金額の合計額を記載します。	払税金消却」等と記載の上、その合計額を「総額①」と「留保②」に記載します。ロ 納税充当金で消却した場合 この明細書には記載しないで、

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		別表五の二(一付表一 に前期から繰り越さ れた「仮払税金」の 「減②」にその消却 した金額を△印を付 して記載し、「納税充 当金20」の「減②」 に同額を記載します。 (2) 別表五の二(二)付表の 「損金経理による納付 ⑤」に外書の金額がある 場合、この明細書の「加 算」の空欄に「未収過誤 納金」等と記載し、その 金額を「総額①」及び「留 保②」に記載します。
「収益として経理した連結 法人税個別帰属額及び連結 地方法人税個別帰属額21」	各連結法人が収益として経理した連結法人税 個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額につ いて、その金額を記載します。	
「収益として経理した附帯 税(利子税を除く。)の受取 額22」	各連結法人が収益として経理した連結法人税 及び連結地方法人税に係る附帯税(利子税を除 きます。)の減少額として受け取る金額を記載し ます。	
「納税充当金から支出した 事業税等の金額23」	別表五の二〇付表の「事業税及び特別法人事業税35」から「38」までの金額の合計額を記載します。	別表五の二(二)付表の「損金不算入のもの37」に金額の記載がある場合には、その税目等をこの明細書の「加算」に記載し、その金額を「総額①」及び「社外流出③」に記載します。
「法人税等の中間納付額及 び過誤納に係る還付金額24」	連結法人税、連結地方法人税、法人税、地方 法人税、道府県民税及び市町村民税の中間納付 額並びにこれらの税の過誤納に係る還付金額に ついて、連結法人がこれらを当期利益の額に含 めている場合にその金額を記載します。	利子税相当額の還付金 については、その納付した 時に損金の額に算入され ていますので、この欄で減 算することはできません。
「所得税額等及び連結欠損 金の繰戻しによる還付金額 等25」	次に掲げる還付金額で当期にその還付を受けることが確定したものについて、その額を当期利益の額に含めているかどうかにかかわらず記載します。この場合に、これらの確定した還付金額を当期利益の額に含めていないときは、「加算」の空欄に「未収の所得税額の還付金」等として「総額①」及び「留保②」に記載し、その後の連結事業年度でこれらの還付金を当期利益の額に含めた場合には、その金額を「減算」の空欄に「未収の所得税額の還付金」等と記載の上、還付金の額を「総額①」及び「留保②」に記載します。	前期分の申告において 所得税額の還付が生じ、そ の還付を受けていた場合 において、その後前期分の 連結法人税につき更正処 分があり、その還付を受け た所得税額の全部又は一 部に相当する金額の追徴 があったときは、その追徴 された金額に相当する還 付所得税額はこの欄には 記載しないでください。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	(1) 所得税額及び復興特別所得税額の還付金額並びに控除対象外国法人税額の還付金額(2) 連結欠損金の繰戻しによる還付金額(3) 国税通則法の規定による附帯税(利子税を除きます。)の還付金額(4) 地方税法の規定による各種加算金及び延滞金(同法第65条、第72条の45の2又は第327条の規定による納期限の延長を受けた期間に係るものを除きます。)の還付金額(5) (1)から(4)まで及び「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額24」に記載されるもの以外の租税で損金の額に算入されないものの還付金額	この場合、その還付を受けた所得税額が当期利益の額に含まれているときは、その追徴された所得税額に相当する金額は、「減算」の空欄に「追徴された所得税額」等として「総額①」及び「留保②」にそれぞれ記載します。
「被合併法人等の最終の事 業年度の欠損金の損金算入 額34」	法第81条の9第4項((連結欠損金の繰越し))の 規定により当期の連結所得の金額の計算上、損 金の額に算入される金額を記載します。	
「仮計42」	次の場合に応じ、それぞれ次により計算します。 (1) 別表十四の「20」の記載がある場合 (33)+(34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39)+(40)-(41) (2) 別表十四の「21」又は「23」の記載がある場合 (33)+(34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39)+(40)+(41)	
「非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額45」	(1) 連結親法人事業年度開始の日の合併(適格合併を除きます。)により合併法人に資産及び負債の移転をした場合に、資産及び負債の移転をした場合に、資産及び負債の移転をした場合併の目の前日の属する連結事業年度分のこの明細書に記載します。ただし、各連結法人が合併(適格合併を除きます。)により完全支配関係がある合併法人に譲渡損益調整資産(法第61条の13第1項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益))に規定する譲渡損益調整資産をいいます。)の移転をした場合に、譲渡損益調整資産のその移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額について損金の額又は益金の額に算入される金額を譲渡利益額又は譲渡損失額から減算又は加算した金額を、被合併法人の合併の目の高する連結事業年度分のこの明細書に記載します。 (2) 残余財産の全部の分配又は引渡し(適格現物分配を除きます。)により被現物分配法人等に資産の移転をした場合に、資産のその移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を現物分配法人の残余財産の確定の目の属す	譲渡損失額を記載する 場合は、その金額を△印を 付して記載します。

欄	記載要領	注 意 事 項
	る連結事業年度分のこの明細書に記載します。	
「残余財産の確定の日の属する連結事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額54」	当期が残余財産の確定の日の属する連結事業年度である場合に、法第81条の3第1項(法第62条の5第5項に係る部分に限ります。)の規定により損金の額に算入される事業税及び特別法人事業税の額を記載します。	平成22年9月30日以前 に解散が行われた場合に は記載する必要はありませ ん。
「個別所得金額又は個別欠 損金額55」		「総額①」の金額は、「留保②」の金額に「社外流出③」の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになります。

別表五の二(一)

「連結利益積立金額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法第2条第18号の2((定義))及び令第9条の2((連結利益積立金額))に規定する連結利益積立金額を計算するために使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「各連結法人の連結個別利 益積立金額」の各欄	連結法人ごとにその法人名及び別表五の二(一) 付表一「19」の金額をそれぞれ記載します。	
「未納連結法人税及び未納 連結地方法人税(附帯税を 除く。)16」	各連結法人の別表五の二(一)付表一の「未払連結法人税個別帰属額及び未払連結地方法人税個別帰属額21」を合計した金額を記載します。	この欄の③には、連結親 法人に係る別表五の二二 付表の「中間3」の②及び 「確定4」の②の金額を移 記しないでください。

3 根拠条文

法2十八の二、令9の2

別表五の二(一)付表一

「連結個別利益積立金額及び連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」

1 連結個別利益積立金額の計算に関する明細書

(1) この明細書の用途

この明細書は、法第2条第18号の3 ((定義)) 及び令第9条の3 ((連結個別利益積立金額)) に規定する連結個別利益積立金額を計算するために使用します。

(2) 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、括	
	弧の中に連結個別利益積立金額の計算を行う連	
	結法人の法人名を記載します。	
「区分」の「積立金	(1) 「利益準備金1」以外の連結個別利益積立	左記(2)①及び②の「各連
2」以下の空欄	金額(税務上の否認金額のうち留保した金額	結法人」には、連結親法人
	を含みます。)について、その名称を記載しま	が含まれます。
	す。	
	(2) 連結親法人が、自己の連結個別利益積立金	
	額の計算を行う場合には、次によります。	
	① 各連結法人の当期に係る連結法人税個別	
	帰属支払額(法第81条の18第1項(連結法人	
	税の個別帰属額の計算》の規定により計算さ	
	れる各連結法人が各連結事業年度の連結所	
	得に対する法人税の負担額として帰せられ	
	る金額を支払うこととなる場合のその支払	
	うこととなる金額をいいます。以下同じで	
	す。)及び連結地方法人税個別帰属支払額(地 方法第15条第1項(連結法人の地方法人税	
	の個別帰属額の計算》の規定により計算され	
	る各連結法人が各連結事業年度の地方法人 税の負担額として帰せられる金額を支払う	
	こととなる場合のその支払うこととなる金	
	額をいいます。以下同じです。) を受け取る	
	こととなる場合において、空欄に「未収連	
	結法人税個別帰属支払額及び未収連結地方	
	法人税個別帰属支払額」と記載し、その受	
	け取ることとなる金額(各連結法人の「未	
	払連結法人税個別帰属額及び未払連結地方	
	法人税個別帰属額21」の「当期の増減」の	
	「増③」の「中間」及び「確定」の金額の	
	うち連結法人税個別帰属支払額及び連結地	
	方法人税個別帰属支払額を合計した金額)	
	を「当期の増減」の「増③」に△印を付さ	
	ずに記載します。	
	② 各連結法人の当期に係る連結法人税個別	
	帰属受取額(法第81条の18第1項の規定に	
	より計算される各連結法人が各連結事業年	

欄	記	載 要	領	注意	事 項
	金町で お人町な払過力支」で帰る地での野棚人町を中付表にものでで、おりのででは、おりので、おりのでで、おりのでで、おりので、おりのでで、おりのでで、おりので、おりの	含文で(して文文)を示えて、『真真』)見聞へ、「文文』であるうなでは、「受を③ 別在に税の書わ間さるたち、空をこ)方各のこ金」法人う「確取合」 表未「」「にち分ず「書中欄受と及法連減と額と人税こ当定額計に 五納未と増△、にに確(間にけとび第結少とをと税個と期」及し△ の税納記③印連未記定△納「利で)」を通過です。	「文文は重ちた頃ない。別別帰な増金連金を「二頃連載」の告税し」)額収増税るる結条人とるいる別帰な減額結額付「付」法、△さ人額まののの還減減と額方1各て合す合属受金のの地)し「表の人そ印れ税がす。「金還付」少とを法項連帰の。に受取額(う方をて「の本税のをた及る)。期額付連の類ない人の結せそ以い取額(増ち法「記」「書及金付金び場」現あが法増とるい税規事らの下い額」各③連人当載「確のび額し額連合」現あが法③し場ま個定業れ受同、及と連〕結税期し「定金未をてが結)」在るあ人)」		
	ます。		せん。)を記載し		
「期首現在連結個別利益積立金額①」	原則として、前男和領では、前男のでは、前男のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	川益積ったとなる。 はたしたしたがでいる。 はた一の金正人のの金正人ののででででででででででででででででででででいる。 はた一の金でででできます。 はた一の金ででは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、こ	頂④」の各欄の金 合には、その更正 後の金額)を移記 ら連結法人にあっ 過翌期首現在利益 更正又は決定があ 快定に基づいて調	この申告が告であるときけを記載し、「差引翌」個別利益積立載は必要あり	当期の増減」 期首現在連結 金額④」の記

LHH	=1 +1\ ==	W # # #
欄	記載要領	注意事項
「当期の増減」	原則として、「減②」には別表四の二付表の「減	(1) 別表四の二付表の「加
	算」の「留保②」の金額を、「増③」には同付表	算」の「損金経理をした
	の「加算」の「留保②」の金額を、その内容に 応じて記載します。この場合に同付表の「減算」	法人税及び地方法人税 (附帯税を除く。)14」
	に記載した「仮払税金(仮払連結法人税、仮払	の「留保②」の金額のう
	連結地方法人税、仮払法人税、仮払地方法人税、	ち連結法人税及び連結
	仮払道府県民税又は仮払市町村民税)」について	地方法人税(未納のもの
	は「増③」に△印を付けて記載します。	を除きます。) にあって
	なお、次のような場合には、同付表と関係な	は△印を付して「未納連
	く次によります。	結法人税及び未納連結
	(1) 納税充当金を取り崩して、連結法人税(利	地方法人税」と記載した
	子税及び延滞税を除きます。)、連結地方法人	欄の「減②」に、法人税
	税(利子税及び延滞税を除きます。)、法人税	及び地方法人税にあっ
	(利子税及び延滞税を除きます。)、地方法人	ては「未納法人税及び未
	税(利子税及び延滞税を除きます。)、道府県	納地方法人税22」の「減
	民税又は市町村民税の額を納付した場合には、	②」に記載します。
	「納税充当金20」の「減②」にその合計額を	また、同付表の「損金
	記載するとともに、連結法人税及び連結地方 法人税にあっては「3」から「17」までの空	経理をした連結法人税 個別帰属額及び連結地
	欄のいずれかに「未納連結法人税及び未納連	方法人税個別帰属額15」
	結地方法人税」と記載した欄の「減②」にそ	の「留保②」の金額(未
	の金額を△印を付して、その他のものにあっ	払のものを除きます。)
	ては「未納法人税及び未納地方法人税22」、「未	については「未払連結法
	納道府県民税23」又は「未納市町村民税24」	人税個別帰属額及び未
	の「減②」にこれらの税額をそれぞれ記載し	払連結地方法人税個別
	ます。	帰属額21」の「減②」に
	(2) 当期の中間納付額として納付すべき連結法	△印を付して、同付表の
	人税、連結地方法人税、道府県民税又は市町	「損金経理をした道府
	村民税の額がある場合には、納付の有無に関	県民税及び市町村民税
	係なく、別表五の二〇付表の「中間3」の「当	17」の「留保②」の金額
	期発生税額②」の金額を△印を付して「3」から「17」までのいずれかの空欄に「未納連結	については「未納道府県 民税23」及び「未納市町
	法人税及び未納連結地方法人税」と記載した	村民税24」の「減②」に
	欄の「増③」に、同付表の「中間8」及び「中	それぞれ記載します。
	間13」の「当期発生税額②」の金額を「未納	なお、連結法人税及び
	道府県民税23」及び「未納市町村民税24」の	連結地方法人税並びに
	「増③」の「中間」にそれぞれ記載します。	連結法人税個別帰属額
	(3) 中間配当積立金等を取り崩して剰余金の配	及び連結地方法人税個
	当(資本剰余金の額の減少に伴うものを除き	別帰属額の当期発生額
	ます。以下同じです。)若しくは利益の配当又	を損金の額又は益金の
	はいわゆる中間配当(資本剰余金の額の減少に	額に算入し、「未払金」
	伴うものを除きます。以下同じです。)をした	又は「未収入金」等によ
	場合には、その積立金の取崩額を「減②」に	り経理した場合には、この思想書の「2」から
	記載します。 なお、この金額は「繰越損益金18」の「増	の明細書の「3」から 「17」までの空欄のいず
	(なわ、この金額は「裸越損益金18」の「増 (3) の金額に含まれることになります。また、	れかに「未払金」又は「未
	この場合に会社法第445条第4項の規定により	収入金」等と記載の上、
	積み立てた剰余金の配当に係る利益準備金の	その欄の「増③」にその
	額は、「利益準備金1」の「増③」に記載しま	経理した金額を記載し
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「繰越損益金18」				立金額①」には、 ナスの場合は△印				
				ノ、同一金額を「減				
				期首現在連結個別				
				改めて利益剰余金				
				」の「増③」に記				
				- 前の各事業年度又				
	は各連結事業年度	隻(法第6	4条の	4 第 1 項 ((公益法				
	人等が普通法人等	等に移行	する	場合の所得の金額				
	の計算》)又は平成	31年改正	E前の	法(以下「平成31				
	年旧法」といいま	ます。) 第	育64条	:の4第1項((公益				
	法人等が普通法ク	人に移行	する。	場合の所得の金額				
	の計算))の規定の	適用を受	をけた	事業年度前の各事				
				余きます。) におい				
	て次に掲げる事具	由が生じ	た場合	合には、それぞれ				
				に内書として記載				
	· -			額25」は、その内				
			繰起	越損益金18」から				
	減算して計算しま	-	** == >	米川州で年来)2日				
				業以外の事業に属				
				の収益事業に属す				
				と その資産の価 する帳簿に記載さ				
	•			する帳簿に記載さ 額としてその収益				
	•			ったことでの収益 れた金額を減算し				
	た金額	X 144 (C 11C	14% ()					
		が普诵法	人又	は協同組合等に該				
				法第64条の4第1				
				の4第1項の規定				
	の適用があった							
	することとなっ	った時((2)に	おいて「移行時」と				
	いいます。) に	おいて有	する	資産(その収益事				
	業以外の事業に	に属して	いた賞	資産に限ります。)				
	の価額としてる	その移行	時にこ	おいてその帳簿に				
	記載されていた	た金額か	らその	の移行時において				
				以外の事業に属し				
			~ .	価額としてその移				
			に記載	載されていた金額				
	を減算した金額	•		e)				
				、公益法人等を被				
				その法人がその適 は出答な方式をは				
				は出資を有する法 適格合併に係る被				
				適格合併に係る依 出資を有しない法				
				山真を有しない伝)により資産及び				
				たより負性及び 合併の時において				
				は、その収益事業				
				ったものに限りま				
	・一個ノロ民生ル	· • • / • R	6		1			

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
	す 2 定産分債負合額 は 2 5 控るとの 7 す 第 (該併の同資の 項のの割の債併の法平項第除もす適項る法46 令当法規条産の又適令型引のに合第成の1すのる用に金第条第す人定第取引は形13割価項る額条年定第金限併あ定 条 4 条のる用に済いる。 (3 額りにっす の第のに合う 2 をのにの 3 額りにっす の第のに合う 2 をのにの 3 額りにっす の第のに合う 2 に合う 2 をのに合う 2 をのにのにのにのにのにのにのにのにのにのにのにのにのにのにのにのにのにのにのに	1年の3500見等覚は装置又のすきころ、は「5m件あ見年を3けに定り第第用又のすきこ調、第項第限併あ定旧も第る規す条し144がは計)。令と整、1の1りにつす法を3倍定帳第金項名の4)にご益、環規項すきこま	66除項并す長しぎ苦りか号によ31皆益 苦足第一令に女64除〔法る簿項額し4た号[掲そ条期目 しの5)令と急条き適人帳価第一く第こ累げのの末的 く適号又第 医のま构等 後落2 に1とれげど!に貝 に月にに3 当療	りする でである と は、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	見 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)			
「未払連結法人税個別帰属 額及び未払連結地方法人税 個別帰属額21」	各連結法人の当 支払額又は連結法 地方法人税個別帰 個別帰属受取額を 「確定」に記載し 額及び連結地方法 は△印を付して記	法人税個別 計属支払額 注「当期の ます(連続 法人税個別	川帰属ラ 買又は減」 日 増減」 日 法 日 属 ラ	を取額及び連絡 直結地方法人利 の「増③」の が過別帰属支持	吉 方法人 ⁵	税の中 ぶある! 咸」の	『間線 場合』 「増3	こは、「当
「未納法人税及び未納地方 法人税 (附帯税を除く。) 22」	所得に対する法 しに係る特別控例 戻税額、使途秘匿 土地譲渡利益金額 同族会社の連結留 ます。)の本税及で します。	余取戻税額 金の支出 頃に対する 習保金額に	頁、リー の額に る法人科 こ対する	-ス特別控除取 対する法人税 対及び連結特別 が法人税を含み	文 三 大			
「未納道府県民税23」及び 「未納市町村民税24」の「当 期の増減」の「増③」の「確 定」の各欄	別表五の二二代 税の額の「期末現 の本書の金額をそ	在未納税	額⑥」の	9]及び「14	末現在 及び「1 の金額 ち、中間 ある場合	未納税 4」に があ付 引納付 合)に	額⑥ 外書 場合 額のは、	表の「期」の「9」 (公印) (すなわ 還付金が 「3」か 欄に「未

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
					載の上、	「当 に に そ	朝のb	」等と記 増減」の 額(△印 を記載し

(注) この明細書は、連結親法人を除き、通常の場合には次の算式により検算ができます(連結親法人にあっては、この明細書に記載する「未収連結法人税個別帰属支払額及び未収連結地方法人税個別帰属支払額」から「未払連結法人税個別帰属受取額及び未払連結地方法人税個別帰属受取額」を減算した額と「未納連結法人税及び未納連結地方法人税」との間に差額がある場合には、その差額に相当する金額が検算式と不符号となります。)。

なお、当期中の適格合併、適格分割型分割又は適格現物分配により被合併法人、分割法人又は現物分配法人から移転等を受けた資産等、法人が有する完全支配関係がある法人の株式等について寄附修正事由が生ずる場合及び適格分割型分割により分割承継法人に移転をした資産等がある場合には、これらの金額が検算式と不符号となります。

差引合計額「25」①

- + 別表四の二付表留保総計「55」②
- 中間分、確定分連結法人税個別帰属額・連結地方法人税個別帰属額・法人税・地方法人税・県市民税の合計額
- = 差引翌期首現在連結個別利益積立金額「25」④

(3) 根拠条文

法2十八の三、令9の3

2 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書

(1) この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の法第2条第17号の2((定義))及び令第8条の2((連結個別資本金等の額))に規定する連結個別資本金等の額を計算するために使用します。

発行済株式又は出資のうちに2以上の種類の株式又は出資がある場合には、別表五(一)付表の 記載が必要となります。

(2) 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「区分」の「28」及び「29」 の空欄	「資本金又は出資金26」及び「資本準備金27」 以外の連結個別資本金等の額について、その名 称を記載します。	
「期首現在連結個別資本金 等の額①」	前期分のこの明細書の「差引翌期首現在連結個別資本金等の額④」の各欄の金額(更正又は決定に基決定があった場合には、その更正又は決定に基づいて調整した後の金額)を移記します。 なお、前期が単体法人である連結法人にあっては、前期又は分割前事業年度の別表五(一の「差引翌期首現在資本金等の額④」の各欄の金額(更正又は決定があった場合には、その更正又は決定に基づいて調整した後の金額)をこの明細書の該当する欄に記載します。	あるときは、この欄だけを 記載し、「当期の増減」及 び「差引翌期首現在連結個 別資本金等の額④」の記載
「当期の増減」	 (1) 令第8条第1項第1号から第12号まで((資本金等の額))の規定に準じて計算した金額を「資本準備金27」から「29」までの各欄の「増③」に記載します。 (2) 令第8条第1項第13号から第18号まで及び第20号から第22号までの規定に準じて計算した金額を△印を付して「資本準備金27」から「29」までの各欄の「増③」に記載します。 	

(3) 根拠条文

法2十七の二、令8の2

別表五の二(一)付表二

「連結子法人の株主等における帳簿価額修正額のうちその連結子法人に係る部分の金額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、各連結子法人の当期末における連結個別利益積立金額又は利益積立金額のうち、 令第9条第1項第6号((利益積立金額))に定めるいわゆる投資簿価修正の対象とされていないもの(修 正未済額)を計算するために使用します。

(注) この明細書は、連結子法人に係るもののみを作成します。したがって、連結親法人に係るこの明細書の作成は要しません。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、括 弧の中にこの明細書を記載する連結子法人の法 人名を記載します。 また、法第4条の5第1項又は第2項((連結納 税の承認の取消し等))(同項第4号及び第5号に 係る部分に限ります。)の規定により法第4条の 2((連結納税義務者))の承認を取り消された場合 (法第15条の2第1項((連結事業年度の意義))に 規定する連結親法人事業年度開始の日にその承 認を取り消された場合を除きます。)のその取り 消された日の前日の属する事業年度の確定申告 をする場合には、その連結子法人の法人名を記 載します。	
「最終利益積立金額2」	令第9条第4項第1号ロに規定する最終利益 積立金額を記載します。	
「当期の修正額6」	その連結子法人の株主等である連結法人(その株主等であった連結法人を含みます。)において、その連結子法人の令第9条第3項第1号に掲げる金額につき同項の規定の適用を受けた金額を記載します。	

	欄	記 載 要 領	注	意	事	項
「適	各欄共通	次に掲げる場合に記載します。 (1) 当期以前に自己を合併法人とする適格合併				
格		を行った場合				
合		(2) 当期以前に自己を分割法人又は分割承継法				
併又		人とする適格分割型分割が行われている場合				
は	「当期の適格合併又は	次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載し				
適	適格分割型分割により	ます。				
格分	引継ぎを受けた最終利	(1) 当期において、連結グループ内で自己を合併				
割	益積立金額15」	法人とする適格合併を行った場合				
型		被合併法人の最後事業年度において作成するこ				
分		の明細書の「4」の金額				
割に		(2) 当期において、連結グループ内で自己を分割				
よ		承継法人とする適格分割型分割が行われた場合				
る		分割法人が作成するこの明細書の「16」の金額				
調	「当期の適格合併又は	次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載し				
整額	適格分割型分割により	ます。				
0	引継ぎを受けた既修正	(1) 当期において、連結グループ内で自己を合併				
計	額20」	法人とする適格合併を行った場合				
算		被合併法人の最後事業年度において作成するこ				
(D)		の明細書の「9」の金額				
各		(2) 当期において、連結グループ内で自己を分割 承継法人とする適格分割型分割が行われた場合				
欄		分割法人が作成するこの明細書の「21」の金額				

法2十八、令9

別表五の二(二)

「連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結利益積立金額の計算上控除する連結法人税等の税額の発生及び納付の状況並びに納税充当金の積立て又は取崩しの状況を明らかにするために使用します。

	欄	記載要領	注 意 事 項
	連結法人税及び連結地方 人税」の各欄	連結親法人の別表五の二〇付表の「法人税及び地方法人税」に記載された金額のうち連結法人税の額及び連結地方法人税の額について連結事業年度別に該当する欄に記載します。	
	法人税及び地方法人税」 各欄	各連結法人の別表五の二二付表の「法人税及び地方法人税」に記載された金額を連結事業年度別に該当する欄ごとに合計して記載します。	
民	道府県民税」、「市町村 税」及び「事業税及び特 法人事業税」の各欄	各連結法人の別表五の二二付表の「道府県民税」、「市町村民税」及び「事業税及び特別法人事業税」に記載された金額を連結事業年度別に該当する欄ごとに合計して記載します。	
Γ	その他」の各欄	各連結法人の別表五の二二付表の「その他」 に記載された金額を該当する欄ごとに合計して 記載します。	
「納税充治	「期首納税充当金35」	各連結法人の別表五の二口付表の「期首納税 充当金30」の金額を合計して記載します。	
充当金の計算」の各欄	「36」から「46」までの 各欄	各連結法人の別表五の二〇付表の「31」から「41」までの各欄に記載された金額をこの明細書の「36」から「46」までの該当する欄ごとに合計して記載します。	の合計のみの記載で差し

別表五の二(二)付表

「各連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の連結個別利益積立金額の計算上控除する租税公課の発生及び納付の状況、納税充当金の積立て又は取崩しの状況並びに連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額又は附帯税の負担額の発生及び決済の状況を明らかにするために使用します。

	欄	記載要領	注 意 事 項
「法	《人名 】	連結親法人の法人名を記載するとともに、括 弧の中にこの明細書を記載する連結法人の法人 名を記載します。	
「法人税及び地方法	各欄共通	次の区分に応じてそれぞれ次の金額を、連結 事業年度別に該当する欄ごとに記載します。 (1) 連結親法人①及び②の合計額 ① 各連結事業年度の連結所得に対する法人 税の額及び当該法人税に係る地方法人税の 額の合計額 ② 各事業年度の所得に対する法人税の額及 び当該法人税に係る地方法人税の額合計 額 (2) 連結子法人各事業年度の所得に対する 法人税の額及び当該法人税に係る地方法人税 の額及び当該法人税に係る地方法人税 の額の合計額 なお、連結法人税若しくは連結地方法人税 又は法人税若しくは地方法人税に係る利子税、 延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び 重加算税の額については、この欄には記載し ないで、「その他」の「利子税20」、「加算税及 び加算金24」及び「延滞税25」の該当欄に記載します。	
人	「期首現在未納税額①」の「1」及び「2」	「1」及び「2」には、前期分のこの明細書 (前期が単体法人である連結法人にあっては、	(1) 前期分の申告後に既 往年度について更正等 があった場合には、更正
税		前期の別表五二)の「期末現在未納税額⑥」の 金額を記載します。 なお、連結親法人の直前期分に係る「期首現	等の後の連結法人税及 び連結地方法人税の額
0		在未納税額①」は、直前期分のこの明細書の「期 末現在未納税額⑥」の「中間3」の金額と「確	又は法人税及び地方法 人税の額を基礎として
各		定4」の金額との合計額を記載します。	記載します。 (2) 連結法人の直前期分
欄			が単体申告の場合には、 直前期分に係る「期首現 在未納税額①」は、直前 期分の別表五二の「⑥」 の「中間3」の金額と「確 定4」の金額との合計額

	欄	記 載 要 領	注 意 事 項
			を記載します。
「法	「当期発生税額②」の 「中間3」及び「確定 4」	(1) 「中間3」には、別表一の二の「連結中間申告分の法人税額15」及び「中間申告分の地方法人税額43」の金額の合計額を記載します。 (2) 「確定4」には、別表一の二の「差引確定法人税額16」及び「差引確定地方法人税額44」の金額の合計額を記載します。	中間分の連結法人税の 額及び連結地方法人税の 額の合計額が確定分の連 結法人税の額及び連結地 方法人税の額の合計額を 超える場合には、「確定4」 には、その超える金額を△ 印を付して記載します。
人	「当期中の納付税額」	連結親法人にあっては「期首現在未納税額①」	
税	の各欄	又は「当期発生税額②」に記載した連結法人税 額及び連結地方法人税額又は法人税額及び地方	定した決算において未収 金又は仮払金として計上
及		法人税額を、連結子法人にあっては「期首現在 未納税額①」に記載した法人税額及び地方法人 税額を当期中に納付した場合に、その納付税額	「未収過誤納金」等と記載
び		を納税充当金を取り崩して納付したか、仮払金 として納付したか、又は損金経理により納付し たかにより、それぞれ該当欄に区分して記載し	の上、その合計額を「増③」 に記載します。 この場合、「⑤」の外書
地		ます。この場合に、過誤納があるときは、各欄にそれぞれ外書きしてください。 この外書の金額は、「期末現在未納税額⑥」に	の金額は、別表四の二付表 の「加算」の空欄にも記載 することになります。
方		移記する必要はありません。	
法	「期末現在未納税額⑥」	「確定4」に記載することとなる連結法人税額及び連結地方法人税額がマイナスになる場合にあってはその金額は外書き(△印を付けます。)	
人		します。 ただし、「中間3」に未納税額の記載がある場	
税		合にあってはその未納税額に相当する金額に達するまでの金額は本書きし(△印を付けます。)、「確定4」の「当期発生税額②」の金額と本書	
_		きした金額との差額を外書き(△印を付けます。) します。	
の	「計5」	「当期中の納付税額」の各欄の金額のうち連 結法人税額及び連結地方法人税額を合計した金	
各		額は、連結親法人の別表五の二(一付表一の「3」 から「17」までの空欄のいずれかに記載した「未	
欄		納連結法人税及び未納連結地方法人税」の「減②」の金額と符合し、連結法人税及び連結地方法人税を除いた金額を合計した金額は、各連結法人の同付表の「未納法人税及び未納地方法人税22」の「減②」の金額と符合することになります。	

	欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「道	各欄共通	原則として「法人税及び地方法人税」の各欄の記載要領に準じて記載します。	基本税額(均等割額を含みます。)のみについて記載し、加算金及び延滞金についてはこの欄には記載しません。
府県	「期首現在未納税額①」の「6」及び「7」	「6」及び「7」には、前期分のこの明細書 (前期が単体法人である連結法人にあっては、 前期の別表五二)の「期末現在未納税額⑥」の	
民		金額を記載しますが、その金額が、支店等の税率が異なっていることなどにより標準税率を基として算出されたものであるときは、当期にお	
税		いて申告等により具体的に確定した金額を記載します。	
の各	「当期発生税額②」の、 「中間8」及び「確定 9」	「中間8」及び「確定9」には、当期の連結 法人税個別帰属額を基礎として地方税法の規定 により算出した道府県民税額を記載します。た だし、支店等が他の都道府県にある場合には、	
欄		標準税率により算出した税額を記載しても差し 支えありません。	
「市	「町村民税」の各欄	「法人税及び地方法人税」及び「道府県民税」 の各欄の記載要領に準じて記載します。	
「事業税及び特別法人事業	「16」から「18」までの各欄	「道府県民税」の「6」から「8」までの記載要領に準じて記載します。この場合、前期の確定分の税額は「17」の「当期発生税額②」に記載します。	各欄に記載した金額のう
税」の	「仮払経理による納付④」	別表四の二付表の「減算」の空欄に「仮払事 業税認定損」等として「総額①」及び「留保②」 に記載します。	
格欄	「損金経理による納付 ⑤」	未払金として経理した金額を含めて記載します。 す。	当期分の事業税及び特別法人事業税は、当期の損金の額に算入されませんから、別表四の二付表で加算することになります。

	欄	記載要領	注 意 事 項
「その他」	「 <mark>当期中の納付税額」</mark> の各欄	「法人税及び地方法人税」の「当期中の納付税額」の各欄の記載要領に準じて記載します。 なお、「20」以下の各欄の「損金経理による納付⑤」には、未払金として経理した金額を含めて記載します。したがって、この経理をした金額は、その後は期首及び期末の未納税額に記載しません。	
の各欄	「延滞金(延納に係る もの)21」	地方税法第65条、第72条の45の2及び第327条の規定による納期限の延長を受けた期間に係る延滞金について記載し、その他の期間に係る延滞金については「損金不算入のもの」の「延滞金(延納分を除く。)26」に記載します。	
	「期首納税充当金30」	各連結法人の前期のこの明細書(前期が単体 法人である連結法人にあっては、前期の別表五 (二)の「期末納税充当金41」を記載します。	
「納税	Г32」	還付を受けた法人税等の金額で納税充当金へ繰り入れた金額等各連結法人が損金経理により繰り入れた金額以外の繰入額を記載します。 なお、空欄には、例えば「還付法人税等」と記載します。	「32」に記載した金額が、例えば、前期以前において生じた還付金を当期に納税充当金として受け入れた場合には、別表五の二(一)
充当			付表一の「納税充当金20」 の「増③」に記載するとと もに、該当欄の「減②」に 同額を記載し、別表四の二 付表には関係させません。
金の	「損金算入のもの36」	「利子税20」から「23」までの「充当金取崩 しによる納付③」の金額の合計額を記載します。	
計	「損金不算入のもの37」	「加算税及び加算金24」から「29」までの「充 当金取崩しによる納付③」の金額の合計額を記 載します。	
算	Г38]	納税充当金の取崩額のうち「法人税額等34」 から「損金不算入のもの37」まで及び「仮払税 金消却39」以外により取り崩した金額を記載し ます。	
の 各	「仮払税金消却39」	前期以前に納付した税金を仮払金等として経 理していた金額について当期において納税充当 金を取り崩して消却した金額を記載します。	この場合には、別表五の 二一付表一において、前期 から繰り越された「仮払税 金」の「減②」にその消却
欄			金」の「減②」にその何知 した金額を△印を付して 記載するとともに、「納税 充当金20」の「減②」に記 載します。

	欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「各連結法-	「期首現在未決済額	前期分のこの明細書の「期末現在未決済額⑤」 の金額を連結事業年度別に記載します。	
人の連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額の発生状況等	「当期発生額②」の「当期分44」	当期の連結法人税個別帰属支払額(当期として法第81条の18第1項(連結法人税の個別帰域として語法人税の個別帰属を加速を開棄しての規定により計算される金額を判して同びです。)及び連結法人税の制定により計算される金額をいい連結として同びです。)及び連結地方の側別にです。)及び連結地方の側別にです。)及び連結地方の側別にです。)及び連結地方の側として地方法人税個別にです。)及び連結地方の側にです。)を額として地方法第15条第1項により計算される金額をいいます。)と対します。と対します。 なお、当期において附帯税(利子税を除ったおいます。)を割けすることとなった場合には、その対する金額のうちこの明細書を記載している金額のうちこの明細書を引きない。)を納付する金額のの金額を外書として記載します。	連結法人税個別帰属受 取額及び連結地方法人税 個別帰属受取額について は△印を付して記載しま す。
の明細」の各欄	「当期中の決済額」の 各欄	「期首現在未決済額①」又は「当期発生額②」の金額のうち当期中に決済された金額をその額が発生した連結事業年度別にそれぞれ記載します。	

別表六の二(一)

「連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結法人が当期中に支払を受ける利子及び配当等並びに懸賞金等及び償還差益につき 課された所得税の額について、法第81条の14((連結事業年度における所得税額の控除))の規定により 当期の連結所得に対する法人税の額からその所得税の額の控除を受ける場合(復興財源確保法第33 条第2項((復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等))の規定により復興特別所得税の額を所得 税の額とみなして適用する場合を含みます。)に使用します。

2 記載の手順

この明細書は、まず、中段の「剰余金の配当(特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。)、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)、集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。)を除く。)の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算」及び「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」の各欄(「7」から「21」まで)を記載し、次に上段の各欄(「1」から「6」まで)を記載します。

下段の「個別帰属額の計算」の各欄には、令第155条の44((連結法人税額から控除する所得税額の個別帰属額の計算))の規定により各連結法人に帰せられる金額について、各連結法人ごとに別葉に記載します。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。) を除く。)の収益の分配3」	証券投資信託の収益の分配の額のうち、措置 法第68条の103第1項((特定株式投資信託の収 益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特 例))に規定する特定株式投資信託の収益の分 配の額がある場合には、その額を上段に内書と して記載します。	
「その他5」	所得税法第174条第3号から第10号まで((内国法人に係る所得税の課税標準))に規定する給付補塡金、利息、利益、差益、利益の分配及び賞金の支払を受けた場合並びに懸賞金等の額及びみなし配当等の額がある場合に、それらの金額を記載します。	中段の「その他に係る 控除を受ける所得税額の 明細」がこの内訳となり ます。
「収入金額①」の各欄	当期中に支払を受ける金額(所得税及び復興特別所得税込みの金額をいい、利子等については当期末までにその利払期の到来しているものに、配当等についてはその支払のために通常要する期間内に支払を受けることが見込まれるものに限ります。以下同じです。)を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「①について課される所得税額②」の各欄	(1) 当期中に支払を受ける金額について課される 所得税及び復興特別所得税の額を記載します。 (2) 「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、 公社債投資信託及び公社債等運用投資信託 (特定公社債等運用投資信託を除く。)の収益 の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受 益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る 剰余金の配当1」から「集団投資信託(合同運 用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投 資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。) を除く。)の収益の分配3」まで及び「その他 5」は、別表六の二(二の二)「1の②」から 「4の②」までに金額の記載がある場合には、 それぞれその金額を控除して記載します。	
「②のうち控除を受ける所得税額③」の各欄	(1) 「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債等運用投資信託の金額をその配当1」及び「その他5」には、「①について課される所得税額②」の金額をそのまま記載します。 (2) 「剰余金の配当(特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債等運用投資信託に係るものを除く。)、利益の配当等を除く。)2」、「集団投資信託(合同運用信託、公社債投債等運用投資信託を除く。)を除く。)の収益の分配の配当等を除く。)がの配当(特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。)、利益の配当等を除く。)、利益の配当等を除く。)、利益の配当等を除く。)、利益の配当等を除く。)を除く。)の収益の分配の大量、企業の分配の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	益権及び特定目的信託の社債的受益権 剰余金の配当1」から「集団投資信託 用信託、公社債投資信託及び公社債 資信託(特定公社債等運用投資信託を を除く。)の収益の分配3」まで及び 5」は、別表六の二(二の二)「1の 「4の②」までに金額の記載がある場 「①について課される所得税額②」に 該金額を控除した後の金額を基礎と した金額を記載します。	(合同運 等運用投 を除く。)「その他 ②」から 場合には、 おいて当
「剰余金の配当(特定公社債 等運用投資信託の受益権及 び特定目的信託の社債的、 立権に係るものを除く。)、 金銭の分配(みなし配当、利益の分配)、 集団投資信託、公社債投資信託、公社債投資信託、公社債等運用投資信託(で公社債等運用投資信託(を除く。)の償還差益の での、 を除く。)の償還差益の での、 での、 での、 での、 での、 での、 での、 での、 での、 での	配当等の計算期間のうち元本を所有期間に対応する部分の額の計算について155条の26第2項(種類、銘柄及び元本の間の異なるものごとに、個別に計算する規定の適用を受ける場合には「個別法と合」の各欄を、同条第3項((元本の増加て所得税額の2分の1を控除する簡便計規定の適用を受ける場合には「銘柄別簡る場合」の各欄を、それぞれ記載します	て、令第 合には、①株式及び出資 の所有期 (特定公社債等運用投 方法》の 資信託の受益権及び社債 的受益権を除きます。)と 分につい ②集団投資信託(合同運 中算法》の 用信託、公社債投資信託 及び公社債等運用投資
「所得税額8」、「各連結法人 の所得税額の合計額14」及び 「控除を受ける所得税額21」 の各欄	(1) 当期中に支払を受ける金額について 所得税及び復興特別所得税の額を記載 (2) 別表六の二 (二の二)「10」、「16」及 に金額の記載がある場合には、それぞ 額を控除して記載します。	えします。 及び「23」
「配当等の計算期間9」及び「(9)のうち元本所有期間10」	配当等が令第140条の2第1項第1号額から控除する所得税額の計算》に規定金の配当若しくは利益の配当若しくは剰配又は金銭の分配(以下「剰余金配当等ます。)である場合には、その剰余金配当「判定対象配当等」といいます。)の直前	する剰余 余金の分 」といい

欄	記載要	領	注 意 事 項
「各連結法人の配当等の計 算期末の所有元本数等の合 計15」及び「各連結法人の配 当等の計算期首の所有元本	定対象配当等を支払う法人から 等の支払に係る基準日の翌日か 当等の支払に係る基準日までの 計算期間9」に記載します。 月数は、暦に従って計算し、 切り上げます。 なお、設定により取得した国 については、これらの欄の記載 間割合11」に、「1.000」と記載 所得税額を計算してください。 口数の定めがない出資につい 額により、その他のものについ により記載します。	らその判定対象配 期間を「配当等の 1月未満の端数は 内追加型投資信託 を省略し、「所有期 して控除を受ける ては所有元本の金	
数等の合計16」			
「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」の各欄	次の場合に応じ、それぞれ次 (1) 配当等の計算期間が1年以 元本の場合 (15-16) 2 マはは (2) 配当等の計算期間が1年を 本の場合 (15-16) 2 マはは 本の場合 (15-16) 2 マはは 本の場合 (15-16) 2 マはは をある場合がは第174条第3号からがする給付補塡金、利息、利益、及び賞金の支払を受けた場合並及びみなし配当等の額がある場額の内訳を記載します。この場質金、給付補塡金、利息、利益配、懸賞金付預貯金等の懸賞金	大下であるものの を超えるものの元 第10号までに規定 差益、利益の分配 びに懸賞金等の額 合に、それらの金 合、「参考」には、 、差益、利益の分	この欄に記載しきれないときは、その明細をこの内訳の様式により別紙に記載して添付してください。
	記、添資金内預用金等の添資金 の別、源泉徴収された所得税額 有無その他控除税額の計算につ 項を記載します。	を証明する書類の	
「個別帰属額の計算」の各欄	当期の連結所得に対する法人れる所得税の額(復興財源確保規定により所得税の額とみなさ税の額を含みます。)のうち、各れる金額について、連結法人ごこの場合、「配当等以外に係る控額のうち当該連結法人に帰せらは、「公社債及び預貯金の利子、社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。)の特定公社債等運用投資信託の社債的受益権に係る剰び「その他5」の「②のうち控額③」の金額のうち、各連結法	法第33条第2項の れる復興特別に 連結法制 を を を を を の の は に い る の に し ま り る 同 に る の し に る の し に る の し に る の し る の し る の し る し る の し る の る し る の る と の る と の る と の る と る と の と る と る	この欄に記載しきれないときは、その明細をこの内訳の様式により別紙に記載して添付してください。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	額を銘柄等ごとに記載します。	

法81の14、令155の26、措置法3の3⑤、6③、8の3⑤、9の2④、41の9④、41の12④、41の12の2⑦、措置法令26の10③、26の11、措置法規則19の4②~④、復興財源確保法33②、復興特別所得税令13②

別表七の二

「連結欠損金等の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、次に掲げる場合に使用します。

- (1) 連結法人が、当期に連結欠損金額が生じた場合に、その連結欠損金額につき翌期以後に法第81条の9 (第4項を除きます。) ((連結欠損金の繰越し)) の規定の適用を受ける場合
- (2) 連結法人が、当期首前9年以内に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額(平成30年4月1日前に開始した連結事業年度において生じたものに限ります。)又は当期首前10年以内に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額(平成30年4月1日以後に開始した連結事業年度において生じたものに限ります。)について、平成27年改正前の法第81条の9(第4項を除きます。)(連結欠損金の繰越し))又は法第81条の9(第4項を除きます。)の規定の適用を受ける場合

欄	記載要領	注意事項
		_
「控除未済連結欠損金額1」	当期首前9年以内に開始した連結事業年度に	平成30年4月1日以
	おいて生じた連結欠損金額(平成30年4月1日	後に開始した連結事業年
	前に開始した連結事業年度において生じたもの	度において生じた連結欠
	に限り、連結欠損金額とみなされた金額を含み	損金額の繰越期間は10
	ます。)又は当期首前10年以内に開始した連結事業に際にない。てもいってもいってもいってもいってもいってもいってもいってもいっている。	年間となりますが、同日
	業年度において生じた連結欠損金額(平成30年	前に開始した連結事業年
	4月1日以後に開始した連結事業年度において	度において生じた連結欠
	生じたものに限り、連結欠損金額とみなされた	損金額の繰越期間は、9
	金額を含みます。)で、過去に繰越控除又は繰戻	年間となりますので御注
	しを受けなかった金額を古い連結事業年度の分	意ください。
	から順次記載します。	(3月決算法人の例)
	この場合、次の区分に応じ、それぞれ次の金	平成31年3月期(自平
	額を記載します。	成30年4月1日至平成
	(1) 調整連結事業年度(法第81条の9第2項各	31年3月31日) に生じた
	号に掲げる場合に該当することとなった連結	連結欠損金額の繰越期
	事業年度並びに同条第5項第1号から第3号	間は、令和2年3月期(自
	まで、第5号又は第6号に規定する場合に該	平成31年4月1日至令
	当することとなった連結事業年度及び同項第	和2年3月31日)から令
	4号に規定する適用連結事業年度をいいます。	和11年3月期(自令和10
	以下同じです。)の場合「控除未済連結欠	年4月1日至令和11年
	損金額11」の金額	3月31日) までの10年間
	(2) 調整連結事業年度以外の連結事業年度の場	です。
	合前期の「翌期繰越額5」の金額	平成30年3月期(自平
		成29年4月1日至平成
		30年3月31日)に生じた
		連結欠損金額の繰越期
		間は、令和9年3月期(自
		令和8年4月1日至令和
		9年3月31日) までの9
		年間です。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「(1)のうち特定連結欠損金 額2」	次の場合に応じ、それぞれ次の金額を記載します。 (1) 調整連結事業年度の場合「11」の内書の金額 (2) 調整連結事業年度以外の連結事業年度の場	
	合前期の「(5)のうち特定連結欠損金額 6」 の金額	
「当期分」の「連結欠損金 額」	当期の別表四の二「連結所得金額又は連結欠 損金額55」の「総額①」に連結欠損金額の記載 がある場合に、その連結欠損金額を「当期分」 の「連結欠損金額」に記載します。	
「連結欠損金の繰戻し額」	連結欠損金のうち法第81条の31(連結欠損金の繰戻しによる還付)の規定の適用を受ける場合にその適用を受ける金額を記載します。	の次親度損割受のだに規お額すが定で 日11るのき8連以し用外 か日各下」型の次親度損割受のだに規お額すが定でで 日11るのき8連以し用外 か日各下」型の次親度損割受のだに規お額すが定でで日11るのき8連以し用外 か日各下」型
		コロナ税特法第7条

欄	記載要領	注 意 事 項
「翌期繰越額 5 」及び「(5) のうち特定連結欠損金額 6 」	記 載 要 領 「5」及び「6」の各欄は、「15」の欄に金額の記載がある場合には、それぞれ「翌期繰越額(1)ー((3)+各連結法人の別表七の二付表五「13)の合計) 5」及び「(5)のうち特定連結欠損金額(2)ー((4)+各連結法人の別表七の二付表五「15)の。	達 第(の戻げな結のが年)本いま資額結、等あ6名すげ年ロ又)ま6名結年ロか法)いに31 書第人損付 人ち出例はも資会末は上にで支法はの税例は7掲も、に例は7で連業結法用する人が第のは相当額円度)全ど又度の特で第にるど号特で第よのではのきま以のにあ資金結10又有をお資特つる関係のは7で第まの事連、適まで、資連、のを社に出(ああ配第第所率連、条げの措掲連、条に結年欠第を。ま以のに参加を表表を表表を表表を置け結新第掲表度関別で、資連、のを社に出(ああ配第第所率連、条がの措掲連、条に結年欠第を、のままで、資連、の事連、適まで、資連、の事態はし除い金例で法係条号にに事型2法除法る事型1げ法に金条ける場合の表表を表表を置ける表表を置け結新第掲表度損割受
[抽队士法法, 4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.	の合計) 6」として記載します。	
「控除未済連結欠損金額の 調整計算」の各欄	当期が調整連結事業年度に該当する場合に、 古い連結事業年度の分から順次記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「 7 」から「11」までの各	法第81条の9第3項に規定する特定連結欠損	
欄の内書	金額を記載します。	
「連結納税の開始に伴うみ	「13」又は「14」に金額の記載がある場合、最	
なし連結欠損金額8」	初の連結親法人事業年度においては、「連結納税の	
	開始に伴うみなし連結欠損金額(別表七の二付表	
	二「3の計」-各連結法人の別表七の二付表四「30」	
	の合計)8」として記載します。	
「減算額10」	「13」又は「14」に金額の記載がある場合、最	
	初の連結親法人事業年度以外の調整連結事業年度	
	においては、「減算額 (別表七の二付表二「19の計」	
	+各連結法人の別表七の二付表四「30」の合計)	
	10」として記載します。	
「控除未済連結欠損金額	次の場合に応じ、それぞれ次により記載しま	
11」	す。	
	(1) 最初の連結親法人事業年度である場合	
	$\frac{((7)+(9)-(10))}{(10)}$ \times (3)	
	(2) 最初の連結親法人事業年度以外の調整連結	
	事業年度である場合	
	$((7) + (9) - (10)) \xrightarrow{\mathbf{Z} + \mathbf{Z}(\mathbf{S})}$	
「更生欠損金等の当期控除	連結法人が法第81条の3第1項((個別益金額	
額がある場合の連結欠損金	又は個別損金額》(法第59条(会社更生等による	
等の当期控除額の合計額の	債務免除等があった場合の欠損金の損金算入》	
計算」の各欄	の規定により法第81条の3第1項に規定する個	
	別損金額を計算する場合に限ります。)の規定の	
	適用を受ける場合に記載します。	

法81の9、令155の19~155の21、措置法68の97、新型コロナ税特法7、8

別表七の二付表一

「連結欠損金当期控除額及び連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結法人が法第81条の9第1項((連結欠損金の繰越し))若しくは平成27年改正前の 法第81条の9第1項((連結欠損金の繰越し))の規定により連結所得の金額の計算上損金の額に算入さ れる金額を計算する場合、法第81条の9第6項に規定する連結欠損金個別帰属額(以下「連結欠損 金個別帰属額」といいます。)を計算する場合(連結確定申告をする場合に限ります。)又は仮決算 による連結中間申告をする場合(法第81条の31第5項((連結欠損金の繰戻しによる還付))において準 用する同条第1項の規定により還付の請求をする場合に限ります。)に使用します。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「控除前連結所得金額1」	別表七の二付表四「9」又は「21」に金額の記載がある場合には、「控除前連結所得金額(別表四の二「46の①」-(別表七の二「13」+「14」)) 1」として記載します。	
「連結所得金額控除限度額 (1)× ^{50又は100} 2 _」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 当期が中小連結親法人等連結事業年度に該当しない連結事業年度である場合 (1) × 50又は100/100 (注) 中小連結親法人等連結事業年度とは、法第81条の9第8項各号に掲げる連結親法人の当該各号に定める各連結事業年度をいいます。以下同じです。 (2) (1)以外の連結事業年度である場合 (1) × 50又は100/100	中小連結親法人等の 判定については、105ペー ジを参照してください。
「当期控除額(当該発生連結事業年度の(12)と((2)-当該発生連結事業年度前の(8)の合計額)のうち少ない金額) 5」	別表七の二付表六「3」に金額の記載がある場合には、次によります。 (1) 「((2)-当該発生連結事業年度前の(8)の合計額)」の金額が0に満たない場合には、その金額を0として計算します。 (2) 措置法第68条の96の2第1項第1号に規定する特例事業年度に該当する各連結事業年度ごとに別表七の二付表六「3」の金額を含めて記載します。	
「当期控除額(当該発生連結事業年度の(6)と((2)一当該発生連結事業年度前の(8)の合計額一当該発生連結事業年度の(5))のうち少ない金額)7」	別表七の二付表六「4」に金額の記載がある場合には、次によります。 (1) 「((2)-当該発生連結事業年度前の(8)の合計額-当該発生連結事業年度の(5))」の金額が0に満たない場合には、その金額を0として計算します。 (2) 措置法第68条の96の2第1項第1号に規定	

欄	記載要領	注意事	事項
	する特例事業年度に該当する各連結事業年度ご とに別表七の二付表六「4」の金額を含めて記載 します。		
「控除未済連結欠損金個別 帰属額9」	別表七の二付表四「12」又は「24」に金額の記載がある場合には、「控除未済連結欠損金個別帰属額(((前期の20)又は(28))又は別表七の二付表二「21」)-別表七の二付表四「30」)9」として記載します。		
「(9)のうち特定連結欠損金 に係る控除未済額の個別帰 属額10」	別表七の二付表四「12」又は「24」に金額の記載がある場合には、「(9)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額(((前期の(4))又は別表七の二付表二「21の内書」)-別表七の二付表四「27」)10」として記載します。		
「調整前当期控除額11」	別表七の二付表四「9」又は「21」に金額の記載がある場合には、「調整前当期控除額(当該発生連結事業年度の(10)と(別表四の二付表「46の①」-(別表七の二付表四「9」+「21」)-当該発生連結事業年度前の(19)の合計額)のうち少ない金額)11」として記載します。		
「特定連結欠損金当期控除額の個別帰属額 (5)× (11) (13)	別表七の二付表六「3」に金額の記載がある場合(措置法第68条の96の2第1項第1号に規定する特例事業年度に該当する各連結事業年度に係る部分に限ります。)は、「特定連結欠損金当期控除額の個別帰属額(別表七の二付表六「12」+「19」)13」として計算した金額を記載します。		
「特定連結欠損金個別帰属 額の翌期繰越額14」	別表七の二付表五「12」に金額の記載がある場合には、「特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額(10) - ((13) + 別表七の二付表五「15」)14」として記載します。		
「非特定連結欠損金個別帰 属額の翌期繰越額18」	別表七の二付表五「12」に金額の記載がある場合には、「非特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額(15)-((17)+別表七の二付表五「17」)18」として記載します。		

	欄	記載要領	注 意 事 項
「連結欠損金当期発生類	各欄共通 「連結欠損金額21」 「連結欠損金当期発生 額に係る個別帰属額	連結親法人が令和2年改正法附則第105条第2項((中小連結法人の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置))に規定する特定設備廃棄等欠損金額がある場合において、その特定設備廃棄等欠損金額につき法第81条の31((連結欠損金の繰戻しによる還付))の規定の適用を受けるときは、次の「連結欠損金額21」から「連結欠損金の繰戻し額の個別帰属額27」までのとおり記載します。 その特定設備廃棄等欠損金額をこの欄の上段に内書として記載します。 次の金額のうちいずれか少ない金額をこの欄の上段に内書として記載します。	
額に係る個別帰属額の計	24」	(1) その連結法人に係る令和2年改正前の措置 法令第39条の122第1項((中小連結法人の欠損 金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適 用))に規定する証明がされた金額 (2) 「24」の金額から、別表七の二付表三「3」 の金額のうち法第81条の31第5項において準用 する同条第1項の規定により還付を受ける金額 の計算の基礎とする金額を「各連結法人の連結 欠損金当期発生額に係る個別帰属額の合計額 26」の金額で除し、これに「24」の金額を乗じ て計算した金額を控除した金額	
算しの	「連結欠損金の繰戻し 額25」	法第81条の31の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった特定設備廃棄等欠損金額をこの欄の上段に内書として記載します。	
各欄	「連結欠損金の繰戻し 額の個別帰属額27」	「 (25) × $\frac{(24)}{(26)}$ 」とあるのは、「 $((25)$ - $(25$ の内書))× $\frac{(24)}{(26)}$ + $(25$ の内書)× $\frac{(24$ の内書)}{(21の内書)}」として記載します。	

法81の9、法81の31、平成27年改正法附則30②、令和2年改正法附則105②

別表七の二付表二

「連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結法人が法第81条の9第2項各号((連結欠損金の繰越し))に掲げる場合若しくは同条第5項第1号から第3号まで、第5号若しくは第6号に規定する場合に該当する場合又は法第81条の10第1項((特定株主等によって支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用))に規定する欠損等連結法人(以下「欠損等連結法人」といいます。)である連結法人が同項に規定する政令で定める事由に該当する場合に使用します。

なお、この明細書は、法第81条の9第6項に規定する連結欠損金個別帰属額に係る連結欠損金額が 生じた連結事業年度ごとに記載してください。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「1」から「8」まで、「10」	法第81条の9第3項に規定する特定連結欠損	
から「15」まで及び「17」か	金個別帰属額を記載します。	
ら「21」までの各欄の内書		
「連結親法人又は特定連結	法第81条の9第2項第1号に定める欠損金額	
子法人の欠損金額等で連結	又は連結欠損金個別帰属額(同項の連結親法人	
欠損金額とみなされるもの	又は同号に規定する特定連結子法人が法第81条	
1」及び「特定連結子法人	の10第4項に規定する場合に該当する場合にお	
の欠損金額等で連結欠損金	ける同項に規定する欠損金額又は連結欠損金個	
額とみなされるもの4」の	別帰属額を除きます。)を記載します。	
各欄		
「連結親法人又は連結子法	法第81条の9第2項第2号に定める欠損金額	この欠損金額又は連結
人の適格合併等による未処	又は連結欠損金個別帰属額(欠損等連結法人で	欠損金個別帰属額の計算
理欠損金額等の引継額2」、	ある連結親法人又は連結子法人の法第81条の10	に関する明細を別表七(一)
「連結子法人の適格合併等	第2項第1号に掲げる未処理欠損金額又は連結	付表一から別表七円付表
による未処理欠損金額等の	欠損金個別帰属額、欠損等連結法人が発行済株	三までに所要の調整を加
引継額5」及び「連結親法	式又は出資の全部又は一部を有する同条第3項	えたものに記載して添付し
人又は連結子法人の適格合	に規定する内国法人の残余財産が確定する場合	ます。
併等による未処理欠損金額	における同項に規定する未処理欠損金額又は連	
等の引継額8」の各欄	結欠損金個別帰属額及び法第81条の9第2項の	
	連結親法人又は連結子法人が法第81条の10第5	
	項に規定する場合に該当する場合における同項	
	に規定する未処理欠損金額又は連結欠損金個別	
	帰属額を除きます。)を記載します。	
「連結内適格合併等による	連結法人を合併法人とする適格合併でその連	
引継額」の各欄	結法人との間に連結完全支配関係がある他の連	
	結子法人を被合併法人とするものが行われた場	
	合又はその連結法人との間に連結完全支配関係	
	がある他の連結子法人でその連結法人が発行済	
	株式若しくは出資の全部若しくは一部を有する	
	ものの残余財産が確定した場合に記載します。	

欄	記載要領	注 意 事 項
「連結欠損金個別帰属額の加算額14」	残余財産が確定した他の連結子法人に株主等が二以上ある場合には、この欄中「(13)」とあるのは、「((13)をその残余財産が確定した他の連結子法人の発行済株式又は出資(当該他の連結子法人が有する自己の株式又は出資を除きます。)の総数又は総額で除し、これにその連結法人の有する当該他の連結子法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額)」として記載します。	
「離脱をした連結子法人の前期の連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額15」	法第4条の5第1項又は第2項((連結納税の承認の取消し)) (第4号及び第5号に係る部分に限ります。) の規定により法第4条の2((連結納税義務者))の承認を取り消された連結子法人の連結欠損金個別帰属額を記載します。	
「連結欠損金の繰戻し還付の特例の基礎となった連結 欠損金額の個別帰属額16」	その連結事業年度において法第81条の31第4項((連結欠損金の繰戻しによる還付))において準用する同条第1項の規定の適用を受けた場合にその基礎となった連結欠損金額に係る各連結法人の令第155条の21第2項第4号((連結欠損金個別帰属額等))に定める金額を記載します。	
「共同事業要件に該当する 場合又は5年継続支配関係 がある場合のいずれにも該 当しないことによりないも のとされる連結欠損金額17」	法第81条の9第5項第3号に定める金額を記載します。	その金額に関する明細 を別表七一付表一から別 表七一付表四までに所要 の調整を加えたものに記載 して添付します。
「欠損等連結法人の適用連結事業年度前の連結欠損金額のうち当該欠損等連結法人に帰せられる金額18」	欠損等連結法人の令第155条の22第9項各号 《特定株主等によって支配された欠損等連結法人 の連結欠損金の繰越しの不適用》に定める金額の うちその欠損等連結法人に帰せられる金額を記 載します。	
「連結欠損金当期控除前の 調整後の連結欠損金個別帰 属額21」	次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。 (1) 最初の連結事業年度の場合「3」又は「6」の金額 (2) その他の連結事業年度の場合「20」の金額	

法81の9、81の10

別表八の二

「連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結法人が法第81条の4 ((受取配当等)) (措置法第68条の103第1項((特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例)) の規定により読み替えて適用する場合を含みます。) の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 記載の手順

この明細書の記載の順序は、まず、中段の「総資産価額等の計算」及び下段の「受取配当等の額の明細」の各欄(「15」から「34」まで)を記載し、次に上段の各欄(「1」から「14」まで)を記載します。

	欄	記 載 要 領	注 意 事 項	
	á期に支払う負債利子等 〔3〕	当期に支払う負債利子のほか、令第21条((負債の利子に準ずるもの))に掲げるものも含め、各連結法人の合計額を記載します。		
1	重結法人に支払う負債利 ₹の額4」	「3」に記載した金額のうち、連結法人が他の連結法人(当該連結法人との間に連結完全支配関係があるものに限ります。) に支払う金額の合計額を記載します。		
「総資産	「総資産の帳簿価額 15」	各連結法人の確定決算に基づく貸借対照表に 計上している総資産の帳簿価額の合計額(両建勘 定、返品債権特別勘定など資産の帳簿価額に含ま れないものは控除したところによります。)を記 載します。	税効果会計を採用している場合に計上される繰延税金資産勘定の金額は、 総資産の帳簿価額の合計額に含まれます。	
生価額等の計算」の	「連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等16」	次の(1)から(4)までに掲げる金額の合計額を記載します。 (1) 固定資産の帳簿価額を損金経理により減額することに代えて積立金として積み立てている金額 (2) 特別償却準備金として積み立てている金額 (3) 土地の再評価に関する法律第3条第1項の規定により再評価が行われた土地に係る同法第7条第2項に規定する再評価差額金が貸借対照表に計上されている場合のその土地に係る再評価差額に相当する金額	税効果会計を採用している場合において、剰余金の処分により圧縮積立金又は特別償却準備金を積み立てているときは、その積立金等に係る税効果相当額も含めて記載します。	
各欄		(4) その連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に支払う負債の利子の元本である負債の額に相当する金額		

	欄	記 載 要 領	注 意 事 項
_	「期末関連法人株式等 の帳簿価額18」	各期末における期末関連法人株式等について、 税務計算上の帳簿価額を記載します。 なお、この場合の期末関連法人株式等とは、連	(1) 「前期末現在額」には、 期末関連法人株式等と これ以外の株式等の区
総		結法人(その連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。)が他の内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除きます。)	分が前期と当期とで異なる場合であっても、前期のこの明細書の「当期
資		の発行済株式又は出資(当該他の内国法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数又は総額の3分の1を超える数又は金額の当該他の内国法人の	末現在額」の金額をその まま記載します。 (2) 「期末完全子法人株
産		株式等を、当期末の6月前の日の翌日(当該他の 内国法人がその翌日後に設立された法人である場 合には、当該他の内国法人の設立の日)から当期	式等」とは、連結法人が 他の内国法人(公益法人 等及び人格のない社団
価		末まで引き続き有している場合における当該他の 内国法人の株式等(期末完全子法人株式等を除き ます。)をいいます。	等を除きます。) との間 に当期首(当該他の内国 法人が当期の中途にお
額			いて設立された法人である場合にあっては、当該 他の内国法人の設立の
等			日)から当期末まで継続 して完全支配関係があった場合(その連結法人
の			が当期の中途において 当該他の内国法人との 間に完全支配関係を有
計			することとなった場合に おいて、当期首からその 完全支配関係を有する
算			こととなった日まで継続して当該他の内国法人
_			と他の者との間に当該他の者による完全支配関係があり、かつ、同日
0			から当期末まで継続し てその連結法人と当該 他の者との間及び当該
各			他の内国法人と当該他 の者との間に当該他の 者による完全支配関係
欄			があったときを含みま す。) の当該他の内国法 人の株式等をいいます。

	欄	記載要領	注 意 事 項
Г	「完全子法人株式等」 の各欄	完全子法人株式等に係る配当等について記載 します。 この場合の、完全子法人株式等とは、その配当 等の額の計算期間の初日からその計算期間の末	左記の「計算期間」とは、 その配当等の額の支払を 受ける直前にその配当等 の額を支払う他の内国法
受		日まで継続してその連結法人とその配当等の額を 支払う他の内国法人(公益法人等及び人格のない 社団等を除きます。) との間に完全支配関係があ	人により支払われた配当 等の額(適格現物分配に係 るものを含みます。)の支
取		った場合(その連結法人がその計算期間の中途において当該他の内国法人との間に完全支配関係を有することとなった場合において、その計算期	払に係る基準日の翌日(令 第155条の9第2項各号 (完全子法人株式等の範
西己		間の初日からその完全支配関係を有することとなった場合において、その計算期間の初日からその完全支配関係を有することとなった日まで継続して当該他の内国法人と他の者との間に当該他の	囲》に掲げる場合には、当 該各号に定める日)から その支払を受ける配当等 の額の支払に係る基準日
当		者による完全支配関係があり、かつ、同日からその計算期間の末日まで継続してその連結法人と当該他の者との間及び当該他の内国法人と当該他	までの期間をいいます。
等		の者との間に当該他の者による完全支配関係があったときを含みます。) の当該他の内国法人の株式等(その支払を受ける配当等の額が法第81条の	
0		3第1項(個別益金額又は個別損金額)に規定する個別益金額を計算する場合に法第24条第1項(配当等の額とみなす金額)の規定により配当等	
額の		の額とみなされる金額であるときは、その金額の 支払に係る効力が生ずる日の前日においてその連 結法人と当該他の内国法人との間に完全支配関 係があった場合の当該他の内国法人の株式等)を いいます。	
明	「 <mark>関連法人株式等」</mark> の 各欄	関連法人株式等に係る配当等について記載します。 この場合の関連法人株式等とは、連結法人(その連結法人との間に連結完全支配関係がある他	左記の「計算期間」とは、 その配当等の額の支払を 受ける直前にその配当等 の額を支払う他の内国法
細		の連結法人を含みます。)が他の内国法人(公益 法人等及び人格のない社団等を除きます。)の発 行済株式又は出資(当該他の内国法人が有する自	人により支払われた配当 等の額(適格現物分配又は 適格株式分配に係るもの
_		己の株式等を除きます。)の総数又は総額の3分の1を超える数又は金額の当該他の内国法人の株式等を、その連結法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間の初日からその計算期	を含みます。)の支払に係る基準日の翌日(令第155条の10第2項各号(関連法人株式等の範囲)に掲
0		間の末日まで引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式等(完全子法人株式等を除きます。)をいいます。	げる場合には、当該各号に 定める日)からその支払を 受ける配当等の額の支払
各			に係る基準日(その配当等 の額が法第24条第1項(同 項第2号に掲げる分割型
欄			分割、同項第3号に掲げる 株式分配又は同項第4号 に規定する資本の払戻し

	欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「受			に係る部分を除きます。) の規定により配当等の額 とみなされる金額である場 合には、その支払に係る効 力が生ずる日の前日)まで の期間をいいます。
取配	「その他株式等」の各 欄	「完全子法人株式等」、「関連法人株式等」及で「非支配目的株式等」のいずれにも該当しない株式等に係る配当等について記載します。	ト 的株式等」に該当するもの を記載する誤りが見受けられますので、これらの欄を 記載する前に「完全子法人
当			株式等」、「関連法人株式 等」及び「非支配目的株式 等」を記載し、これらいず れにも該当しないもののみ 「その他株式等」の各欄に 記載してください。
等 の	「非支配目的株式等」 の各欄	非支配目的株式等に係る配当等について記載します。 この場合の非支配目的株式等とは、連結法/ (その連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。)が他の内国法人(2	項に規定する特定株式投 資信託の収益の分配の額 がある場合のその特定株
額の		益法人等及び人格のない社団等を除きます。) の発行済株式又は出資(当該他の内国法人が有する自己の株式等を除きます。) の総数又は総額の5%以下に相当する数又は金額の当該他の内国法人の株式等を、その連結法人が当該他の内国法人の	支配目的株式等」に該当することになりますが、各欄の記載に当たって、「本店の所在地26」に「特定株式
明		ら受ける配当等の額の支払に係る基準日(その配当等の額が法第81条の3第1項に規定する個別益金額を計算する場合に法第24条第1項(同項第2号に掲げる分割型分割、同項第3号に掲げる材式分配又は同項第4号に規定する資本の払戻し	記載する必要はありません。
細		に係る部分を除きます。)の規定により配当等の額とみなされる金額であるときは、その支払に係る効力が生ずる日の前日)において有する場合における当該他の内国法人の株式等(完全子法人株式等を除きます。)をいいます。	£
0	「受取配当等の額19」、 「受取配当等の額20」、 「受取配当等の額23」、 「特例非支配目的株式 等に係る配当等の額	当期に受ける法第81条の4第1項(措置法第6条の103第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)及び措置法第68条の104(保限会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例)に規定する配当等の額又は法第2	益法人等又は人格のな い社団等から受ける配 対等の額及び適格現物
各欄	29」及び「左記以外の株式等に係る配当等の額30」	条の規定により配当等の額とみなされる金額を記載します。	は受取配当等の額から 除かれます。(2) 法第81条の3第1項 に規定する個別益金額 を計算する場合に、法第

	欄	記 載 要 領	注 意 事 項
_			24条の規定により、配当等の額とみなされる金
受			額については、別欄として記載し、その発生理由
取	「左のうち益金の額に	法第81条の4第2項(措置法第68条の103第1	を付記してください。 法第81条の4第2項並
配	算入される金額21」、 「左のうち益金の額に	項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。) 並びに措置法令第39条の124の4第1項及び	びに措置法令第39条の124 の4第1項及び第2項並
当	算入される金額24」、 「特例非支配目的株式	第2項((保険会社の連結事業年度における受取配 当等の益金不算入の特例)) 並びに第39条の124の	びに第39条の124の5第1 項及び第2項の規定によ
等	等に係る配当等の額31」及び「左記以外の	5第1項及び第2項((協同組合等が有する普通出 資に係る受取配当等の益金不算入の特例))又は法	り計算した金額については、その金額の計算に関す
0	株式等に係る配当等の	第81条の4第3項の規定により計算した金額を記	る明細を別紙に記載して
額	額32」 「保有割合28」	載します。 法第81条の4第7項に規定する他の内国法人	添付してください。
0		から受ける同条第1項に規定する配当等の額の支払に係る基準日において有する当該他の内国法人	
明		の株式又は出資のうちに令第155条の10の2第2 項((非支配目的株式等の範囲))に規定する短期保 有株式等がある場合には、その短期保有株式等を	
細		有していないものとして記載します。	
_	「特例非支配目的株式等に係る配当等の額	措置法第68条の104((保険会社の連結事業年度 における受取配当等の益金不算入の特例))の規定	
0	29」、「特例非支配目的株式等に係る配当等の	の適用を受ける配当等について記載します。	
各	額31」及び「特例非支		
欄	配目的株式等に係る配 当等の額例 - (31)33」の 各欄		

4 根拠条文

法81の4、平成19年改正前の法81の4、平成19年改正法附則34、令155の7~155の11、規則8の4、8の5の2、措置法68の103、68の104、措置法令39の124の3~39の124の5

別表八の二付表

「連結事業年度における受取配当等の益金不算入の個別帰属額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結法人が法第81条の4(受取配当等)(措置法第68条の103第1項(特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例)の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける場合に、各連結法人ごとに作成し、連結事業年度における受取配当等の益金不算入額のうち各連結法人に帰せられる部分の金額を計算するために使用します。

2 記載の手順

この明細書は、まず、下段の「各連結法人の受取配当等の額の明細」の各欄(「13」から「18」まで)を記載し、次に上段の各欄(「1」から「12」まで)を記載します。

3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、 括弧の中に連結法人の法人名を記載します。	
「(11)× ((17の計)×2)又は(18の計) ((別表八の二「29の計」)×2) +(別表八の二「30の計」)	次の場合に応じ、それぞれ次により計算した金額を記載します。 (1) 措置法第68条の104第1項((保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例))の規定の適用を受ける場合 (11)× (((17の計)×2)又は(18の計) ((別表人の二「29の計」)×2) + (別表人の二「30の計」) (2) (1)以外の場合 (11)× ((17の計)×2)又は(18の計) ((別表人の二「29の計」)×2) + (別表人の二「30の計」)	
「各連結法人の受取配当等の額の 明細」の各欄	別表八の二「連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書」の「受取配当等の額の明細」の各欄の記載要領(70ページ以下参照)に準じて記載します。	
「本店の所在地16」	措置法第67条の6第1項((特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例))に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合のその特定株式投資信託については、この欄に「特定株式投信」と記載します。	

4 根拠条文

法81の4、平成19年改正前の法81の4、平成19年改正法附則34、令155の7~155の11、規則8の4、8の5の2、措置法68の103、68の104、措置法令39の124の3~39の124の5

別表十四の二

「連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結法人が法第81条の6(連結事業年度における寄附金の損金不算入)(措置法第68条の96第1項(認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例)の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)若しくは措置法第68条の88第3項(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例)又は令和3年改正前の法第81条の6(連結事業年度における寄附金の損金不算入)(令和3年改正前の措置法第68条の96第1項(認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例)の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 記載の手順

この明細書は、指定寄附金等、公益の増進に著しく寄与する法人(以下「特定公益増進法人」といいます。)若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭がある場合には、まず、中段の「指定寄附金等に関する明細」、「特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細」又は「その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細」の各欄を記載し、次に上段の欄を用いて損金不算入額の計算を行います。

下段の「個別帰属額の計算」の各欄には、令第155条の16((寄附金の損金不算入額の個別帰属額の計算))の規定により各連結法人に帰せられる金額について各連結法人ごとに別葉に記載します。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載します。	
「完全支配関係がある法人に対する寄附金額5」、「完全支配関係がある法人に対する寄附金額23」	各連結法人がその連結法人との間に完全支配 関係(法人による完全支配関係があるものに限 ります。)がある他の内国法人に対して支出した 寄附金の額を合計して記載します。	
「同上の 2.5又は1.25 相当額 9」	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) その連結親法人が当期末において資本又は出資を有しない法人である連結法人同上の ^{2.5又は1.25} 相当額 (2) (1)以外の連結法人同上の ^{2.5又は1.25} 相当額	
「連結親法人の期末の連結 個別資本金等の額10」	連結親法人の当期末における連結個別資本金 等の額を記載します。	連結親法人が資本又は 出資を有しない法人であ る場合には、記載する必要 はありません。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「同上の月数換算額(10) × ₁₂ 11」	分子の空欄には、連結事業年度の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り捨てます。) を記載します。	
「特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額((2)と((4)又は(16))のうち少ない金額)17」	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に より記載します。 (1) その連結親法人が当期末において資本又は 出資を有しない法人である連結法人 「2」と「14」とのうち少ない金額 (2) (1)以外の連結法人 「2」と「16」とのうち少ない金額	
「国外関連者に対する寄附 金額19」	各連結法人が支出した措置法第68条の88第3 項((連結法人の国外関連者との取引に係る課税 の特例))の規定により損金の額に算入されない国 外関連者に対する寄附金の額を合計して記載し ます。	
「同上のうち損金の額に算入されない金額(20)-((9)又は(13))-(17)-(18))21」	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) その連結親法人が当期末において資本又は出資を有しない法人である連結法人「20」-「9」-「17」-「18」の金額 (2) (1)以外の連結法人 「20」-「13」-「17」-「18」の金額	
「指定寄附金等に関する明細」の各欄	各連結法人が支出した寄附金のうち法第37条第3項第1号又は第2号(寄附金の損金不算入)に規定する国若しくは地方公共団体(港湾法の規定による港湾局を含みます。)に対する寄附金又は財務大臣の指定を受けた寄附金に該当するものがある場合に、これらの寄附金について法第81条の6第3項の適用を受けるときに記載します。	国又は地方公共団体に 対する寄附金については、 「告示番号」は記載する必 要はありません。
「特定公益増進法人若しく は認定特定非営利活動法人 等に対する寄附金又は認定 特定公益信託に対する支出 金の明細」の各欄	各連結法人が支出した法第37条第4項に規定する寄附金について法第81条の6第4項の適用を受ける場合(措置法第68条の96第1項の規定又は法第81条の6第5項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)に記載します。	令第77条各号((公益の 増進に著しく寄与する法 人の範囲))に掲げる特定公 益増進法人に対する寄附 金等がある場合には、規則 第24条((公益の増進に著 しく寄与する法人の証明 書類等))の規定による証明 書を保存してください。
「その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細」の各欄	法第81条の6第5項の規定により、寄附金の額とみなされる特定公益信託(認定特定公益信託は除きます。)の信託財産とするために支出した金銭について同条第1項の規定の適用を受ける場合に記載します。	

欄		記載要領	浩	E 意	事	項
_	各欄共通	寄附金の損金不算入額に係る個別帰属額の計 算を行う連結法人ごとに記載します。				
個別帰	「連結法人名」	寄附金の損金不算入額に係る個別帰属額の計 算を行う連結法人の法人名を記載します。				
属額の	「指定寄附金等の金額 27」	「1」のうち「連結法人名」に記載した連結法 人が支出した金額を記載します。				
計算	「特定公益増進法人等 に対する寄附金額28」	「2」のうち「連結法人名」に記載した連結法 人が支出した金額を記載します。				
の各欄	「国外関連者に対する 寄附金額31」	「連結法人名」に記載した連結法人が支出した措置法第68条の88第3項の規定により損金の額に算入されない国外関連者に対する寄附金の額を記載します。				

4 添付書類

公益信託の信託財産とするために支出した金銭について、法第81条の6の規定の適用を受ける場合には、令第155条の14((特定公益信託の要件等))の規定により、この明細書にその公益信託が法第37条第6項に規定する特定公益信託に該当することを証明するための書類として令第77条の4第2項に規定する主務大臣等の発行する証明書類の写しを添付する必要があります。

5 根拠条文

法81の6、令155の13~155の16、規則22の4~24、措置法68の88③、68の96①、措置法令39の23 ①、措置法規則22の76の3、令和3年改正前の法81条の6、令和3年改正前の措置法68条の96、令和3年改正法附則73

別表十五の二

「交際費等の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結法人が措置法第68条の66 ((交際費等の損金不算入)) の規定の適用を受ける場合に 使用します。

- (注) 措置法第68条の66第1項に規定する接待飲食費とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用(専らその連結法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。以下「飲食費」といいます。)であって、法人税法上で整理・保存が義務付けられている帳簿書類に次に掲げる事項(③に掲げる事項を除きます。)を記載することにより飲食費であることが明らかにされているものをいい、また、1人当たり5,000円以下の飲食費が交際費等に該当しないこととされるためには、次に掲げる事項を記載した書類を保存する必要がありますので、御注意ください。
 - ① その飲食費に係る飲食等(飲食その他これに類する行為をいいます。以下同じです。)のあった年月日
 - ② その飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
 - ③ その飲食費に係る飲食等に参加した者の数
 - ④ その飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地(店舗を有しないことその他の理由により その名称又は所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名若しくは名称、住所若しくは居 所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)
 - ⑤ その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

2 記載の手順

この明細書は、まず各連結法人ごとに「6」から「21」までの各欄を記載し、次に「1」から「5」までの各欄を記載します(個別帰属額の計算を行う場合には、[22]又は[23]を最後に記載します。)。

3 各欄の記載要領

税抜経理方式を選択適用している連結法人は、交際費等に係る消費税等の額のうち控除対象外消費税額等に相当する金額を交際費等の額に含めて損金不算入額を計算する必要がありますので、御注意ください。

欄	記	載 要	領	注 意 事 項
「中小連結法人の定額控除限度額3」	連結親法人の当其 出資金の額(以下 の区分に応じ、それ 記載します。 資本金額等の区分 1億円以下の法人 (非中小法人を除 きます。) 上記以外の法人 (単 「12」の分子 年度の月数(暦に は切り上げます。)	「資本金額等 でれ次の定 定額技 (1)の金額又 800万円× ち少ない金 0円 の空欄には、 従って計算し	といいます。) 注額控除限度額を 注解性限度額	資本金額等を有しない 連結親法人については、措置法令第39条の93 ((資本 金の額又は出資金の額に 準ずるものの範囲等))の規 定により計算した金額を 資本金額等とします。 非中小法人の判定につ いては107ページを参照し てください。

欄	記載要領	注 意 事 項
「法人名①~④」	交際費等を支出した連結法人の法人名を記載 します。	
「6」から「17」までの各欄	連結法人別に、当期に支出した交際費等の額について、その科目の異なるごとに別欄に記載します。	当期に支出した交際費等の額には、損金経理による交際費等の金額のほか、 固定資産や棚卸資産の取得価額又は繰延資産等の額に含まれた交際費等に該当する金額も含めて記載します。
「同上のうち接待飲食費の額21」	連結親法人の当期末における資本金額等が100億円を超える場合には、記載しないでください。	を開いている。 で解するを全のだるでは、これで、 で解するを金金でできるでは、これで、 で解するを全でできるでは、これで、 でのできるででできるでは、これで、 でのできるできるできるできるできるでででででででででででででででででででででで
「個別帰属損金不算入額」 の各欄	各連結法人の交際費等の損金不算入額に係る 個別帰属額を計算する場合に記載します。	

4 根拠条文

措置法68の66、措置法令39の93~39の95、措置法規則22の61の4

別表十八の二

「法人税法第八十一条の十九第一項の規定による連結予定申告書・地方法 人税法第十六条第一項の規定による予定申告書」

1 この表の用途

この表は、連結親法人(普通法人に限ります。)が法人税及び地方法人税について、連結中間申告又は連結中間申告に係る修正申告をする場合に使用します。

2 各欄の記載要領

	欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「科	抢務署処理 欄」		記載しないでください。
法	「修正・更正・決定の年月日」	当期首以後6月を経過した日の前日までに最 後に法人税について修正申告書を提出した日又	
人		は更正若しくは決定の通知のあった日を記載します。	
税	「前連結事業年度の法 人税額」の「同上のう	前期に措置法第68条の67第1項(連結法人に 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)に規	
額	ち土地譲渡税額等に係	定する使途秘匿金の支出がある場合には、前期	
の	る金額」	の別表一の二「10」の外書の金額を加えた金額 を記載します。	
計	「月数換算」	「同上の税額× 6」の分母の空欄には、前期	
算		の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は 切り上げます。)を記載します。	
地	「修正・更正・決定の 年月日」	当期首以後6月を経過した日の前日までに最 後に地方法人税について修正申告書を提出した	
方	+70	日又は更正若しくは決定の通知のあった日を記	
法		載します。	
人	「前課税事業年度の地	前期に措置法第68条の67第1項に規定する使	
税	方法人税額」の「同上のうち土地譲渡税額等	途秘匿金の支出がある場合には、前期の別表一 の二「10」の別書の合類の10,30/に担当する	
額	に係る金額」	の二「10」の外書の金額の10.3%に相当する金額を加えた金額を記載します。	
の	「月数換算」	「同上の税額× 6」の分母の空欄には、前期	
計		の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は	
算		切り上げます。)を記載します。	

3 根拠条文

法81の19、規則37の8、地方法16、地方規則2

Ⅳ 「法人税申告書・地方法人税申告書の記載の手引」に準じて 記載するもの

次に掲げる明細書については、「令和3年版法人税申告書・地方法人税申告書の記載の手引」に準じて記載してください。

なお、各明細書の用途及び留意点等は、それぞれ次に掲げるとおりです。

別表二

「同族会社等の判定に関する明細書」

1 この明細書の用途

連結親法人が法第2条第10号((定義))に規定する同族会社に該当するかどうか及び法第81条の13((連結特定同族会社の特別税率))の規定の適用がある特定同族会社に該当するかどうかを判定するために使用します。したがって、連結親法人のみについてこの明細書を作成することとなります。

2 留意点等

この明細書による判定は、当期末の現況により行います。

別表五(一)付表

「種類資本金額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

2以上の種類の株式を発行している連結法人が令第8条第2項((資本金等の額))に規定する種類資本金額を計算するために使用します。

2 留意点等

この明細書は、連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に連結法人の法人名を記載します。

別表十一(一)

「個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

連結法人が法第81条の3第1項((個別益金額又は個別損金額))(法第52条第1項又は第5項(貸倒引当金))の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。)の適用を受ける場合に使用します。

2 留意点等

この明細書は、適用を受ける連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

別表十一(一の二)

「一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

連結法人が次に掲げる規定の適用を受ける場合に使用します。

- (1) 法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)(法第52条第2項又は第6項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。)
- (2) 措置法第68条の59((中小連結法人等の貸倒引当金の特例)) 又は平成31年改正法附則第71条((中小連結法人等の貸倒引当金の特例に関する経過措置))の規定によりなおその効力を有するものとされる平成31年改正前の措置法第68条の59第3項((中小連結法人等の貸倒引当金の特例))

2 留意点等

この明細書は、適用を受ける連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

別表十六(一)

「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

- (1) 連結法人が減価償却資産について、旧定額法又は定額法によりその減価償却資産の償却限度額等を計算する場合に使用します。
- (2) 措置法又は震災特例法による特別償却を行うものについても、この明細書によります。この場合、 所定の証明書等が必要とされます。
- (3) 減価償却に関する明細書の提出について、この明細書に代えて法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の令第63条第2項((減価償却に関する明細書の添付))の規定による合計表又は規則第27条の14後段((期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式))(規則第37条第3項((個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用))において準用する場合を含みます。)の規定による合計表を添付する場合にも、この明細書の書式により記載します。
 - (注) 特別償却の対象になった減価償却資産については、合計表によることはできませんので、御注意ください。

2 留意点等

この明細書は、適用を受ける連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

なお、1(3)の合計表を添付する場合にあっては、「構造2」から「耐用年数6」まで、「償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額10」から「積立金の期中取崩額12」まで、「損金に計上した当期償却額14」、「前期から繰り越した償却超過額15」、「残存価額17」、「差引取得価額×5%18」、「旧定額法の償却率20」、「定額法の償却率26」、「翌期への繰越額の内訳」の「45」及び「46」の各欄の記載は必要ありません。

また、措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、特別償却限度額の計算に関する付表の添付が必要です。

別表十六(二)

「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

- (1) 連結法人が減価償却資産について、旧定率法又は定率法によりその減価償却資産の償却限度額等を計算する場合に使用します。
- (2) 別表十六一の1(2)及び(3)と同様です。

2 留意点等

この明細書は、適用を受ける連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

なお、別表十六(一)の1(3)の合計表を添付する場合にあっては、「構造2」から「耐用年数6」まで、「償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額10」から「積立金の期中取崩額12」まで、「損金に計上した当期償却額14」、「前期から繰り越した償却超過額15」、「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額17」、「差引取得価額×5%19」、「旧定率法の償却率20」、「定率法の償却率25」、「保証率27」、「改定償却率30」、「翌期への繰越額の内訳」の「49」及び「50」の各欄の記載は必要ありません。

また、措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、特別償却限度額の計算に関する付表の添付が必要です。

別表十六(六)

「繰延資産の償却額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

(1) 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書

連結法人が法第81条の3第1項((個別益金額又は個別損金額))の規定により同項の個別損金額を計算する場合の令第64条第1項第2号((繰延資産の償却限度額))の規定により均等償却を行うこととされている繰延資産について、当期の償却費として損金経理をした金額がある場合に使用します。

(2) 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書

連結法人が法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の令第64条第1項第1号の規定により一時に償却ができることとされている繰延資産について、当期の償却費として損金経理をした金額がある場合に使用します。

- (3) 措置法による特別償却を行うものについても、この明細書によります。この場合、所定の証明書が必要とされます。
 - (単) 特別償却の対象になった繰延資産については、合計表によることはできませんので、御注意ください。

2 留意点等

この明細書は、適用を受ける連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

なお、1(1)の繰延資産の償却に関する明細書の提出について、法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の令第67条第2項(繰延資産の償却に関する明細書の添付))の規定による合計表又は規則第27条の14後段(期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式)(規則第37条第3項(個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用))において準用する場合を含みます。)の規定による合計表を添付する場合にも、この明細書の書式により記載しますが、その記載に当たっては、「支出した年月2」、「償却期間の月数4」、「当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数5」並びに「翌期への繰越額の内訳」の「20」及び「21」の各欄の記載は必要ありません。

また、措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、特別償却限度額の計算に関する付表の添付が必要です。

別表十六(八)

「一括償却資産の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

連結法人が法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)の規定により同項の個別損金額を計算する場合において、令第133条の2(一括償却資産の損金算入)の規定により損金算入額等の計算を行うときに使用します。

2 留意点等

この明細書は、適用を受ける連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

別表十六(九)

「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

連結法人が措置法第68条の41 ((準備金方式による特別償却)) (震災特例法第26条の6 第1項前段 ((連結法人の準備金方式による特別償却)) の規定により同法の特別償却若しくは割増償却の規定を含むものとみなして適用する場合若しくは平成29年改正法附則第82条第4項 ((連結法人の減価償却に関する経過措置)) に規定する特例被災代替資産等につき同項第3号若しくは第4号の規定によりみなして適用する場合又は次に掲げる規定によりみなして適用する場合を含みます。) の規定の適用を受ける場合に使用します。

- (1) 平成28年改正前の措置法第68条の11第6項((中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却 又は法人税額の特別控除))の規定
- (2) 平成28年改正前の措置法第68条の15の6第6項((生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除))の規定

2 留意点等

この明細書は、適用を受ける連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

なお、この明細書を記載する場合には、その記載に先立って別表十六一から別表十六份まで(令

和3年8月2日前に終了した連結事業年度にあっては別表十六(一)から別表十六(国まで)を記載し、特別償却限度額を計算する必要があります。

V 個別帰属額の届出書等の記載の仕方

個別帰属額等の一覧表

1 この一覧表の用途

この一覧表は、連結親法人が連結確定申告書及び地方法人税確定申告書を提出する場合において、この連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類である「連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類」として使用します。具体的には、連結法人ごとに作成した連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類をとりまとめ、その表紙として使用してください。

これについては、「I 6 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類の編てつ順について」を参照してください。

欄	記載要領	注 意 事 項
「納税地等」	連結親法人にあっては納税地を記載し、連結 子法人にあっては本店又は主たる事務所の所在 地を記載してください。	
「売上金額」	連結親法人及び連結子法人の「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「※税務署処理欄」における「売上金額」の金額を連結法人ごとに記載してください。	売上金額は、消費税の事業者免税点の参考となり、また税務署における事務の効率化にもつながることから、記載をお願いしています。
「個別所得金額又は個別欠 損金額」	「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額又は個別欠損金額1」の金額を記載してください。	
「個別帰属額」	(1) この欄の本書には、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「連結法人税個別帰属額14」の金額を記載します。(2) この欄の外書には、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表」の「連結地方法人税個別帰属額4」の金額を記載します。	
「期中加入」	期中において連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなったことにより、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類 (加入)」を提出した子法人について〇を付してください。	
「連結子法人数 法人」	連結子法人数の合計を記載してください。	
「連結親法人及び連結子法 人の個別帰属額等の合計額」	連結親法人及び全ての連結子法人に係る個別 帰属額等の合計額を記載してください。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「参考」	連結子法人の異動状況を記載してください。 なお、「加入した連結子法人数」は、期中において連結親法人との間に当該連結親法人による 完全支配関係を有することとなった子法人数を 記載し、「離脱した連結子法人数」は、期中において連結親法人との間に連結完全支配関係を有 しなくなった子法人数を記載してください。	数」- 「離脱した連結子法 人数」= 「期末の連結子法

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書

1 この届出書の用途

- (1) この届出書は、連結子法人が、法第81条の25(個別帰属額等の届出))の規定により、その連結子 法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に個別帰属額等を記載した書類(連結法人 税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類)を提出 する場合の「連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額を記載した書類」として 使用します。
- (2) この届出書は、連結親法人が、連結確定申告書に添付する連結親法人分及びその連結親法人に係る連結子法人分の連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類を作成する場合の「連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額を記載した書類」として使用します。この場合において、連結子法人分については、(1)により作成したものの写しを使用することとして差し支えありません。

なお、連結子法人分の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類については、連結確定申告書及 び地方法人税確定申告書への添付を省略することができます。

(注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三二〜別表十七の二二付表二及びこの届出書の付表を使用してください。

なお、連結確定申告書の別表の写しを使用することとして差し支えありません。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人区分」	別表一の二の「法人区分」に表示する連結親 法人の区分を○で囲んで表示します。	この欄は、各連結法人の 「法人区分」を表示するも のではなく、連結親法人の 「法人区分」を表示するも のです。
同非区分 特 定 同族会社 非 周族会社	別表一の二の「同非区分」に表示する連結親 法人の区分を○で囲んで表示します。	この欄は、各連結法人の「同非区分」を表示するものではなく、連結親法人の「同非区分」を表示するものです。
「旧所在地及び旧法人名」	当期中に連結親法人の納税地若しくは連結子 法人の所在地又は法人名に変更があった場合に は、旧納税地若しくは旧所在地又は旧法人名を 記載します。	
「※税務署処理欄」	原則として記載する必要はありません。 ただし、「売上金額」については、損益計算書 の売上(収入)金額の合計額(雑収入、営業外 収益及び特別利益を除きます。)を100万円単位 (100万円未満の端数は切り上げます。)で記載 してください。	売上金額は、消費税の事業者免税点の参考となり、また税務署における事務の効率化にもつながることから、記載をお願いしています。
翌年以降送付要否(要)(否)	税務署から送付する用紙以外の用紙を使用しているため、翌期以降、届出書用紙(個別帰属額の届出書、個別帰属額等届出書付表セット及	「送付不要」としている 連結法人が、翌期以降、 「要」に○をしても、届出

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	び勘定科目内訳明細書並びに法人事業概況説明書又は会社事業概況書をいいます。)の送付が不要な場合には「否」を○で囲んで表示します。 なお、税理士関与のある連結法人の場合は、届出書用紙の送付に代えて、連結確定申告に必要な情報を記載した「申告のお知らせ」を送付することとしておりますので、この欄への記載は不要です。	書用紙のうち個別帰属額等届出書付表セット及び勘定科目内訳明細書は送付されませんが、送付が必要な場合には、所轄の税務署へ御連絡ください。また、届出書用紙などの各種様式は、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)に掲載していますのでこれを印刷して御使用ください。
税理士法第30条の書面提出有	税理士法第30条((税務代理の権限の明示))に規定する書面を届出書に添付する場合には、〇で囲んで表示します。	
「連結事業年度分の申告に係る届出書」	空欄には、次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 連結確定申告に係るもの「連結確定」 (2) 連結確定申告の修正申告に係るもの…「修正連結確定」 (3) 期限後申告に係るもの「期限後連結確定」	
「個別所得金額又は個別欠損金額1」	次の連結法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 別表七の二付表一「24」に金額の記載のある連結法人 別表四の二付表「55の①」の金額を中段の(イ)に記載し、別表七の二付表一「24」の金額を下段の(ロ)に記載し、(イ)の金額と(ロ)の金額を合計した金額を上段に記載します。 (2) (1)以外の連結法人 別表四の二付表「55の①」の金額を中段の(イ)に記載し、同額を上段に記載します。	
「法人税額の特別控除額の個別帰属額3」	別表六の二国付表「21」+別表六の二()付表「17」+別表六の二(九)付表「11」+別表六の二(十二)「10」+別表六の二(十二)「20」+別表六の二(十三)「18」+別表六の二(十四)「18」+別表六の二(十五)「12」+別表六の二(十九)「11」+(別表六の二(十七)付表三「17」+「20」)+別表六の二(十八)「20」+別表六の二(十九)「19」+別表六の二(二十一)付表「6」+別表六の二(二十二)付表「6」+別表六の二(二十二)付表「6」+別表六の二(二十二)付表「6」+別表六の二(二十五)付表「7」+別表六の二(二十七)「10」+別表六の二(二十八)「16」+別表六の二(二十九)「16」+別表六の二(二十九)「16」+別表六の二(二十九)「16」+別表六の二(二十九)「15」+別表六の二(三十一)「13」により計算した金額を記載します。	

欄	記載要領	注 意 事 項
「連結納税の承認を取り消された場合等における既における既になれた連結法人税額の加算額の加算額の個別帰属額5」	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により記載します((1)及び(2)のいずれにも該当する場合には、これらの合計額を記載します。)。 (1) 別表六(三十五)「31」に金額の記載がある場合、その金額の個別帰属額を記載します。 (2) 法第4条の5第1項((連結納税の承認の取消し等))の規定により法第4条の2((連結納税義務者))の承認を取り消された日の前日の属する連結事業年度で、次に掲げる規定の法人税額に加算される金額に係る個別帰属額を記載します。 ① 措置法第68条の11第5項((中小連結法人税額の特別控除)) ② 措置法第68条の13第4項((沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)) ③ 措置法第68条の15の5第5項((中小連結法人税額の特別性除)) ③ 措置法第68条の15の5第5項((中小連結法人税額の特別性除)) ④ 令和3年改正前の措置法第68条の15の4第5項((特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)) ⑤ 平成30年改正前の措置法第68条の10第5項((エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除))	
「連結法人税個別帰属額計 10」	その連結法人につき措置法第68条の67第1項 ((連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税 の特例))に規定する使途秘匿金の支出がある場合 には、その使途秘匿金の支出額の40%相当額を この欄の上段に外書として記載します。	この場合、「差引連結所 得に対する連結法人税個 別帰属額12」には、この外 書として記載した金額を 「10」に含めて計算します。
「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」、「連結法人税個別帰属額14」及び「この届出の基因となった申告等により増加又は減少する連結法人税個別帰属額19」の外書	法第81条の31((連結欠損金の繰戻しによる還付))の規定により還付の請求をした法人税の額(その連結法人に帰せられるものに限ります。)で還付されていないものがあるときに、その金額を記載します。	
「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」	修正申告をする場合において、法第81条の31 第6項において準用する法第80条第6項(欠損金 の繰戻しによる還付))の規定により還付を受ける 金額に係る還付加算金があるときは、その還付 加算金の額(その連結法人に帰せられるものに 限ります。)を含めて記載します。	

欄	記載要領	注 意 事 項
「この届出の基因となった 申告等により増加又は減少 する連結法人税個別帰属額 (14)-(18)19」	「14」の金額から「18」の金額を減算した金額がマイナスとなる場合には、そのマイナスの金額(△印を付けます。)を記載します。	
「連結親法人が中小法人等の場合」の各欄	連結親法人が法第81条の12第2項((中小法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率))の規定の適用を受ける場合又は措置法第68条の8第1項(同項の表の第2号及び第3号に係る部分に限る。)((中小企業者等である連結法人の法人税率の特例))の規定の適用がある場合に記載します。	措置法第68条の100第 1項の承記を受けている 同項に規定するとは療法 同項に規定報法第68条の 8の表別を第4 会別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別での 8ののののでは、 126」欄に記載するとは、 126」欄に記載するとは、 126」側に記載するとは、 126」ののでは、 126」ののでは、 126」ののでは、 126」ののでは、 126」ののでは、 126」ののでは、 126」ののでは、 126」のでは、 126。のでは 126。のでは
「算出連結法人税個別帰属額((25)×(27)) 又は((25)の15%、16%又は19%相当額) 28」	「28」は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次により記載します。 (1) 「連結所得金額24」が 0 である場合 ① 普通法人である連結親法人で措置法第68条の8の規定の適用があるもの (3) × (27) 又は(25)の15%、16%又は19% 相当額 ② 協同組合等である連結親法人及び措置法第68条の100第1項((特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例))の承認を受けている同項に規定する医療法人である連結親法人で、措置法第68条の8の規定の適用があるもの (3) × (27) 又は(25)の15%、16%又は19% 相当額 ③ 普通法人である連結親法人で措置法第68条の8の規定の適用がないもの (3) × (24) 又は(25)の15%、16%又は19% 相当額 (2) (1)以外の場合	(1)③は、普通法人である連結親法人が適用除外事業者に該当するときに該当することとなります。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	(25)×(27) 又は(5)の15%、16%又は19% 相当額	
「算出連結法人税個別帰属額((%)の20%又は23.2%相当額)29」	「29」は、連結親法人の次に掲げる区分に応じそれぞれ次により記載します。 (1) 協同組合等である連結親法人及び措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である連結親法人(26)の20%又は23.2%相当額 (2) (1)以外の連結親法人(26)の20%又は23.2%相当額	

各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書

1 この明細書の用途

- (1) この明細書は、連結子法人が、法第81条の25((個別帰属額等の届出))の規定により、各連結事業年度に係る地方法第15条第1項((連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算))の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額(以下「連結地方法人税個別帰属額」といいます。)の計算の基礎を記載した書類を提出する場合に使用し、各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書に添付して提出します。
- (2) この明細書は、連結親法人が、地方法第19条第4項((確定申告))及び地方規則第6条((連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類))の規定により、地方法第19条第1項の規定による申告書に各課税事業年度に係る連結地方法人税個別帰属額の計算の基礎を記載した書類を添付する場合にも使用します。

欄	記載要領	注	意	事	項
「算出連結法人税個別	連結法人税個別帰属額届出書の「2」の金額がマイナス				
帰属額に係る連結地方	である場合には、この算式により計算した金額に△を付し				
法人税個別帰属額1」	て記載します。				
「加算調整額2」		「力	口算訓	周整額	頁8」
		の外書	書に言	己載し	た金
		額を含	含めて	て記載	はしま
		す。			
「連結留保税額の個別	連結親法人が普通法人(措置法第68条の100第1項 ((特	連約	吉親治	去人カ	ぶ協同
帰属額に係る連結地方	定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例)の規定	組合等	争又に	は特定	どの医
法人税個別帰属額5」	により承認を受けた医療法人(以下「特定の医療法人」と	療法力	しでも	ある連	植結法
	いいます。)を除きます。)である連結法人が記載します。	人は、	20	り欄を	記載
		する必	公要に	はあり)ませ
		λ_{\circ}			
「加算調整額8」の外	措置法第68条の67第1項 (連結法人に使途秘匿金の支				
書	出がある場合の課税の特例》に規定する使途秘匿金の支出				
	がある場合には、連結法人税個別帰属額届出書「10」の上				
	段に外書として記載した金額の10.3%に相当する金額を記				
	載します。この場合において、「加算調整額2」は、この				
	外書として記載した金額を含めて計算します。				
「連結欠損金の繰戻し	(1) 修正申告をする場合において、地方法第23条第1項				
による還付金の個別帰	《欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還				
属額に係る連結地方法	付》の規定により還付を受ける金額に係る還付加算金が				
人税個別帰属額12」	あるときは、その還付加算金の額(その連結法人に帰せ				
	られるものに限ります。)を含めて記載します。				
	(2) 還付所得連結事業年度に該当する課税事業年度の区				
	分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。				
	① 令和元年10月1日前に開始した課税事業年度				
	連結法人税個別帰属額届出書「13」の金額の4.4%				
	に相当する金額				
	② 令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度	<u> </u>			

欄	記載要領	注 意 事 項
	連結法人税個別帰属額届出書「13」の金額の10.3% に相当する金額	
「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額12」の外書	環付所得連結事業年度に該当する課税事業年度の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。 (1) 令和元年10月1日前に開始した課税事業年度連結法人税個別帰属額届出書「13」の上段に外書として記載した金額の4.4%に相当する金額 (2) 令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度連結法人税個別帰属額届出書「13」の上段に外書として記載した金額の10.3%に相当する金額 (選) 法人税額の計算における「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額」欄(別表一の二の「27」)の外書の金額の4.4%又は10.3%に相当する金額が、地方法人税額の計算における「この申告による還付金額」欄(別表一の二の「45」)の外書の金額を超える場合には、次により計算した金額を記載します。 (別表一の二の「45」)の外書 × 別表七の二付表一の「24」別表七の二付表一の「26」	

Ⅵ 参 考

連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類として納税地の所轄税務署長に提出する個別帰属額に関する書類については、その書類のうち連結子法人分は連結確定申告書及び地方法人税確定申告書別表により作成したものに限り添付を省略することができます。

また、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する個別帰属額等の届出書は、その連結子法人に係る各別表の付表だけでなく、その連結子法人の個別帰属額を算出するために必要な別表も提出する必要があります。

その提出する書類及び連結法人の区分ごとに、提出を要するもの(○)、省略できるもの(△)又は提出を要しないもの(×)に整理すると、次表のとおりとなります。

(注) 次表は令和3年8月2日以後に終了する連結事業年度等分の法人税及び地方法人税の申告書別表に対応しています。

別表番号等	別表の名称	連結確定	連結確定申告書 の 添 付 書 類		個別帰属額 等の届出書
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		申告書	親	子	子
1の2及び1の 2次葉	各連結事業年度の連結所得に係る申告書	0	×	×	×
	個別帰属額等の一覧表	×	((全体で) 〔1 枚〕	×
個別帰属額の届 出書	各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届 出書	×	0	0	0
個別帰属額の届 出書付表	各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額 の計算に関する明細書	×	0	0	0
2	同族会社等の判定に関する明細書	0	×	×	×
3 (2)	土地の譲渡等に係る譲渡利益金額に対する税額 の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
3 (202)	優良住宅地等のための譲渡に該当しないことと なった土地等の譲渡に係る譲渡利益金額に対す る税額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
3 (203)	確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等に関する明細書	0	0	Δ	0
3 (2の3)付表	確定優良住宅地等予定地のための譲渡に係る直 接又は間接に要した経費の額等の計算に関する 明細書	0	0	Δ	0
3 (3)	短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金 額に対する税額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
3 (4)	課税除外とされる短期所有に係る土地等(面積1,000平方メートル以上のもの)の譲渡に係る対価の額等に関する明細書	0	0	Δ	0
3 (5)	課税除外とされる短期所有に係る土地(面積1,000平方メートル未満のもの)の譲渡に係る対価の額等に関する明細書	0	0	Δ	0
3 (6)	課税除外とされる買取仲介に係る短期所有に係 る土地等の譲渡益に関する明細書	0	0	Δ	0

		連結確定	連結確定 の 添 作		個別帰属額等の届出書
別表番号等	別表の名称	申告書	親	子	子
3 (7)	課税除外とされる不動産特定共同事業契約に係る事業参加者から取得した短期所有に係る土地 等の譲渡益に関する明細書	0	0	Δ	0
302	連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額 の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
3の2付表1	連結特定同族会社の連結留保金額から控除する 連結留保控除額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
3の2付表2	連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額 の個別帰属額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
3の2付表3	連結特定同族会社の留保金個別帰属額から控除 する留保控除個別帰属額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
402	連結所得の金額の計算に関する明細書	0	×	×	×
4の2付表	個別所得の金額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
5 (1)付表	種類資本金額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
5 Ø 2 (1)	連結利益積立金額の計算に関する明細書	0	×	×	×
5の2(1)付表1	連結個別利益積立金額及び連結個別資本金等の 額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
5の2(1)付表2	連結子法人の株主等における帳簿価額修正額の うちその連結子法人に係る部分の金額の計算に 関する明細書	(子法人分のみ)	×	Δ	0
5 O 2 (2)	連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細書	0	×	×	×
5の2(2)付表	各連結法人の租税公課の納付状況等に関する明 細書	0	0	Δ	0
6 (2)付表1	国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算 に関する明細書	0	0	Δ	0
6 (2)付表 2	国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する 負債の利子の損金不算入額の計算及び銀行等の 資本に係る負債の利子の損金算入額の計算に関 する明細書	0	0	Δ	0
6 (2)付表 3	国外事業所等帰属資本相当額の計算に関する明 細書	0	0	Δ	0
6 (2)付表 4	保険会社の投資資産超過額に係る投資収益の益 金不算入に関する明細書	0	0	Δ	0
6 (202)	当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象 外国法人税額に関する明細書	0	0	Δ	0
6 (3)	外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超 過額等の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
6(3)付表1	地方税の控除限度額の計算の特例に関する明細 書	0	0	Δ	0
6(3)付表2	適格合併等に係る合併法人等の調整後の繰越控 除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計算に関 する明細書	0	0	Δ	0
6(3)付表3	適格分割等に係る分割法人等の調整後の繰越控 除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計算に関 する明細書	0	0	Δ	0

別表番号等	別表の名称	連結確定		定申告書	個別帰属額 等の届出書
別 仅 宙 7 寺	別収り有物	申告書	親	子	子
6 (4)	控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法 人税額に関する明細書	0	0	Δ	0
6 (4 Ø 2)	外国子会社配当益金不算入の対象とならない剰 余金の配当等の額のうち特定課税対象金額等を 超える金額等に対応する控除対象外国法人税額 又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書	0	0	Δ	0
6 (5)	利子等に係る控除対象外国法人税額又は個別控 除対象外国法人税額等に関する明細書	0	0	Δ	0
6 (35)	リース特別控除取戻税額に関する明細書	0	0	Δ	0
6 (36)	リース資産の使用状況等に関する明細書	0	\circ	Δ	0
6 O 2 (1)	連結事業年度における所得税額の控除に関する 明細書	0	0	Δ	0
6 O 2 (2)	連結事業年度における外国税額の控除に関する 明細書	0	0	Δ	0
6の2(2)付表	各連結法人の外国税額の控除に関する明細書	0	0	Δ	0
6 Ø 2 (2 Ø 2)	連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除及び各連結法人の地方法人税の額から控除する分配時調整外国税相当額の個別帰属額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
6 O 2 (3)	法人税の額から控除される特別控除額に関する 明細書	0	0	Δ	0
6の2(3)付表	前期繰越分に係る当期税額控除可能額及び調整 前連結税額超過構成額に関する明細書	0	0	Δ	0
6 O 2 (4)	特定税額控除規定の適用可否の判定に関する明 細書	0	0	Δ	0
6 Ø 2 (5)	一般試験研究費に係る法人税額の特別控除に関 する明細書	0	0	Δ	0
6の2(5)付表	各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する 明細書	0	0	Δ	0
6 Ø 2 (6)	中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書	0	0	Δ	0
6の2(6)付表	各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する 明細書	0	0	Δ	0
6 O 2 (7)	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に おける各連結法人の比較試験研究費の額及び平 均売上金額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
6 O 2 (8)	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に おける基準年度比売上金額減少割合及び基準年 度試験研究費の額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
6 O 2 (9)	特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書	0	0	Δ	0
6の2(9)付表	各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する 明細書	0	0	Δ	0
6 Ø 2 (10)	高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の 法人税額の特別控除に関する明細書	0	0	Δ	0
6の2(10)付表	高度省エネルギー増進設備等の取得価額に関す る明細書	0	0	Δ	0

別表番号等	別表の名称	連結確定		定申告書	個別帰属額 等の届出書
加权雷力书	加权砂石和	申告書	親	子	子
6 Ø 2 (11)	中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税 額の特別控除に関する明細書	0	0	Δ	0
6 の 2 (11)付表	機械等の取得価額に関する明細書	0	0	\triangle	0
6 の 2 (12)	沖縄の特定地域において工業用機械等を取得し た場合の法人税額の特別控除に関する明細書	0	0	Δ	0
6 の 2 (12)付表	工業用機械等の取得価額に関する明細書	0	\circ	Δ	0
6 O 2 (13)	国家戦略特別区域において機械等を取得した場 合の法人税額の特別控除に関する明細書	0	0	Δ	0
6 の 2 (13)付表	機械等の取得価額に関する明細書	0	\circ	Δ	0
6 O 2 (14)	国際戦略総合特別区域において機械等を取得し た場合の法人税額の特別控除に関する明細書	0	0	Δ	0
6 の 2 (14)付表	機械等の取得価額に関する明細書	0	\circ	Δ	0
6 O 2 (15)	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事 業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控 除に関する明細書	0	0	Δ	0
6 の 2 (15)付表	特定事業用機械等の取得価額に関する明細書	0	0	\triangle	0
6 O 2 (16)	地方活力向上地域等において特定建物等を取得 した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	0	0	Δ	0
6 の 2 (16)付表	特定建物等の取得価額に関する明細書	0	0	Δ	0
6 O 2 (17)	地方活力向上地域等において雇用者の数が増加 した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	0	0	Δ	0
6の2(17)付表1	各連結法人の基準雇用者数等、給与等支給額及 び比較給与等支給額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
6の2(17)付表2	地方事業所特別税額控除限度額に係る加算対象 税額控除限度額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
6 の 2 (17)付表 3	各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する 明細書	0	0	Δ	0
6 O 2 (18)	認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄 附をした場合の法人税額の特別控除に関する明 細書	0	0	Δ	0
6 の 2 (18)付表	調整前個別帰属法人税額の計算に関する明細書	0	\circ	\triangle	0
6 の 2 (19)	特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場 合の法人税額の特別控除に関する明細書	0	0	Δ	0
6 の 2 (19)付表	経営改善設備の取得価額に関する明細書	0	\circ	Δ	0
6 の 2 (20)	中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得し た場合の法人税額の特別控除に関する明細書	0	0	Δ	0
6の2(20)付表	特定経営力向上設備等の取得価額に関する明細書	0	0	Δ	0
6 O 2 (21)	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人 税額の特別控除に関する明細書	0	0	Δ	0
6の2(21)付表	各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明 細書	0	0	Δ	0

別表番号等	別表の名称	連結確定		定申告書	個別帰属額 等の届出書
別 衣 笛 万 守	別表の右枠	申告書	親	子	子
6 O 2 (22)	中小連結法人が給与等の引上げを行った場合の法 人税額の特別控除に関する明細書	0	0	Δ	0
6の2(22)付表	各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明 細書	0	0	Δ	0
6 0 2 (23)	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の 法人税額の特別控除における各連結法人の個別 給与控除額の計算に関する明細書	0	0	\triangle	0
6 Ø 2 (24)	給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	0	0	\triangle	0
6の2(24)付表	各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する 明細書	0	0	\triangle	0
6 O 2 (25)	中小連結法人の給与等の支給額が増加した場合 の法人税額の特別控除に関する明細書	0	0	Δ	0
6の2(25)付表	各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する 明細書	0	0	Δ	0
6 O 2 (26)	給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除における各連結法人の個別給与控除額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
6 O 2 (27)	認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した 場合の法人税額の特別控除に関する明細書	0	0	Δ	0
6の2(27)付表	認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額に関する明細書	0	0	Δ	0
6 O 2 (28)	革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税 額の特別控除に関する明細書	0	0	Δ	0
6の2(28)付表	革新的情報産業活用設備の取得価額及び継続雇 用者給与等支給額等の計算に関する明細書	0	0	\triangle	0
6 0 2 (29)	事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別 控除に関する明細書	0	0	Δ	0
6の2(29)付表	事業適応設備の取得価額等に関する明細書	0	0	\triangle	0
6 O 2 (30)	特定復興産業集積区域若しくは復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	0	0	Δ	0
6の2(30)付表	機械等の取得価額に関する明細書	0	0	\triangle	0
6 O 2 (31)	特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	0	0	Δ	0
7の2	連結欠損金等の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0
7の2付表1	連結欠損金当期控除額及び連結欠損金個別帰属 額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
7の2付表2	連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額 の調整計算に関する明細書	0	0	Δ	0

別表番号等	別表の名称	連結確定	連結確定 の 添 f	個別帰属額 等の届出書					
別 衣 留 万 守	別表り名称	申告書	親	子	子				
7の2付表3	連結法人の災害により生じた損失の額等の計算に 関する明細書	0	0	Δ	0				
7の2付表4	更生欠損金の損金算入及び民事再生等評価換え が行われる場合の再生等欠損金の損金算入に関す る明細書								
7の2付表5	民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等 欠損金の損金算入及び解散の場合の欠損金の損金 算入に関する明細書	全の損金算入及び解散の場合の欠損金の損金 ○ △ △ △ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □							
7の2付表6	認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入 の特例に関する明細書	0	0	Δ	0				
8 (2)	外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書	0	0	Δ	0				
8 (3)	特定支配関係のある他の法人から受ける対象配 当等の額等に関する明細書	0	0	\triangle	0				
802	連結事業年度における受取配当等の益金不算入に 関する明細書	0	0	Δ	0				
8の2付表	連結事業年度における受取配当等の益金不算入の 個別帰属額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0				
9 (1)	保険会社の契約者配当の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0				
9 (2)	組合事業等による組合等損失額の損金不算入又は 組合等損失超過合計額の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0				
10(2)	国家戦略特別区域における指定法人の所得又は 連結所得の特別控除に関する明細書	0	0	Δ	0				
10(3)	探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除 に関する明細書	0	0	Δ	0				
10(4)	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に 係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金 算入に関する明細書	0	0	Δ	0				
10(4)付表1	日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0				
10(4)付表2	日本船舶外航事業に係る当期利益の額又は当期欠 損の額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0				
10(7)	社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格 法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特 別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算 入に関する明細書	0	0	Δ	0				
1002(1)	沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する明 細書	0	0	Δ	0				
100 2 (2)	収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連 結所得の特別控除等並びに資産の譲渡に係る特別 控除額の損金不算入に関する明細書	0	0	Δ	0				
100 2 (3)	特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定の金額の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0				
10の2(3)付表	各特定株式の特別勘定の金額に関する明細書	0	0	\triangle	0				
11(1)	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入 に関する明細書	0	0	Δ	0				

別表番号等	別表の名称	連結確定	連結確定の 添く	個別帰属額 等の届出書				
別 农 笛 々 寺	加权处理物	申告書	親	子	子			
11(102)	一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入 に関する明細書	0	0	Δ	0			
11(2)	返品調整引当金の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0			
12(1)	海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0			
12(2)	中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入に 関する明細書	F編投資損失準備金の損金算入に ○						
12(3)	新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に 関する明細書	0	0	Δ	0			
12(4)	金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0			
12(5)	廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の 損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0			
12(6)	特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備 金の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0			
12(7)	新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入に関す る明細書	0	0	Δ	0			
12(8)	原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明 細書	0	0	Δ	0			
12(9)	特定原子力施設炉心等除去準備金の損金算入に 関する明細書	0	0	Δ	0			
12(10)	保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する 明細書	0	0	Δ	0			
12(11)	関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関す る明細書	0	0	Δ	0			
12 (12)	中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0			
12 (13)	特別修繕準備金の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0			
12(14)	農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計 画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧 縮額の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0			
12 (15)	再投資等準備金の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0			
12 (16)	福島再開投資等準備金の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0			
12(17)	特定事業再編投資損失準備金の益金算入に関す る明細書	0	0	Δ	0			
12(18)	岩石採取場及び露天石炭採掘場に係る特定災害 防止準備金の益金算入に関する明細書	0	0	Δ	0			
12 (19)	特定都市鉄道整備準備金の益金算入に関する明細書	0	0	Δ	0			
13(1)	国庫補助金等、工事負担金及び賦課金で取得した 固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0			
13(2)	保険金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0			
13(3)	交換により取得した資産の圧縮額の損金算入に関 する明細書	0	0	Δ	0			

別表番号等	別表の名称	連結確定	連結確? の 添 イ	個別帰属額 等の届出書						
加水田小子), 34 42 44 HT	申告書	親	子	子					
13(4)	収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金 算入に関する明細書	0	0	Δ	0					
13(5)	特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額 等の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0					
13(6)	特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の 損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0					
13(7)	特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い 取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関す る明細書	通財産とその隣接する土地等の交換に伴い た特定普通財産の圧縮額の損金算入に関す ○ △ △								
13(8)	平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の 圧縮額の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0					
13(9)	賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金 算入に関する明細書	0	0	Δ	0					
13 (10)	転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等 の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0					
14(1)	民事再生等評価換えによる資産の評価損益に関す る明細書	0	0	Δ	0					
14(3)	譲渡制限付株式に関する明細書	0	0	Δ	0					
14(4)	新株予約権に関する明細書	0	0	Δ	0					
14(5)	完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整 に関する明細書	0	0	Δ	0					
14(6)	特定資産譲渡等損失額の損金不算入に関する明細 書	0	0	Δ	0					
14(6)付表1	支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額 を下回っていない資産並びに時価純資産価額及び 簿価純資産価額等に関する明細書	0	0	Δ	0					
14(6)付表2	みなし特定引継資産又はみなし特定保有資産の特例計算をした場合の特定資産譲渡等損失額の損金 不算入に関する明細書	0	0	Δ	0					
14(6)付表3	関連法人支配関係事業年度開始日における時価が 帳簿価額を下回っていない資産並びに時価純資産 価額及び簿価純資産価額等に関する明細書	0	0	Δ	0					
14(7)	リース譲渡に係る収益及び費用の益金及び損金算 入に関する明細書	0	0	Δ	0					
14(8)	公益法人等が普通法人等に移行する場合等の累積 所得金額又は累積欠損金額の益金又は損金算入 等に関する明細書	0	0	Δ	0					
140 2	連結事業年度における寄附金の損金算入に関する 明細書	0	0	Δ	0					
15の 2	交際費等の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0					
16(1)	旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額 の計算に関する明細書	0	0	Δ	0					
16(2)	旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額 の計算に関する明細書	0	0	Δ	0					
16(3)	旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減 価償却資産の償却額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0					

別表番号等	別表の名称	連結確定		定申告書	個別帰属額 等の届出書
別 仅 笛 勺 寸	加权处理机	申告書	親	子	子
16(4)	旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に 関する明細書	0	0	Δ	0
16(5)	取替法による取替資産の償却額の計算に関する明 細書	0	0	Δ	0
16(6)	繰延資産の償却額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
16(8)	一括償却資産の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0
16(9)	特別償却準備金の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0
16 (10)	資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0
16 (11)	非適格合併等に係る調整勘定の計算の明細書	0	0	Δ	0
17(1)	国外支配株主等に係る負債の利子等の損金算入に 関する明細書	0	0	Δ	0
17(1)付表	国外支配株主等及び特定債券現先取引等に関す る明細書	0	0	Δ	0
17(2)	対象純支払利子等の額の損金不算入の適用除外 に関する明細書	0	×	×	×
17(3)	添付対象外国関係会社の名称等に関する明細書	0	0	Δ	0
17(3)付表1	添付対象外国関係会社に係る株式等の保有割合 等に関する明細書	0	0	Δ	0
17(3)付表2	添付対象外国関係会社に係る外国関係会社の区 分及び所得に対する租税の負担割合の計算に関す る明細書	0	0	Δ	0
17(302)	特定外国関係会社又は対象外国関係会社の適用 対象金額等の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
17(303)	外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社 に係る部分適用対象金額及び特定所得の金額等の 計算に関する明細書	0	0	Δ	0
17(3の3)付表	外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社 に係る特定所得の金額の計算等に関する明細書	0	0	Δ	0
17(304)	外国金融子会社等に係る金融子会社等部分適用 対象金額及び特定所得の金額等の計算に関する明 細書	0	0	Δ	0
17(3の4)付表	外国金融子会社等に係る特定所得の金額の計算等 に関する明細書	0	0	Δ	0
17(305)	外国関係会社の課税対象金額等に係る控除対象 外国法人税額等の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
17(306)	外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額 及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関 する明細書	0	0	Δ	0
17(3の6)付表	外国関係会社の課税対象金額等に係る控除対象 所得税額等相当額等の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
17(307)	特定課税対象金額又は特定個別課税対象金額等 がある場合の外国法人から受ける配当等の益金不 算入額等の計算に関する明細書	0	0	Δ	0

別表番号等	別 表 の 名 称	連結確定	連結確定 の 添 作	個別帰属額 等の届出書	
n x 曲 7 寸	M 24 0 74 W	申告書	親	子	子
17(3の7)付表1	適格組織再編成に係る合併法人等の調整後の課 税済金額等の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
17(3の7)付表2	適格分割等に係る分割法人等の調整後の課税済 金額等の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
17(308)	間接特定課税対象金額又は間接特定個別課税対象金額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
17(309)	特殊関係内国法人及び添付対象外国関係法人の 状況等に関する明細書	0	0	Δ	0
17(4)	国外関連者に関する明細書	0	0	Δ	0
170 2 (1)	連結法人の対象純支払利子等の額の損金不算入 に関する明細書	0	×	×	×
17の2(1)付表1	各連結法人の対象支払利子等の額の計算に関する 明細書	0	0	Δ	0
17の2(1)付表2	各連結法人の控除対象受取利子等合計額の計算 に関する明細書	0	0	Δ	0
17の2(1)付表3	調整対象金額に係る調整額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
170 2 (2)	連結超過利子額の損金算入に関する明細書	0	0	Δ	0
17の2(2)付表1	連結超過利子個別帰属額の計算に関する明細書	0	0	Δ	0
17の2(2)付表2	連結超過利子額当期損金算入前の連結超過利子 個別帰属額の調整計算に関する明細書	0	0	Δ	0

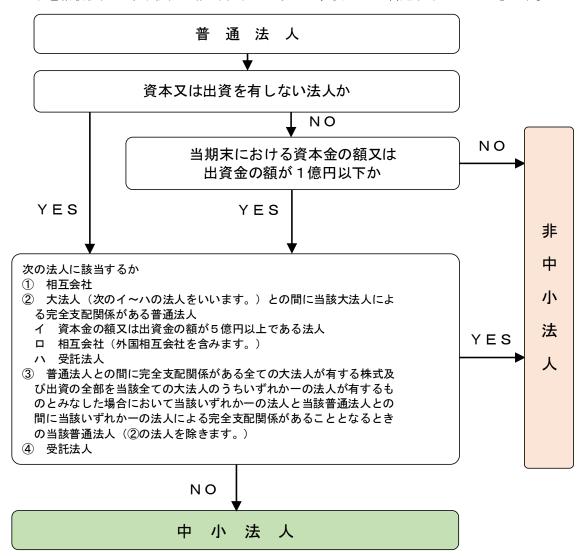
(注) 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書別表の用紙は、国税庁のホームページ(https://www.nta.go.jp)の所定の場所(「税の情報・手続・用紙」→「申告手続・用紙」→「確定申告等情報」→「法人税」→「法人税及び地方法人税の申告(法人税申告書別表等)」)に掲載しておりますので、印刷して御使用ください。

Ⅷ 中小連結法人の判定等

(1) 別表一の二における中小法人の判定

① 法人税率の軽減措置

法人税額を計算するに当たり、連結親法人が中小法人等(普通法人のうち中小法人に該当するもの又は協同組合等)に該当する場合には軽減税率が適用されます(法81の12②③⑥)。普通法人である連結親法人が中小法人に該当するかどうかは、次により判定することができます。

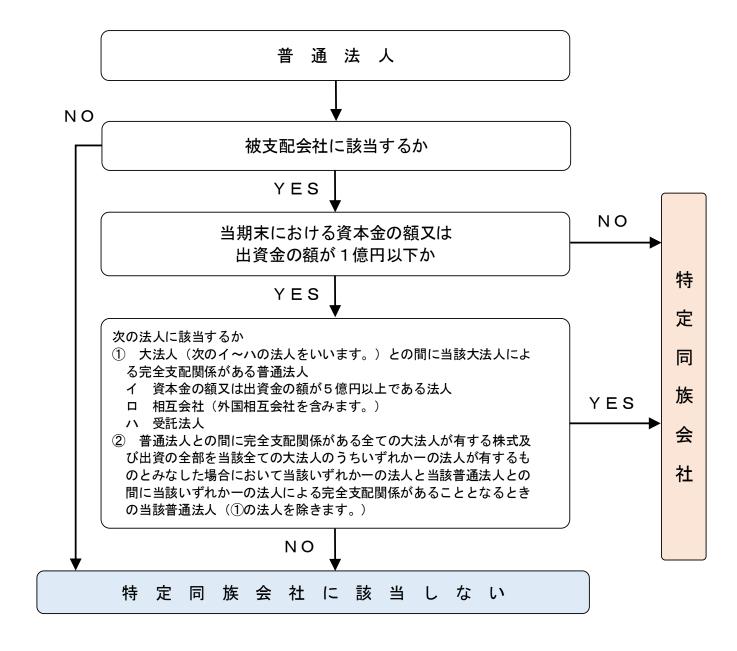


② 軽減税率の特例措置

中小法人等である連結親法人(普通法人である連結親法人のうち適用除外事業者に該当するものを除きます。)に対しては軽減税率の特例措置(一定の普通法人である連結親法人の連結所得金額のうち年800万円以下の金額に対する税率:19%→15%、協同組合等又は特定の医療法人である連結親法人の連結所得金額のうち年800万円以下の金額に対する税率:20%→16%)が適用されます(措置法68の8)。適用除外事業者の判定については、110ページを参照してください。

(2) 別表二及び三の二における特定同族会社の判定

連結親法人が特定同族会社に該当するかどうかは、次により判定することができます(法67①②、81の13①)。



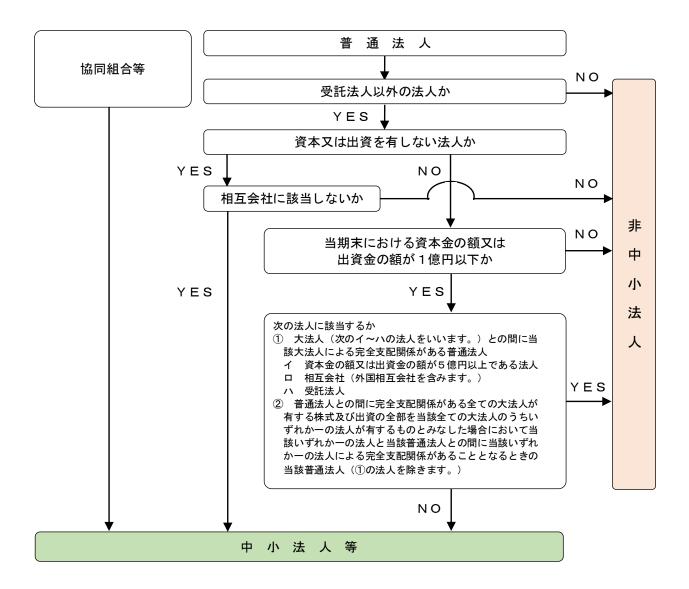
(注)1 適用除外事業者の判定は必要ありません。

2 被支配会社とは、会社(投資法人を含みます。)の株主等(その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除きます。)の1人並びにこれと特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資(その会社が有する自己の株式又は出資を除きます。)の総数又は総額の100分の50を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合等におけるその会社をいいます(法67②、令139の7)。

なお、被支配会社で、被支配会社であることについての判定の基礎となった株主等のうちに被支配会 社でない法人がある場合には、その法人をその判定の基礎となる株主等から除外して判定することにな ります (法67①)。

(3) 別表七の二における中小法人等の判定

連結親法人が中小法人等に該当する場合、連結欠損金額の控除限度額は控除前連結所得金額となります(法81の9®)。連結親法人が中小法人等に該当するかどうかは、次により判定することができます。

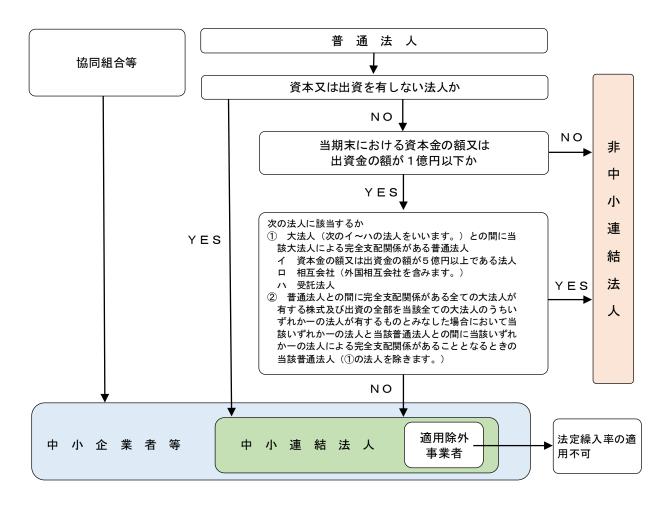


(注) 適用除外事業者の判定は必要ありません。

(4) 別表十一(一)及び(一の二)における中小企業者等の判定

① 貸倒引当金の損金算入

連結親法人が中小企業者等に該当する場合の連結親法人及び当該連結親法人の連結子法人(中小企業者等に該当するものに限ります。)並びに銀行、保険会社を含む一定の金融業を営む連結法人等は、一定の額を限度として貸倒引当金勘定に繰り入れた金額を損金算入することができます(法52①②)。このうち中小企業者等に該当するかどうかは、次により判定することができます。



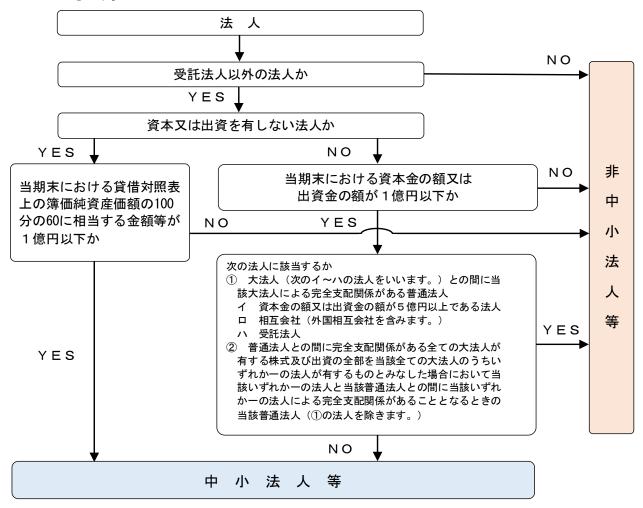
(注) 協同組合等は適用除外事業者の判定は必要ありません。

② 法定繰入率を適用することができる場合

中小企業者等(相互会社を除きます。)に該当する連結親法人(中小連結法人にあっては、適用除外事業者に該当するものを除きます。)又は当該連結親法人と連結完全支配関係にある連結子法人(資本金の額又は出資金の額が1億円超のものを除きます。)は、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の計算において法定繰入率を適用することができます(措置法68の59、措置法令39の86③)。適用除外事業者の判定については、110ページを参照してください。

(5) 別表十五の二における中小法人等の判定

連結親法人が中小法人等に該当する場合、交際費等の損金算入限度額の計算上、定額控除限度額を適用することができます(措法68の66②)。連結親法人が中小法人等に該当するかどうかは、次により判定することができます。



(注) 適用除外事業者の判定は必要ありません。

(6) 中小連結法人向け租税特別措置等の適用を受ける場合の判定

「中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書」(別表六の二(六))などのように中小連結法人のみが適用を受けることができる租税特別措置(税額控除や特別償却等)や一定の取扱いが設けられています(上記(1)・(4)を除きます。)。各租税特別措置に対応する別表は次のとおりです。

No.	別表番号	別表名
1	六の二(五)	一般試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書
2	六の二份	中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書
3	六の二(九)	特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書
4	六の二(+)	高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
(5)	六の二(+-)	中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書(※)
(6)	六の二(十五)	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控
0	/\(\mathreal{O} \)(\(\pi\))	除に関する明細書
7	六の二(+六)	地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
(8)	大の二(+八)	認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明
8	ハの一(十八)	細書
9	六の二(十九)	特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書(※)
(10)	六の二(二+)	中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
(10)	/\(\mathreal{O}(_T)	(※)
(1)	六の二(二十二)	中小連結法人が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書
12	六の二(二十五)	中小連結法人の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
13	六の二(二十七)	認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
14)	六の二(二十八)	革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
15	六の二(二十九)	事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

上記別表は、国税庁ホームページ(令和3年4月以降に提供した法人税等各種別表関係(令和3年4月1日以後終了事業年度等又は連結 事業年度等分))に掲載しています。

上記の各租税特別措置を適用する上で「中小連結法人」に該当するかどうかは、次の「中小連結法人の判定表」により判定することができます。

- (※) 令和3年4月1日前に取得等をした対象資産についてNo.⑤、⑨又は⑩の規定の適用を受ける場合には、 次の「中小連結法人の判定表」下の(注)の大規模法人から独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小企 業等経営強化法の認定を受けたいわゆる事業承継ファンドの出資に係る部分に限ります。)及び中小企業 投資育成株式会社を除きます。
- (注) 適用除外事業者に該当する法人は、中小連結法人向け租税特別措置の適用を受けることができませんので御注意ください。適用除外事業者の判定については、110ページを参照してください。

			中	小	連	結	法	人	の	判	定	表		
	発 出								大	株	順位	大規模法人名		株式数又は 出資金の額
		のうちその有する自己の株式又は 資の総数又は総額								式	1		i	
連	差	引 (a)-(b)	с						模法	数			j	
結親法	常	時使用する従業員の数	d					人	人	等			k	
人の小	大数	第 1 順 位 の 株 式 数 又 は 出 資 金 の 額 (i)	е						の	,			1	
状況	規等の法保	保 有 割 合 (e)/(c)	f					%	保有	の			m	
	人有 の割	大規模法人の保有する 株式数等の計(o)	g							明			n	
	株合 式	保 有 割 合 (g)/(c)	h					%	る	細	(i)-	計 +(j)+(k)+(l)+(m)+(n)	0	
連結	親法人	資本金の額又は出資金の額 が 1 億 円 以 下 の 法 人		「f」が1/2以上又は「h」が2/3以上の場合							⇒「中小連結法人」			
の判定		資本又は出資を 有しない法人		「d」が1,000人を超える場合								非該当		
	子法人 判定	資本金の額又は出資金の額 が 1 億 円 以 下 の 法 人	連結親法人が「中小連結法人」非該当の場合						⇒「中小連結法人」 非該当					

「大規模法人の保有する株式数等の明細 $i \sim n$ 」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

- (注) 大規模法人とは、次のイ~ハの法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。
 - イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
 - ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人
 - ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人
 - (4) 大法人(次のA~Cの法人をいいます。)との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人
 - A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人
 - B 相互会社及び外国相互会社のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人
 - C 受託法人
 - (p) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人((4)の法人を除きます。)

(7) 適用除外事業者の判定

適用除外事業者とは、中小連結法人向け租税特別措置の適用を受けようとする連結親法人(以下「判定連結親法人」といいます。)及び当該判定連結親法人の連結子法人のうち、その連結事業年度(以下「判定対象年度」といいます。)開始の目前3年以内に終了した各連結事業年度(以下「基準年度」といいます。)の連結所得金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額(次の①~③に掲げる事由がある場合には、その計算した金額に一定の調整を加えた金額)が15億円を超える法人をいいます(措置法68の9®七、措置法令39の39②~②)。

したがって、次の①~③に掲げる事由に該当することがなければ、単純に、合計で36月以上となる 各基準年度の連結所得金額の合計額をその合計月数で除し、12を乗じて計算した金額が15億円を超え るかどうかで判定することとなります。

- ① 判定連結親法人又はその連結子法人(判定連結親法人による連結完全支配関係にあった法人を含みます。以下「連結子法人等」といいます。)が特定合併等に係る合併法人等に該当すること【2号】
 - (注) 特定合併等とは、合併等(合併、分割、現物出資、事業の譲受け又は特別の法律に基づく承継)のうち、 判定対象年度開始の日から起算して3年前の日(以下「基準日」といいます。)から判定対象年度開始の日 の前日までの間に行われた法人を設立する合併等で事業を移転するものなどをいいます(措置法令39の39 ③一)。
- ② 判定連結親法人が基準日の翌日から判定対象年度開始の日までの期間内に連結納税の承認を受けたこと又は連結子法人等がその期間内において判定連結親法人による連結完全支配関係を有することとなったこと【3号】
- ③ 判定連結親法人の各基準年度の中途においてその判定連結親法人の連結子法人が連結納税の承認を取り消されたこと【4号】

適用除外事業者に該当するかどうかは、次表により判定することができます。

	適	用	除	外	事	業	者	່າ	判	定	表	
	判定連結親法人	及び各連	結法人等	≨の全て7	がその設立	の目の	翌日」	以後3年を	経過してい	ゝない場合	ì	非該当
***************************************	調整計算の要否	5			不要	•]	要(措	置法令第3	9条の39第	21項第() 号)	
	連結事業年度	2	(別妻	F度の連結 そ一の二「1 ナスの場合	」等)	額	欠損金の	けする法人)繰戻し還 : なった連	付の金額 結欠損金	の計算の	各基準年度の 月数 3	
	•	•			1		円				円	S
基準年	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•										
度		•										
	計											
	基準年月 (((1の計)-		, 連結所得) /(3の		12		4					円
調整	(((1の計) —	(3の計) >	h) — (2の > 36の場合) /(3の	合には、	6の金額)		5					
計算		合併	等調整額	額			6					
が「要」		始等調	整額			7						
」であ		图			8							
る場合	計 (5)+(6)+(7)+(8)						9					
		結所得9 9)/3	金額			10						
•	適用除外事業者の判定 ((4)又は(10)>15億円は該当)								Ē	核当・非	丰該当	

- イ 判定連結親法人及び各連結法人等の全てが設立の日の翌日以後3年を経過していない場合には、 適用除外事業者に該当しません。ただし、特定合併等が行われた場合には設立の日に一定の調整を して判定を行うことになりますので御注意ください。
- ロ 上記①~③の事由に該当する場合には、「調整計算の要否」の「要(措置法令第39条の39第21項第 ()号)」欄に該当する号(上記①~③の【 】の号)を記載します(複数の号に該当する場合は全て記載します。)。この場合、基準年度の平均連結所得金額に一定の調整を加えて計算した金額(「5」から「10」までの各欄)により適用除外事業者の判定を行うことになりますので御注意ください。
- ハ 「合併等調整額6」には、措置法令第39条の39第22項第2号に規定する合併等調整額を記載します。
- 二 「連結開始等調整額7」には、措置法令第39条の39第22項第3号に規定する連結開始等調整額を 記載します。
- ホ 「連結離脱調整額8」には、措置法令第39条の39第22項第4号に規定する連結離脱調整額を記載 します。